

## 厚生文教常任委員会報告事項資料

資料 番号	資 料 名	所 管 課
1	映画「地上の星 - 二宮金次郎伝」に対する小田原市の支援案について	生涯学習課
2	新たな住民窓口サービスと支所等の再編について	生涯学習課 図 書 館
3	第7期おだわら高齢者福祉介護計画(素案)について	高齢介護課
4	第5期小田原市障がい福祉計画(素案)について	障がい福祉課
5	江之浦保育園の廃止について	保 育 課
6	小田原市立病院職員の処分について	経営管理課
7	学校教育振興基本計画の改定について	教育総務課
8	小田原市いじめ防止基本方針の改定について	教育指導課

平成29年12月6日



## 映画「地上の星 - 二宮金次郎伝」に対する小田原市の支援案について

## 1 映画「地上の星 - 二宮金次郎伝」について

## (1) スタッフ及びキャスト

監督：五十嵐匠 「長州ファイブ」、「地雷を踏んだらサヨウナラ」、「十字架」等

脚本：柏田文夫 「武士の家計簿」等

プロデューサー：永井正夫 「のぼうの城」、「武士の家計簿」等

俳優：合田雅吏 TVドラマ「水戸黄門」等

俳優：榎木孝明 「天と地と」、TVドラマ「ロマンス」、TVドラマ「浅見光彦シリーズ」等

## (2) 製作スケジュール

平成30年1月6日～8日	子役オーディション（尊徳記念館）
平成30年3月～4月	メインシーン撮影
平成30年10月～平成31年1月	完成
平成31年1月～	関係自治体での先行上映
平成31年5月～	全国映画館で上映

## 2 支援組織について

## (1) 名称

（仮称）「地上の星 - 二宮金次郎伝」市民応援団おだわら

## (2) 組織

会長：蓑宮武夫、副会長：古川達高、他民間団体・企業、小田原市、20人程度

## (3) 事務局

小田原市文化部生涯学習課

## (4) 市民応援団の活動内容

- ① 製作委員会に対する市民の推譲金による資金援助
- ② 市民上映会の開催（小学校4年生の親子を招待を含む）
- ③ ロケ協力
- ④ 宣伝協力
- ⑤ その他

## 3 小田原市の支援案について

人的援助（事務局機能）、資金的援助



## 新たな住民窓口サービスと支所等の再編について

### 1 実施方針

#### (1) 支所等住民窓口

マイナンバーカードを用いたコンビニエンスストアでの証明書交付サービスや郵便局（10局）との業務提携による郵便局窓口での証明書交付サービスを実施する。

支所等住民窓口は、施設の老朽化や利用状況等を考慮し、現在の16か所から5か所に縮減し、11か所を一斉に廃止する。

これに合わせて、本庁の火曜日窓口延長やマロニエ住民窓口の休日開庁の見直し及び本庁の休日開庁の実施を検討する。

#### ア コンビニエンスストア・郵便局での証明書交付サービス

【開始予定日】 平成31年1月15日（火）

【証明書交付手数料】 市窓口と同額

#### イ 存続・廃止窓口

存続窓口	本庁戸籍住民課・マロニエ住民窓口・いずみ住民窓口・こゆるぎ住民窓口・アークロード市民窓口
廃止窓口	大窪支所・早川支所・豊川支所・上府中支所・下曾我支所・片浦支所・曾我支所・中央連絡所・国府津駅前窓口コーナー・酒匂窓口コーナー・桜井窓口コーナー

【廃止予定日】 平成31年3月15日（金）

#### (2) 廃止窓口の支所等に併設される社会教育施設について

#### ア 生涯学習センター分館（豊川分館、上府中分館、曾我分館、片浦分館、大窪分館）

支所廃止に合わせて廃止することを基本とするが、今後の機能の配置について、公共施設再編基本計画策定と合わせて検討する。

#### イ 国府津駅前ふらっとスポット

窓口コーナー廃止に合わせ廃止するが、集会機能については確保する。なお、その手法は、国府津駅周辺整備事業に合わせて検討する。

#### ウ 図書館分館（豊川分館、上府中分館、曾我分館、片浦分館）

支所廃止に合わせて4分館を廃止する。現在、分館利用者は多くないが、引き続き図書機能を要望する地域については、自動車文庫の配本所の設置について調整を行う。

2 新たな住民窓口サービスと支所等の再編に関する市民説明会の開催予定

日 時	会 場	定 員
平成29年12月15日(金) 午後7時から	マロニエ2階集会室202	100人
12月16日(土) 午後2時から	市役所7階大会議室	300人
12月17日(日) 午後2時から	マロニエ2階集会室202	100人

※上記説明会に加え、地域に出向いて丁寧に説明をしていきたいと考えている。

支所等住民窓口の利用状況及び生涯学習センター分館等の利用状況等

1 支所等住民窓口の利用状況等

(1) 支所等住民窓口の利用状況

住民窓口取扱件数の推移

取扱業務	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 28 年度	減少率 (H18 比較)
証明交付業務 (件)	288,572	254,435	240,689	△17%
届出業務 (件)	107,914	95,649	74,420	△31%
収納業務 (件)	445,950	392,538	336,439	△25%

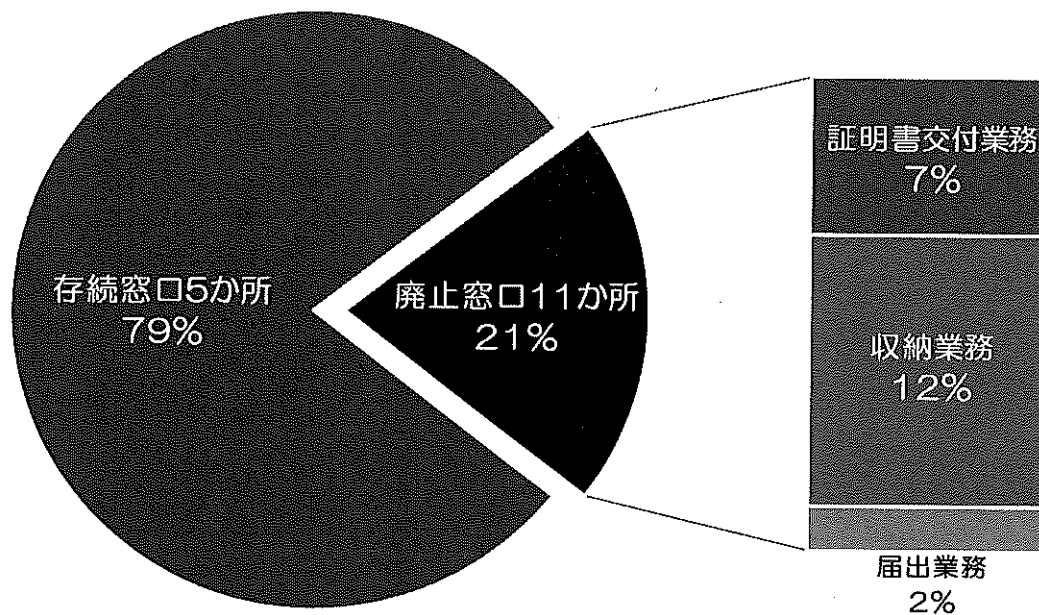
住民窓口取扱件数及び利用状況 (平成 28 年度) (内訳)

住民窓口名	築年	証明交付業務		届出業務		収納業務		合計	
		件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
本庁戸籍住民課	S51	107,525	44.7	30,254	40.6	88,230	26.2	226,009	34.7
マロニエ住民窓口	H7	43,128	17.9	19,245	25.9	81,905	24.4	144,278	22.1
いずみ住民窓口	H17	14,981	6.2	8,302	11.1	29,643	8.8	52,926	8.1
こゆるぎ住民窓口	H19	6,483	2.7	2,979	4.0	9,881	2.9	19,343	3.0
アークロード市民窓口	—	21,133	8.8	—	—	51,580	15.3	72,713	11.2
大窪支所	S3	4,751	2.0	1,996	2.7	9,291	2.8	16,038	2.5
早川支所	—	2,685	1.1	1,007	1.3	5,055	1.5	8,747	1.3
豊川支所	S29	8,354	3.5	2,799	3.8	15,515	4.6	26,668	4.1
上府中支所	S29	2,920	1.2	1,084	1.5	5,661	1.7	9,665	1.5
下曾我支所	H4	3,052	1.3	1,344	1.8	5,623	1.7	10,019	1.5
片浦支所	S28	598	0.2	270	0.4	918	0.3	1,786	0.3
曾我支所	S31	1,815	0.8	483	0.6	2,800	0.8	5,098	0.8
中央連絡所	S40	9,189	3.8	4,657	6.3	14,958	4.5	28,804	4.4
国府津駅前窓口コーナー	H8	3,929	1.6	—	—	4,483	1.3	8,412	1.3
酒匂窓口コーナー	S59	3,451	1.4	—	—	3,724	1.1	7,175	1.1
桜井窓口コーナー	S63	6,695	2.8	—	—	7,172	2.1	13,867	2.1
合計		240,689	100.0	74,420	100.0	336,439	100.0	651,548	100.0

※収納件数には手数料徴収件数が含まれる。

存続窓口・廃止窓口の利用状況（平成 28 年度）

	住民窓口名	全取扱件数(件)	割合 (%)
存続窓口	本庁戸籍住民課・マロニエ住民窓口・いずみ住民窓口・ こゆるぎ住民窓口・アークロード市民窓口	515,269	79
廃止窓口	上記を除く支所等住民窓口	136,279	21
	合 計	651,548	100





支所等再編後の住民窓口業務の取扱いの考え方について

住民窓口の取扱業務		現 状	再編後
証明書交付業務	住民票の写し	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、アークロード、各支所、連絡所、窓口コーナー	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、アークロード コンピエンスストア・郵便局 ※住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄・抄本、戸籍の附票の写し、市民税・県民税証明書は、コンピエンスストア・郵便局での証明書交付サービスの対象となる。
	印鑑登録証明書		
収納業務	戸籍謄・抄本	マロニエ、いずみ、こゆるぎ、アークロード、各支所、連絡所 金融機関、郵便局、コンピエンスストア・MMK設置店（一部の税・料金に限る。）	マロニエ、いずみ、こゆるぎ、アークロード、金融機関、郵便局、コンピエンスストア・MMK設置店（一部の税・料金に限る。）
	戸籍の附票の写し、身分証明書		
届出業務	住居表示の証明	本庁	本庁
	税証明		
戸籍住民課所管業務	市税、国民健康保険料など	本庁又はマロニエ（交付通知書で指定）	本庁又はマロニエ（交付通知書で指定）
	電子証明書の申請		
他課所管業務	マイナンバーカードの受取	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、アークロード、各支所、連絡所	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ
	広域証明発行サービス		
届出業務	転入・転出などの届出（住基カード又はマイナンバーカードを利用した転入届、外国人住民の異動は本庁のみの取扱い）	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、各支所、連絡所	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ
	印鑑登録の申請など（外国人住民の方は本庁のみの取扱い）		
届出業務	戸籍に関する届出	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、各支所、連絡所	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ
	マイナンバーカードの申請		
届出業務	マイナンバーの通知カードの再交付申請	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、各支所、連絡所	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ
	埋火葬及び斎場の使用許可申請		
届出業務	生活保護の傷病届出・診療依頼書の交付	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、各支所、連絡所	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ
	住民異動に伴う入学通知書の交付		
届出業務	国民健康保険の被保険者証の交付	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、各支所、連絡所	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ
	国民健康保険の資格喪失の届出		
届出業務	国民健康保険の保険給付費の申請	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、各支所、連絡所	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ
	住民異動に伴う後期高齢者医療保険の手続き		
届出業務	後期高齢者医療保険の保険給付費の申請	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、各支所、連絡所	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ
	国民年金の加入手続きなど		
届出業務	児童手当の申請	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、各支所、連絡所	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ
	小児医療費助成に係る申請など		
届出業務	重度障害者医療費助成に係る申請など	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ、各支所、連絡所	本庁、マロニエ、いずみ、こゆるぎ
	介護保険の申請		

本庁・・・戸籍住民課 マロニエ・・・マロニエ住民窓口 いずみ・・・いずみ住民窓口 アークロード・・・アークロード市民窓口  
 各支所・・・大塚支所・早川支所・豊川支所・上府中支所・下曽我支所・片浦支所・曾我支所  
 連絡所・・・中央連絡所  
 窓口コーナー・・・国府津駅前窓口コーナー・酒匂窓口コーナー・桜井窓口コーナー

(2) 新たな住民窓口サービスの実施内容(案)

コンビニ・郵便局交付開始予定		証明書の種類	証明書交付手数料	カード交付率
小田原市	H31.01	住民票の写し・印鑑登録証明書・ 戸籍の附票の写し・ 市民税・県民税証明書(課税証明)	300円(同額)	11.68%
		戸籍証明書	450円(同額)	

※マイナンバーカード交付率は平成29年10月31日時点

取扱郵便局 (10局)	小田原郵便局・小田原板橋郵便局・小田原早川郵便局・下曾我郵便局・曾我郵便局・ 小田原成田郵便局・根府川郵便局・国府津駅前郵便局・栢山駅前郵便局・酒匂郵便局
----------------	--

県内コンビニ交付の状況

	自治体名	開始時期	証明書の種類	証明書交付手数料	カード交付率
1	横浜市	H29.01	住民票の写し・住民票記載事項証明書・ 印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し	250円(50円減額)	12.83%
			戸籍証明書	450円(同額)	
2	川崎市	H28.01	住民票の写し・住民票記載事項証明書・ 印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・ 市民税・県民税課税額(非課税、免除) 証明書	300円(同額)	12.38%
			戸籍証明書	450円(同額)	
3	相模原市	H28.01	住民票の写し・印鑑登録証明書・ 戸籍の附票の写し	250円(50円減額)	12.16%
			戸籍証明書	400円(50円減額)	
4	平塚市	H29.10	住民票の写し・印鑑登録証明書・ 戸籍の附票の写し・ 市民税・県民税証明書(課税証明書)	300円(同額)	12.33%
			戸籍証明書	450円(同額)	
5	鎌倉市	H29.10	住民票の写し・印鑑登録証明書	300円(同額)	14.46%
6	藤沢市	H23.02	住民票の写し・印鑑登録証明書	300円(同額)	12.56%
7	茅ヶ崎市	H26.02	住民票の写し・印鑑登録証明書	300円(同額)	12.92%
8	厚木市	H28.01	住民票の写し・印鑑登録証明書	300円(同額)	12.10%
9	大和市	H28.01	住民票の写し・印鑑登録証明書	300円(同額)	13.21%
10	伊勢原市	H29.10	住民票の写し・印鑑登録証明書・ 戸籍の附票の写し・ 市県民税課税所得証明書	300円(同額)	12.12%
			戸籍証明書	450円(同額)	
11	座間市	H23.03	住民票の写し・印鑑登録証明書	250円(50円減額)	13.07%

県内郵便局交付の状況

	自治体名	開始時期	証明書の種類	証明書交付手数料
1	秦野市	H24.10	住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・ 所得証明書・課税証明書・非課税証明書	300円(同額)
			戸籍証明書	450円(同額)

## 2 生涯学習センター分館等の利用状況等

### 生涯学習センター分館等の施設概要及び利用状況

施設名		豊川分館	上府中分館	曾我分館	片浦分館	大窪分館	国府津駅前 ふらっと スポット	
所在		成田 477-1	千代 813	下大井 75-1	根府川 77-1	板橋 179-5	国府津 4-1-1	
構造		木造平屋建	木造平屋建	木造一部鉄筋 コンクリート 造平屋建	木造 2 階建	木造 2 階建	軽量鉄骨プレ ハブ 2 階建	
生涯学習センター分館等	開所	S 29. 8 月	S 29. 10 月	S 31. 7 月	S 28. 3 月	S 3. 10 月	H 8. 3 月	
	面積	251. 31 m <sup>2</sup>	206. 94 m <sup>2</sup>	161. 60 m <sup>2</sup>	116. 13 m <sup>2</sup>	64. 26 m <sup>2</sup>	48. 60 m <sup>2</sup>	
	部屋構成	講堂 会議室 和室	講堂	講堂 和室	講堂 和室	講堂	生涯学習室	
	H26	件数	963 件	422 件	161 件	34 件	12 件	512 件
		利用人数	14, 642 人	11, 092 人	2, 795 人	197 人	36 人	3, 559 人
		稼働率	30. 92%	40. 66%	7. 76%	3. 28%	1. 16%	47. 67%
	H27	件数	1, 267 件	501 件	171 件	5 件	4 件	433 件
		利用人数	16, 239 人	8, 935 人	2, 805 人	34 人	58 人	2, 371 人
		稼働率	40. 45%	47. 99%	8. 19%	0. 48%	0. 38%	40. 20%
	H28	件数	1, 328 件	498 件	136 件	5 件	7 件	413 件
利用人数		16, 157 人	10, 055 人	2, 416 人	41 人	59 人	2, 308 人	
稼働率		42. 65%	47. 98%	6. 55%	0. 48%	0. 67%	38. 35%	
図書館分館	開所	S 29. 12 月	S 32. 4 月	S 35. 4 月	S 32. 4 月			
	面積	16. 00 m <sup>2</sup>	19. 80 m <sup>2</sup>	3. 30 m <sup>2</sup>	15. 00 m <sup>2</sup>			
	配本数	150 冊	120 冊	60 冊	200 冊			
	H26	利用人数	295 人	246 人	81 人	91 人		
		貸出件数	667 冊	388 冊	173 冊	197 冊		
	H27	利用人数	333 人	48 人	75 人	202 人		
		件数	717 冊	80 冊	166 冊	480 冊		
	H28	利用人数	302 人	35 人	57 人	177 人		
		件数	637 冊	72 冊	163 冊	382 冊		

### 3 これまでの検討の経緯




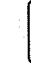

- (1) 平成 29 年 6 月 7 日 総務常任委員会で「新たな住民窓口サービスについて」報告
- (2) 平成 29 年 6 月 7 日～7 月 15 日 26 地区連合自治会ごとの自治会長会議にて「新たな住民窓口サービスについて」説明及び意見聴取を実施 【市民部・文化部】
- (3) 平成 29 年 7 月 3 日 自治会連合会長会議で 6 月 7 日の総務常任委員会報告事項の「新たな住民窓口サービスについて」を説明
- (4) 教育委員会定例会、社会教育委員会議、図書館協議会において、生涯学習センター分館、国府津駅前ふらっとスポット、図書館分館の今後のあり方について、報告・協議

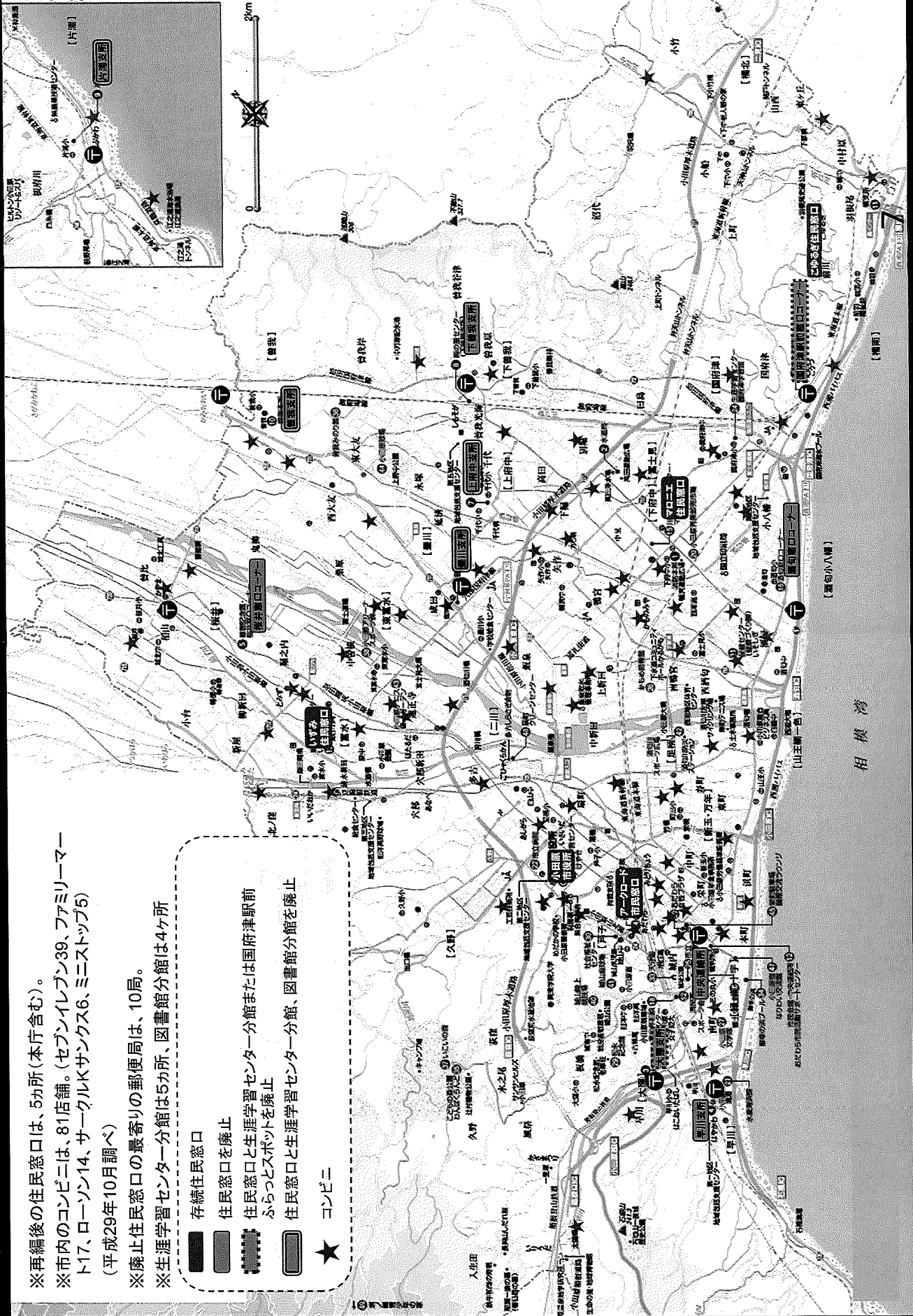


# 【支所等・コンビニ・郵便局の分布】

※再編後の住民窓口は、5カ所（本庁含む）。  
 ※市内のコンビニは、81店舗。（セブンイレブン39、ファミリーマート17、ローソン14、サークルKサンクス6、ミニストップ5）  
 （平成29年10月調べ）

※廃止住民窓口の最寄りの郵便局は、10局。  
 ※生涯学習センター分館は5カ所、図書館分館は4ヶ所

-  存続住民窓口
-  住民窓口を廃止
-  住民窓口と生涯学習センター分館または国府津駅前  
ふらっとスポーツを廃止
-  住民窓口と生涯学習センター分館、図書館分館を廃止
-  コンビニ



## 第 7 期おだわら高齢者福祉介護計画（素案）について

### 1 第 7 期おだわら高齢者福祉介護計画（素案）の概要

#### (1) 計画の目的

「おだわら高齢者福祉介護計画」（以下、「本計画」という。）は、小田原市の高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性や取組内容を示すことを目的とします。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めるものです。

本計画の上位計画は、「小田原市総合計画」であり、本計画に掲げる施策等については、「小田原市地域福祉計画」、「小田原市健康増進計画」などと調和を図りながら推進します。

#### (3) 計画の策定と見直し

本計画は、策定から 3 年を経過するごとに見直すこととしています。

第 7 期の計画期間は、平成 30 (2018) 年度から平成 32 (2020) 年度までの 3 年間ですが、いわゆる「団塊の世代」が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 (2025) 年度を見据えたものとして、中長期的な視野に立った施策の展開を図るものとしています。

#### (4) 計画の基本理念等

##### ○基本理念

**「ともに生きる活力ある長寿・福祉社会」（ケアタウン おだわら）をめざして**

第 6 期計画に引き続き、第 7 期計画の基本理念は、『「ともに生きる活力ある長寿・福祉社会」（ケアタウン おだわら）をめざして』です。これは、地域包括ケアシステムの理念を踏まえつつ、住民一人ひとりがともに支え合い、助け合いながら暮らせるまち、社会的に支援を必要とする方々を制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政が一体となって支える「ケアタウン おだわら」の実現を目指すものです。

##### ○施策の体系

4 つの基本方針に基づき、それぞれの方針ごとに合計 14 の施策の目標を設定しました。

##### 【基本方針】

- ① 高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ③ 保険給付事業の円滑な運営
- ④ 地域における高齢者支援体制の強化

## ○重点指針

### 地域包括ケアシステムの深化

第6期計画では、高齢者の皆さんがいつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていけるように、地域の中で「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」を一体的、継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みました。第7期計画では、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる平成37（2025）年度に向けた中長期的な視点に立ち、重点指針を「地域包括ケアシステムの深化」とし、特に次の5つを柱として取り組みます。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ② 地域包括支援センターの機能強化
- ③ 在宅医療・介護連携の推進
- ④ 認知症施策の推進
- ⑤ 介護保険事業の持続可能性の確保

## (5) 施策の展開

基本方針、施策の目標ごとに具体的な事業を示しています。また、高齢者人口や要支援・要介護認定者数の推計等を踏まえ、実績や今後の見込、施設整備数を示しています。

## 2 策定のスケジュール

時期	項目
平成28年11月24日	第1回策定検討委員会（委員の委嘱、おだわら高齢者福祉介護計画について、高齢者実態調査について）
平成29年3月30日	第2回策定検討委員会（計画策定に向けた国の考え方、第6期計画の実施状況、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について）
平成29年7月27日	第3回策定検討委員会（第6期計画の実施状況、在宅介護実態調査結果、計画策定に向けた国の考え方、基本理念等について）
平成29年8月24日	第4回策定検討委員会（基本理念等、施策の展開、見える化システムによる地域分析、市内事業所アンケート結果について）
平成29年10月19日	第5回策定検討委員会（計画素案、今後のスケジュールについて）
平成29年12月6日	厚生文教常任委員会報告
平成29年12月15日 ～平成30年1月15日	パブリックコメントの実施
平成30年2月 (予定)	第6回策定検討委員会（パブリックコメント結果、介護サービス等の総費用見込額と介護保険料、計画最終案について）
平成30年3月 (予定)	計画策定



第7期

# おだわら高齢者福祉介護計画

(素案)

[平成 30 年度～平成 32 年度]



小田原市

# 目次

<b>I 基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画の目的 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
3 計画の対象者 .....	2
4 計画の策定と見直し .....	2
5 計画の推進体制 .....	3
<b>II 高齢者を取り巻く状況</b> .....	<b>4</b>
1 高齢者人口・要介護認定者数等の状況 .....	4
2 日常生活圏域 .....	11
3 高齢者の実態把握 .....	22
<b>III 計画の基本理念</b> .....	<b>33</b>
1 基本理念 .....	33
2 施策の体系 .....	34
3 重点指針 .....	40
<b>IV 施策の展開</b> .....	<b>44</b>
基本方針 1 高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進 .....	44
基本方針 2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 .....	49
基本方針 3 保険給付事業の円滑な運営 .....	58
基本方針 4 地域における高齢者支援体制の強化 .....	77

# I 基本的事項

## 1 計画の目的

「おだわら高齢者福祉介護計画」（以下、「本計画」という。）は、小田原市の高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性や取組内容を示すことを目的とします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第 117 条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めるものです。

本計画の上位計画は、「小田原市総合計画」ですが、本計画に掲げる施策等については、「小田原市地域福祉計画」、「小田原市健康増進計画」などと調和を図りながら推進します。

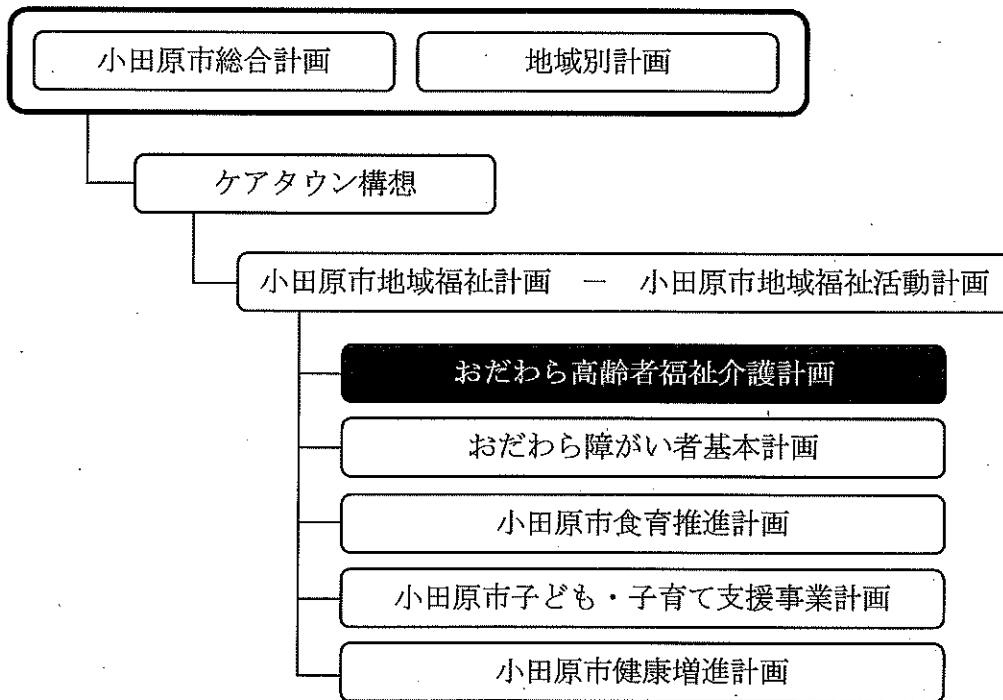


図 I-1 計画の位置付け

### ○老人福祉法

（市町村老人福祉計画）

第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ○介護保険法

（市町村介護保険事業計画）

第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

### 3 計画の対象者

本計画の対象者は、原則として、小田原市内在住の65歳以上の高齢者と高齢者の介護者です。ただし、施策によって、小田原市内在住の40歳以上の方も対象に含みます。

### 4 計画の策定と見直し

本計画は、策定から3年を経過するごとに見直すこととしていますので、この度6回目の見直しを行い、ここに第7期計画を策定するものです。

第7期計画の計画期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間ですが、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37(2025)年度を見据えたものとして、中長期的な視野に立った施策の展開を図るものとしています。

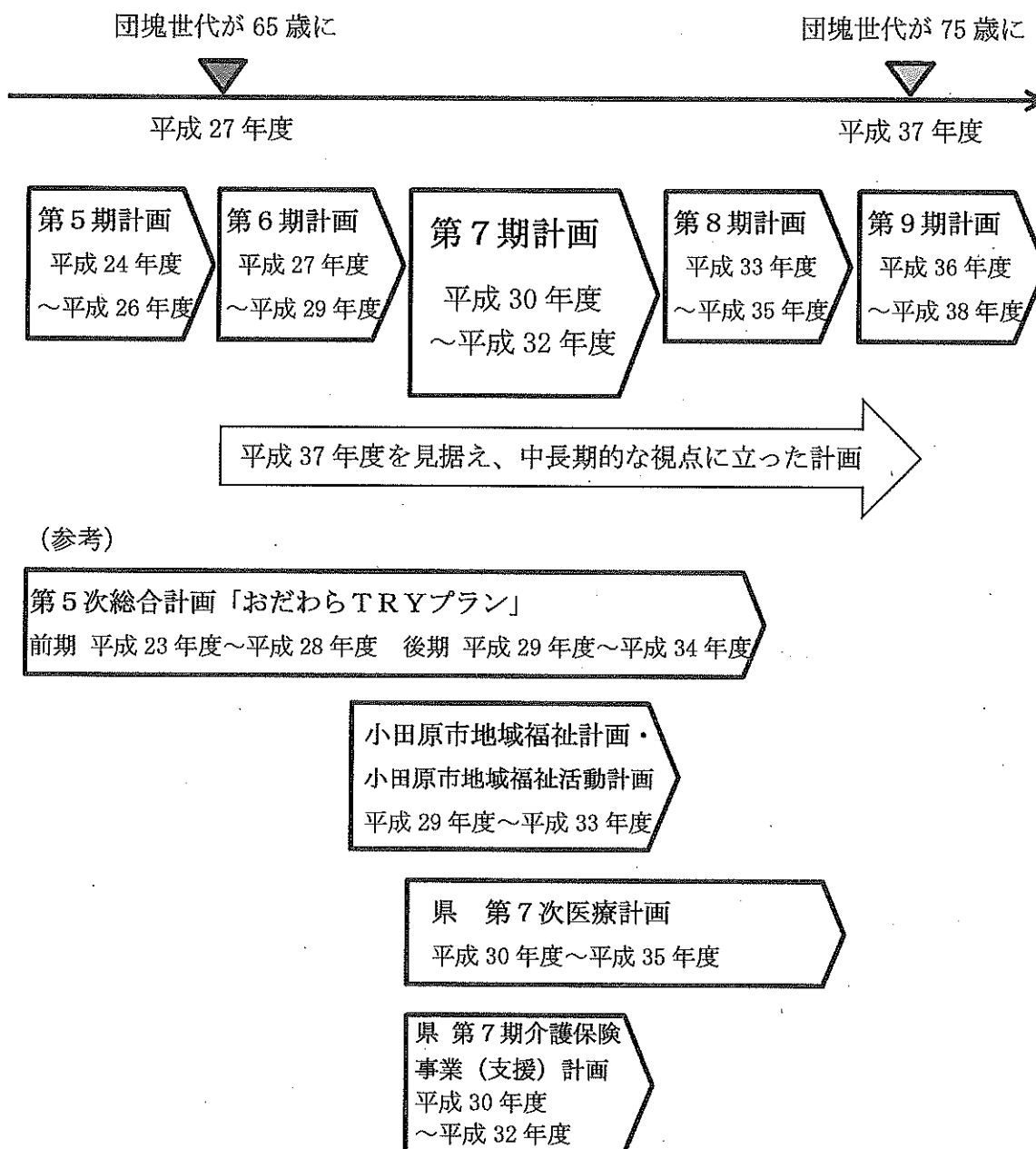


図 I-2 計画の期間

## 5 計画の推進体制

第7期計画の基本理念を実現するためには、介護サービスをはじめとする福祉サービス、医療サービス、保健サービスのほか、様々な生活支援サービスが適時適切に供給される地域づくりが必要となることから、第7期計画の進捗管理等を行い、次期計画の策定につなげていきます。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第7期計画の進捗管理	● 実施・評価		
日常生活圏域ニーズ調査		● 調査項目の検討	○ 実施
			● 調査結果の検証等
第8期計画の策定		● 検討・策定	
その他計画の推進に関する課題	● 調査・検討		

図 I-3 計画の推進体制

## Ⅱ 高齢者を取り巻く状況

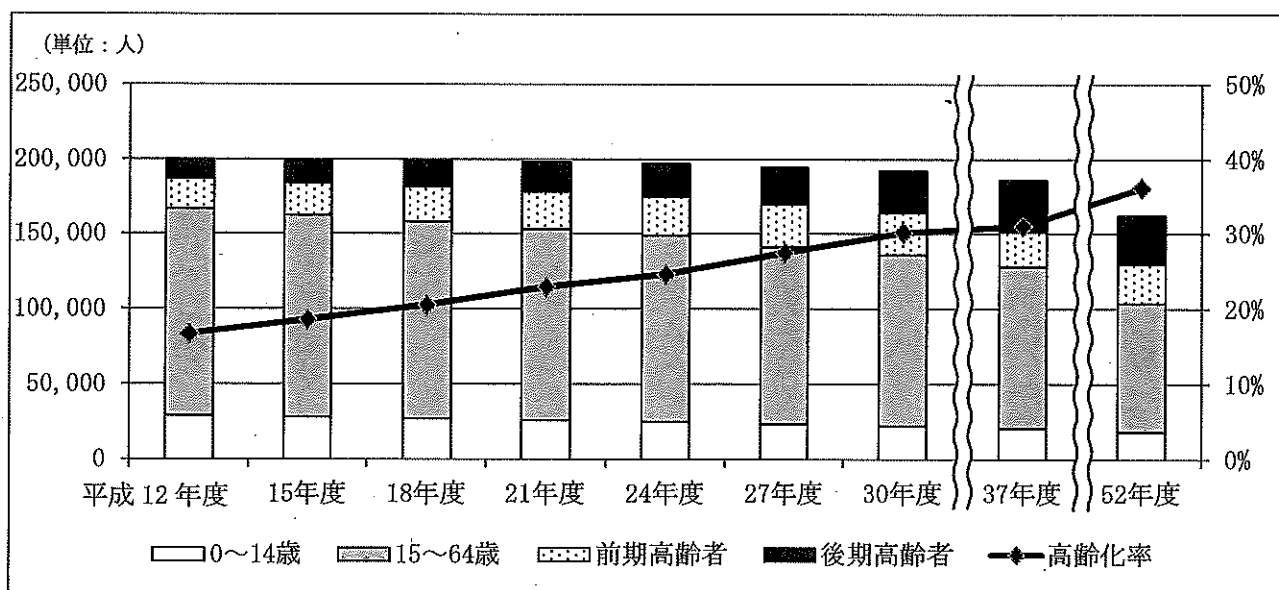
### 1 高齢者人口・要介護認定者数等の状況

#### (1) 高齢者人口の見通し

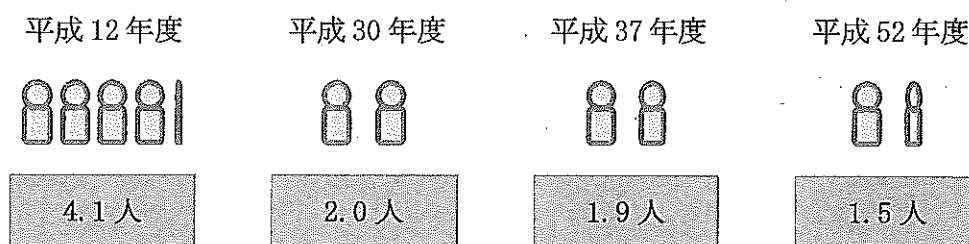
本市の人口は、平成 29 年 10 月 1 日現在 192,965 人で、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者に達する平成 37 (2025) 年度には 185,692 人、団塊ジュニア世代が 65 歳から 74 歳までの前期高齢者に達する平成 52 (2040) 年度には 162,292 人になる見通しで、減少傾向にあります。

一方、65 歳以上の高齢者人口は、平成 29 年 10 月 1 日現在 55,644 人で、今後増加を続けます。高齢者の内訳では、前期高齢者は、平成 28 年度をピークに減少に転じる一方、後期高齢者は増加を続け平成 37 年には 34,563 人になる見通しです。

また、高齢者一人を支える生産年齢人口の割合をみると、介護保険制度が始まった平成 12 年度では、1 人の高齢者を支える 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口の割合は 4.1 人ですが、第 7 期計画期間の開始年度である平成 30 年度では 2.0 人、平成 37 年度では 1.9 人、平成 52 年度では 1.5 人となります。



図Ⅱ-1 高齢者人口の見通し



図Ⅱ-2 高齢者一人を支える生産年齢人口の割合

表Ⅱ-1 高齢者人口の見通し

(単位：人)

年 度	期 別	総 人 口	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率 (65歳以上)	前期高齢者 (65～74歳)	後期高齢者 (75歳以上)
平成12年度	第1期	200,173	33,519	16.7%	20,039	13,480
平成15年度	第2期	199,290	37,101	18.6%	21,535	15,566
平成18年度	第3期	198,951	40,896	20.6%	23,021	17,875
平成21年度	第4期	198,341	45,572	23.0%	25,067	20,505
平成24年度	第5期	197,415	48,634	24.6%	25,578	23,056
平成27年度	第6期	194,644	53,523	27.5%	28,347	25,176
平成28年度		193,871	54,792	28.3%	28,561	26,231
平成29年度		192,965	55,644	28.8%	28,470	27,174
平成30年度	第7期	192,351	56,333	29.3%	28,053	28,280
平成31年度		191,643	56,746	29.6%	27,437	29,309
平成32年度		190,843	57,066	29.9%	27,343	29,723
⋮						
平成37年度	第9期	185,692	57,614	31.0%	23,051	34,563
⋮						
平成52年度	第14期	162,292	58,547	36.1%	26,090	32,457

※出典：平成12年度は国勢調査、その他の年度は小田原市の調べによる。

※各年度10月1日現在。平成30年度以降は平成29年10月1日現在の小田原市人口統計を基礎として、国立社会保障・人口問題研究所の出生率、死亡率を踏まえ算出。

## (2) 高齢者世帯の状況

平成22年度から平成27年度までに、高齢者のいる世帯総数は約4,000世帯増加し、一般世帯総数に占める高齢者のいる世帯総数の比率は39.9%から44.4%に増加していることから、世帯の高齢化が進んでいることがわかります。

また、高齢者のいる世帯総数のうちで「一人暮らし高齢者世帯」は約2,000世帯増加しており、高齢者の単身世帯が増加している状況です。

表Ⅱ-2 高齢者世帯の状況

(単位：世帯)

	平成22年	平成27年
一般世帯総数	77,532	79,007
うち 高齢者のいる世帯数	30,951 (39.9%)	35,075 (44.4%)
うち 一人暮らし高齢者世帯数	7,109 (9.2%)	9,088 (11.5%)

※出典：平成22年及び平成27年国勢調査。

※各年10月1日現在。

## (3) 地域包括支援センターへの相談件数の推移

地域包括支援センターは、地域における総合的な相談窓口として、高齢者の総合相談支援、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に取り組んでいます。地域包括支援センターの拡充とともに相談件数は増加傾向にあります。

表Ⅱ-3 地域包括支援センターへの相談件数の推移

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談件数	4,655	4,389	5,334	7,201	8,772
うち 来訪	475	572	583	743	859
うち 訪問	1,234	732	945	1,853	1,783
うち 電話他	2,946	3,085	3,806	4,605	6,130
再掲 新規件数	1,614	2,116	2,222	2,272	2,706
地域包括支援センター数	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所	8箇所

※出典：小田原市の調べによる。



#### (4) 要支援・要介護認定者の見通し

要支援・要介護認定者は、平成 29 年 10 月 1 日現在で 9,037 人です。これは、介護保険制度創設時（平成 12 年度）の約 2.9 倍に当たります。

今後も、高齢者人口の増加に伴い、認定者数の増加が見込まれますが、平成 32（2020）年度には 10,170 人に、平成 37（2025）年度には 11,926 人まで増加する見通しです。

また、介護保険法の改正により、本市では平成 28 年 1 月に移行した介護予防・日常生活支援総合事業に係る基本チェックリスト判定による事業対象者については、平成 32 年度には 353 人に、平成 37 年度には 418 人まで増加する見通しです。

表Ⅱ-4 要支援・要介護認定者の見通し

（単位：人）

年度	期別	要支援・要介護認定者								事業対象者
		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計	
平成 12 年度	第 1 期	202	—	676	633	560	552	535	3,158	—
15 年度	第 2 期	585	—	1,484	878	661	707	604	4,919	—
18 年度	第 3 期	927	228	1,452	915	851	755	639	5,767	—
21 年度	第 4 期	995	425	1,342	986	1,025	856	650	6,279	—
24 年度	第 5 期	1,104	779	1,605	1,207	1,002	1,102	737	7,536	—
27 年度	第 6 期	1,236	845	2,107	1,352	1,130	1,171	738	8,579	—
28 年度		1,205	814	2,207	1,385	1,160	1,140	720	8,631	203
29 年度		1,238	923	2,368	1,422	1,197	1,192	697	9,037	307
30 年度	第 7 期	1,278	997	2,502	1,466	1,245	1,253	702	9,443	323
31 年度		1,312	1,070	2,626	1,511	1,285	1,305	704	9,813	338
32 年度		1,336	1,147	2,755	1,556	1,322	1,359	695	10,170	353
⋮										
37 年度	第 9 期	1,542	1,397	3,271	1,840	1,573	1,539	764	11,926	418
⋮										
52 年度	第 14 期	1,543	1,479	3,591	2,147	1,725	1,747	848	13,080	429

※出典：介護保険事業状況報告（月報）及び小田原市の調べによる。

※各年度 10 月 1 日現在。平成 30 年度以降は推計。

## (5) 要支援・要介護認定者の有病状況の推移等

本市の要支援・要介護認定者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者の有病状況の推移を見ると、平成24年度から平成28年度までの5年間で増減割合が高くなっているものとして、「筋・骨格」が6.2ポイント、「精神疾患（認知症含む）」が6.1ポイント、「高血圧症」が5.0ポイントとなっています。

「精神疾患」のうち「認知症」と「アルツハイマー病」を合わせたものを「認知症全体」として捉えると、平成24年度では32.8%、平成28年度では42.8%となっており、5年間で10ポイント増えており、増減割合として最も高い状況です。

表Ⅱ-5 要支援・要介護認定者の有病状況の推移

(単位：%)

病名	平成 24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	増減割合 (28年度-24年度)
筋・骨格	42.6	46.2	46.2	47.9	48.8	6.2ポイント
精神疾患	31.0	34.1	35.7	36.3	37.1	6.1ポイント
うち 認知症	18.0	20.5	22.2	22.8	23.7	5.7ポイント
アルツハイマー病	14.8	17.4	18.6	18.7	19.1	4.3ポイント
高血圧症	47.4	51.0	51.6	52.0	52.4	5.0ポイント
心臓病	54.8	58.3	58.8	59.3	59.4	4.6ポイント
脂質異常症	27.3	30.6	31.4	31.9	31.6	4.3ポイント
糖尿病	22.3	23.3	23.6	24.4	24.7	2.4ポイント
がん	9.4	9.9	9.9	10.0	10.4	1.0ポイント
脳疾患	27.7	29.1	28.8	28.1	27.8	0.1ポイント

※出典：国保データベースシステム、介護保険審査支払等システム

※有病状況＝介護認定者かつ該当病名と判明したレセプト保有者（A）÷介護認定者（B）

※介護認定者かつ該当病名と判明したレセプト保有者（A）は、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者。（国保データベースシステムから抽出）

介護認定者（B）は、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者以外の者も含まれる。（介護保険審査支払等システムから抽出）

また、本市と国や県、同規模保険者を比較すると、要支援・要介護認定者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者の有病状況は全体的に高い傾向があります。本市と同規模保険者を比較すると、「心臓病」が4.7ポイント、「脂質異常症」が4.7ポイント、「高血圧症」が4.3ポイントといずれも高い状況です。

また、「精神疾患」のうち「認知症」と「アルツハイマー病」を合わせたものを「認知症全体」として捉え、同規模保険者と比較すると、本市の方が4.7ポイント高い状況となっています。

表Ⅱ-6 平成28年度 要支援・要介護認定者の有病状況の比較

(単位：%)

病名	小田原市	同規模保険者	神奈川県	国
筋・骨格	48.8	46.3	49.1	49.9
精神疾患	37.1	33.1	35.9	34.9
うち 認知症	23.7	20.9	21.9	21.7
アルツハイマー病	19.1	17.2	17.6	17.7
高血圧症	52.4	48.1	51.4	50.5
心臓病	59.4	54.7	57.8	57.5
脂質異常症	31.6	26.9	30.8	28.2
糖尿病	24.7	21.0	22.8	21.9
がん	10.4	9.4	11.2	10.1
脳疾患	27.8	24.2	24.4	25.3

※出典：国保データベースシステム、介護保険審査支払等システム

※同規模保険者とは、茅ヶ崎市、平塚市、厚木市、大和市を含めた5市の平均値。

## (6) 要支援・要介護認定者の認知症高齢者数の推移

要介護認定訪問調査項目である「認知症高齢者の日常生活自立度」の判定結果によると、日常生活に支障を来たすような何らかの症状があるⅡからⅣまでのランクと認められた要支援・要介護認定者は、平成25年度は4,504人、平成29年度は5,323人で、毎年度増加傾向にあります。

表Ⅱ-7 要支援・要介護認定者の認知症高齢者数の推移

(単位：人)

ランク	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立	2,105	2,150	2,089	2,118	1,971
Ⅰ	1,185	1,324	1,416	1,470	1,509
Ⅱ	2,572	2,738	3,008	3,143	3,354
Ⅲ	1,782	1,855	1,830	1,848	1,876
Ⅳ	140	108	111	94	90
Ⅳ	10	9	2	1	3
転入による 継続認定等	40	41	49	47	51
合計	7,834	8,225	8,505	8,721	8,854

※出典：小田原市の調べによる。

※各年度4月1日現在。

※介護保険事業状況報告（月報）における要支援・要介護認定者数確定後に認定結果が出た者等が含まれるため、同日時点の介護保険事業状況報告（月報）における要支援・要介護認定者数とは差異が生じている。

※認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準（出典：厚生労働省）

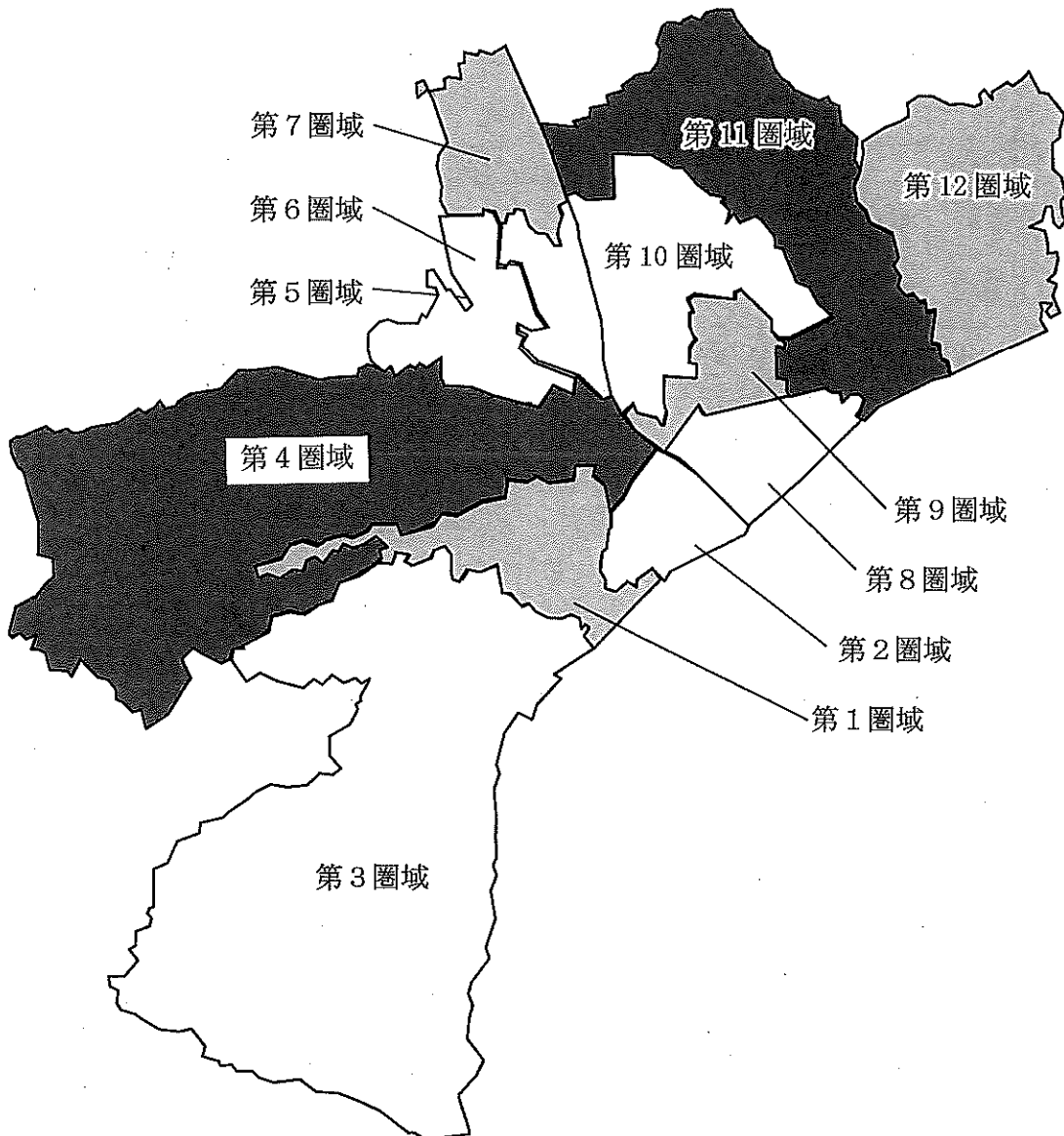
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
Ⅳ	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

## 2 日常生活圏域

日常生活圏域とは、市民が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活の質を維持して暮らし続けることができるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件等を踏まえて市域を区分したものです。

本市は、第5期計画までに5の日常生活圏域を設け、各圏域に地域包括支援センターを整備しました。第6期計画では、市民生活の実情や人口分布の現状を踏まえ、よりきめ細やかなサービスの提供と機能拡充に向け日常生活圏域を12へと拡充し、平成29年4月にすべての圏域に地域包括支援センターを整備しました。

第7期計画では、第6期計画で定めた12の圏域ごとに、地域包括支援センターを中心として、地域住民、関係機関等とともに地域の中での包括的な支援、サービス体制を充実していくことを目標としています。



図II-3 日常生活圏域

(1) 第7期計画期間における日常生活圏域

表Ⅱ-8 日常生活圏域に含まれる自治会連合会及び地域包括支援センターの一覧

圏域	自治会連合会名	地域包括支援センター名
第1圏域	緑、万年、幸、芦子	しろやま
第2圏域	新玉、山王網一色、足柄	はくおう
第3圏域	十字、片浦、早川、大窪	じょうなん
第4圏域	二川、久野	はくさん
第5圏域	東富水	ひがしとみず
第6圏域	富水	とみず
第7圏域	桜井	さくらい
第8圏域	酒匂・小八幡、富士見	さかわ こやわた・ふじみ
第9圏域	下府中	しもふなか
第10圏域	豊川、上府中	とよかわ・かみふなか
第11圏域	曾我、下曾我、国府津	そが・しもそが・こうづ
第12圏域	前羽、橘北	たちばな

## (2) 日常生活圏域別人口等

表Ⅱ-9 日常生活圏域別人口等

(単位：人)

圏域 (自治会連合会の区域)	総人口	高齢者 人口 (65歳以上)	高齢化率	前期高齢者 (65~74歳)		後期高齢者 (75歳以上)	
				人口	前期 高齢化率	人口	後期 高齢化率
第1圏域 (緑、万年、 幸、芦子)	18,695	5,349	28.6%	2,652	14.2%	2,697	14.4%
第2圏域 (新玉、山王綱 一色、足柄)	15,614	4,612	29.5%	2,309	14.8%	2,303	14.7%
第3圏域 (十字、片浦、 早川、大窪)	14,415	5,053	35.1%	2,431	16.9%	2,622	18.2%
第4圏域 (二川、久野)	17,078	4,743	27.8%	2,503	14.7%	2,240	13.1%
第5圏域 (東富水)	13,514	3,793	28.1%	1,844	13.6%	1,949	14.4%
第6圏域 (富水)	14,775	4,048	27.4%	1,963	13.3%	2,085	14.1%
第7圏域 (桜井)	13,193	3,709	28.1%	1,949	14.8%	1,760	13.3%
第8圏域 (酒匂・小八幡、 富士見)	20,183	5,477	27.1%	2,833	14.0%	2,644	13.1%
第9圏域 (下府中)	16,152	4,146	25.7%	2,140	13.2%	2,006	12.4%
第10圏域 (豊川、上府中)	20,522	5,087	24.8%	2,892	14.1%	2,195	10.7%
第11圏域 (曾我、下曾我、 国府津)	18,022	5,321	29.5%	2,837	15.7%	2,484	13.8%
第12圏域 (前羽、橋北)	11,260	3,899	34.6%	2,030	18.0%	1,869	16.6%
合計	193,423	55,237	28.6%	28,383	14.7%	26,854	13.9%

※出典：小田原市の調べによる。

※平成29年4月1日現在。

### (3) 日常生活圏域別要支援・要介護認定者等数

表Ⅱ-10 日常生活圏域別要支援・要介護認定者等数

(単位：人)

圏域 (自治会連合会の区域)	要支援・要介護認定者											事業対象者
	介護度別							年代別				
	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計	前期 高齢者	後期 高齢者	第2号 被保険者	
第1圏域 (緑、万年、 幸、芦子)	131	94	255	142	123	125	83	953	87	841	25	44
第2圏域 (新玉、山王綱 一色、足柄)	90	75	236	135	101	93	59	789	94	682	13	24
第3圏域 (十字、片浦、 早川、大窪)	156	98	212	122	124	119	80	911	104	795	12	6
第4圏域 (二川、久野)	111	78	211	113	101	105	51	770	90	667	13	30
第5圏域 (東富水)	84	60	166	77	72	81	42	582	86	480	16	18
第6圏域 (富水)	87	76	154	107	98	91	47	660	71	574	15	15
第7圏域 (桜井)	70	44	118	101	60	67	40	500	65	426	9	29
第8圏域 (酒匂・小八幡、 富士見)	122	95	233	130	104	94	60	838	103	717	18	10
第9圏域 (下府中)	91	55	161	96	86	88	44	621	65	539	17	12
第10圏域 (豊川、上府中)	90	61	190	135	125	97	72	770	108	642	20	17
第11圏域 (曾我、下曾我、 国府津)	98	79	181	128	100	102	62	750	103	634	13	20
第12圏域 (前羽、橋北)	70	42	131	93	90	75	46	547	45	487	15	32
市外	11	6	30	32	32	29	23	163	21	140	2	1
合計	1,211	863	2,278	1,411	1,216	1,166	709	8,854	1,042	7,624	188	258

※出典：小田原市の調べによる。

※平成29年4月1日現在。

※要支援・要介護者認定者等数には、第2号被保険者（40歳から64歳までの者）を含む。

※介護保険事業状況報告（月報）における要支援・要介護認定者数確定後に認定結果が出た者等が含まれるため、同日時点の介護保険事業状況報告（月報）における要支援・要介護認定者数とは差異が生じている。



#### (4) 日常生活圏域別の状況

##### 市全域

■平成 29 年 4 月 1 日現在

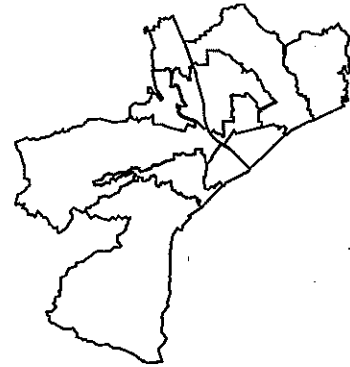
総人口 193,423 人 (男性 94,652 人、女性 98,771 人)

高齢者人口 55,237 人 (男性 24,685 人、女性 30,552 人)

高齢化率 28.6%

認定者数 8,505 人 (第 1 号被保険者)

認定率 15.4%



※認定者数には、市外に住所を置く本市被保険者（住所地特例者）を含まない。

表Ⅱ-11 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	43	夜間対応型訪問介護	1
訪問入浴介護	5	認知症対応型通所介護	6
訪問看護	19	小規模多機能型居宅介護	5
訪問リハビリテーション	4	認知症対応型共同生活介護	16
通所介護	27	地域密着型通所介護	61
通所リハビリテーション	7	介護老人福祉施設	9
短期入所生活介護	10	介護老人保健施設	5
短期入所療養介護	5	介護療養型医療施設	1
特定施設入居者生活介護	16	基準緩和訪問型サービス	3
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	12	基準緩和通所型サービス	5
居宅介護支援	53	住民主体訪問型サービス	3
介護予防支援	12	住民主体通所型サービス	4
定期巡回・随時対応型訪問介護	2		

**第1圏域（緑、万年、幸、芦子地区自治会連合会／地域包括支援センターしろやまの区域）**

■平成29年4月1日現在

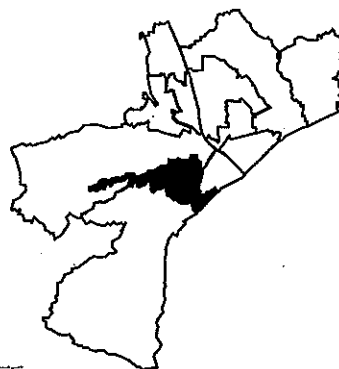
総人口 18,695人（男性9,044人、女性9,651人）

高齢者人口 5,349人（男性2,350人、女性2,999人）

高齢化率 28.6%（5位）

認定者数 928人（第1号被保険者）

認定率 17.3%（2位）



表Ⅱ-12 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	5	居宅介護支援	5
訪問入浴介護	2	介護予防支援	1
訪問看護	3	認知症対応型通所介護	1
訪問リハビリテーション	2	認知症対応型共同生活介護	1
通所介護	1	地域密着型通所介護	7
特定施設入居者生活介護	3	介護療養型医療施設	1

**第2圏域（新玉、山王網一色、足柄地区自治会連合会／地域包括支援センターはくおうの区域）**

■平成29年4月1日現在

総人口 15,614人（男性7,606人、女性8,008人）

高齢者人口 4,612人（男性2,011人、女性2,601人）

高齢化率 29.5%（3位）

認定者数 776人（第1号被保険者）

認定率 16.8%（3位）



表Ⅱ-13 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	4	居宅介護支援	3
訪問入浴介護	1	介護予防支援	1
訪問看護	1	認知症対応型共同生活介護	1
通所介護	1	地域密着型通所介護	5
特定施設入居者生活介護	1	基準緩和通所型サービス	1

### 第3圏域（十字、片浦、早川、大窪地区自治会連合会／地域包括支援センターじょうなんの区域）

■平成29年4月1日現在

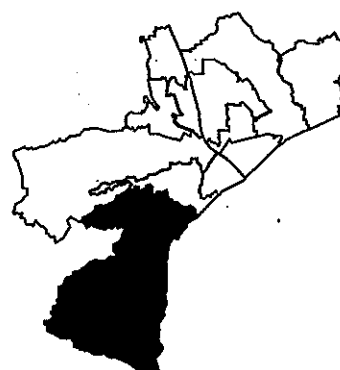
総人口 14,415人（男性6,896人、女性7,519人）

高齢者人口 5,053人（男性2,110人、女性2,943人）

高齢化率 35.1%（1位）

認定者数 899人（第1号被保険者）

認定率 17.8%（1位）



表Ⅱ-14 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	3	介護予防支援	1
訪問看護	2	小規模多機能型居宅介護	1
通所介護	4	認知症対応型共同生活介護	2
通所リハビリテーション	1	地域密着型通所介護	1
短期入所生活介護	2	介護老人福祉施設	2
短期入所療養介護	1	介護老人保健施設	1
特定施設入居者生活介護	1	基準緩和訪問型サービス	1
居宅介護支援	5		

### 第4圏域（二川、久野地区自治会連合会／地域包括支援センターはくさんの区域）

■平成29年4月1日現在

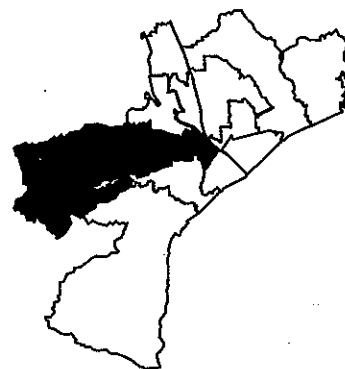
総人口 17,078人（男性8,392人、女性8,686人）

高齢者人口 4,743人（男性2,120人、女性2,623人）

高齢化率 27.8%（8位）

認定者数 757人（第1号被保険者）

認定率 16.0%（4位）



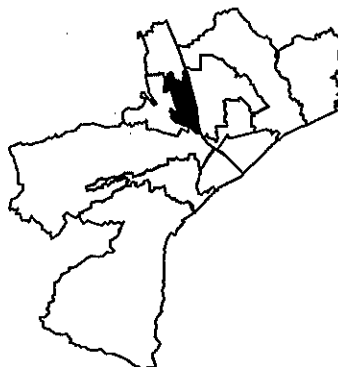
表Ⅱ-15 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	6	介護予防支援	1
訪問看護	2	小規模多機能型居宅介護	1
通所介護	4	認知症対応型共同生活介護	1
通所リハビリテーション	1	地域密着型通所介護	9
短期入所生活介護	1	介護老人福祉施設	1
特定施設入居者生活介護	3	基準緩和訪問型サービス	1
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	3	住民主体通所型サービス	1
居宅介護支援	6		

### 第5圏域（東富水地区自治会連合会／地域包括支援センターひがしとみずの区域）

■平成29年4月1日現在

総人口 13,514人（男性6,472人、女性7,042人）  
 高齢者人口 3,793人（男性1,634人、女性2,159人）  
 高齢化率 28.1%（6位）  
 認定者数 566人（第1号被保険者）  
 認定率 14.9%（7位）



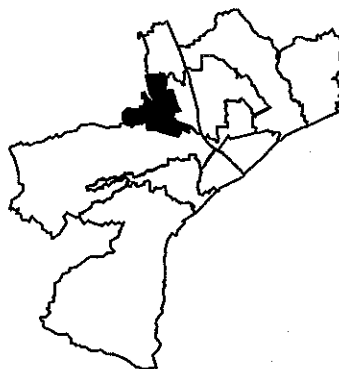
表Ⅱ-16 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	2	介護予防支援	1
訪問看護	3	定期巡回・随時対応型訪問介護	1
通所介護	3	夜間対応型訪問介護	1
短期入所生活介護	1	小規模多機能型居宅介護	1
特定施設入居者生活介護	1	認知症対応型共同生活介護	1
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	2	地域密着型通所介護	6
居宅介護支援	3		

### 第6圏域（富水地区自治会連合会／地域包括支援センターとみずの区域）

■平成29年4月1日現在

総人口 14,775人（男性7,215人、女性7,560人）  
 高齢者人口 4,048人（男性1,790人、女性2,258人）  
 高齢化率 27.4%（9位）  
 認定者数 645人（第1号被保険者）  
 認定率 15.9%（5位）



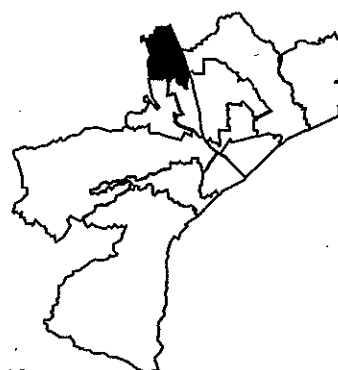
表Ⅱ-17 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	3	認知症対応型通所介護	1
訪問看護	1	認知症対応型共同生活介護	2
短期入所生活介護	1	地域密着型通所介護	7
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	1	介護老人福祉施設	1
居宅介護支援	5	基準緩和通所型サービス	1
介護予防支援	1		

**第7圏域（桜井地区自治会連合会／地域包括支援センターさくらの区域）**

■平成29年4月1日現在

総人口 13,193人（男性6,344人、女性6,849人）  
 高齢者人口 3,709人（男性1,621人、女性2,088人）  
 高齢化率 28.1%（6位）  
 認定者数 491人（第1号被保険者）  
 認定率 13.2%（12位）



表Ⅱ-18 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	6	居宅介護支援	5
訪問看護	1	介護予防支援	1
訪問リハビリテーション	1	認知症対応型通所介護	1
通所介護	2	地域密着型通所介護	6
通所リハビリテーション	1	介護老人福祉施設	1
短期入所生活介護	2	介護老人保健施設	1
短期入所療養介護	1	基準緩和通所型サービス	2
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	2		

**第8圏域（酒匂・小八幡、富士見地区自治会連合会／地域包括支援センターさかわ こやわた・ふじみの区域）**

■平成29年4月1日現在

総人口 20,183人（男性9,866人、女性10,317人）  
 高齢者人口 5,477人（男性2,498人、女性2,979人）  
 高齢化率 27.1%（10位）  
 認定者数 820人（第1号被保険者）  
 認定率 15.0%（6位）



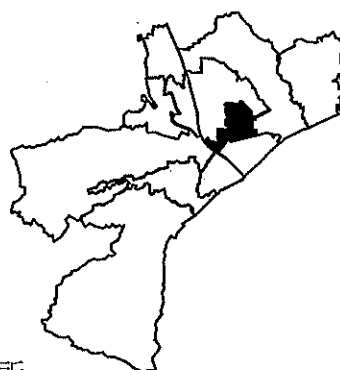
表Ⅱ-19 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	2	介護予防支援	1
訪問看護	3	小規模多機能型居宅介護	1
訪問リハビリテーション	1	認知症対応型共同生活介護	1
通所介護	2	地域密着型通所介護	7
通所リハビリテーション	2	介護老人保健施設	1
短期入所療養介護	1	基準緩和訪問型サービス	1
特定施設入居者生活介護	4	住民主体訪問型サービス	2
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	2	住民主体通所型サービス	2
居宅介護支援	7		

**第9圏域（下府中地区自治会連合会／地域包括支援センターしもふなかの区域）**

■平成29年4月1日現在

総人口 16,152人（男性8,011人、女性8,141人）  
 高齢者人口 4,146人（男性1,900人、女性2,246人）  
 高齢化率 25.7%（11位）  
 認定者数 604人（第1号被保険者）  
 認定率 14.6%（9位）



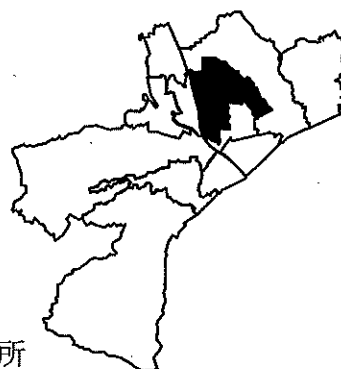
表Ⅱ-20 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	4	介護予防支援	1
訪問入浴介護	1	認知症対応型通所介護	1
通所介護	2	認知症対応型共同生活介護	2
短期入所生活介護	1	地域密着型通所介護	4
特定施設入居者生活介護	1	介護老人福祉施設	1
福祉用具貸与・特定福祉用具販売	2	住民主体訪問型サービス	1
居宅介護支援	4		

**第10圏域（豊川、上府中地区自治会連合会／地域包括支援センターとよかわ・かみふなかの区域）**

■平成29年4月1日現在

総人口 20,522人（男性10,349人、女性10,173人）  
 高齢者人口 5,087人（男性2,411人、女性2,676人）  
 高齢化率 24.8%（12位）  
 認定者数 750人（第1号被保険者）  
 認定率 14.7%（8位）



表Ⅱ-21 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	3	介護予防支援	1
訪問入浴介護	1	認知症対応型通所介護	2
訪問看護	3	小規模多機能型居宅介護	1
通所介護	5	認知症対応型共同生活介護	2
通所リハビリテーション	2	地域密着型通所介護	4
短期入所療養介護	2	介護老人保健施設	2
特定施設入居者生活介護	2	基準緩和通所型サービス	1
居宅介護支援	4		

**第 11 圏域 (曽我、下曽我、国府津地区自治会連合会/地域包括支援センターそが・しもそが・こうづの区域)**

■平成 29 年 4 月 1 日現在

総人口 18,022 人 (男性 8,892 人、女性 9,130 人)  
 高齢者人口 5,321 人 (男性 2,427 人、女性 2,894 人)  
 高齢化率 29.5% (3位)  
 認定者数 737 人 (第 1 号被保険者)  
 認定率 13.9% (10位)

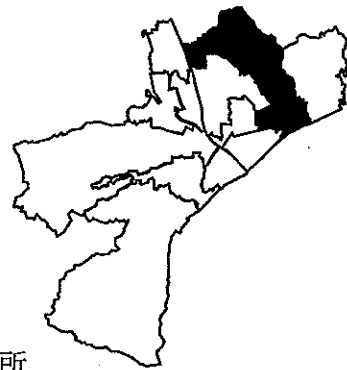


表 II-22 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	3	定期巡回・随時対応型訪問介護	1
通所介護	2	認知症対応型共同生活介護	2
短期入所生活介護	1	地域密着型通所介護	3
居宅介護支援	3	介護老人福祉施設	1
介護予防支援	1	住民主体通所型サービス	1

**第 12 圏域 (前羽、橋北地区自治会連合会/地域包括支援センターたちばなの区域)**

■平成 29 年 4 月 1 日現在

総人口 11,260 人 (男性 5,565 人、女性 5,695 人)  
 高齢者人口 3,899 人 (男性 1,813 人、女性 2,086 人)  
 高齢化率 34.6% (2位)  
 認定者数 532 人 (第 1 号被保険者)  
 認定率 13.6% (11位)

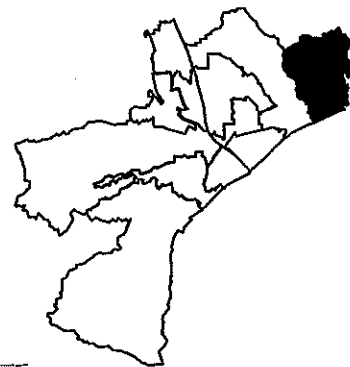


表 II-23 介護保険指定事業所

サービスの種類	箇所数	サービスの種類	箇所数
訪問介護	2	介護予防支援	1
通所介護	1	認知症対応型共同生活介護	1
短期入所生活介護	1	地域密着型通所介護	2
居宅介護支援	3	介護老人福祉施設	2

### 3 高齢者の実態把握

第7期計画の策定に際し、高齢者福祉施策や介護保険制度に対する高齢者の意識や考え方を把握する目的で、アンケート調査を実施しました。これらの調査結果は、計画策定に当たり、施策の展開や事務事業を見直す際の基礎資料として利用しています。

※構成比を表すグラフの内訳は、小数点以下第1位まで表示しています。そのため、端数処理の関係上、グラフの構成比(%)の合計が100%とならないことがあります。

#### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(抜粋)

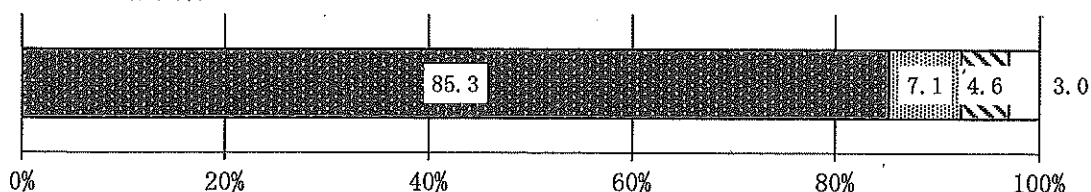
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査					
目的	要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況や、リスクに影響を与える日常生活状況を把握し、地域の課題を捉える。				
対象者	要介護1～5の認定を受けていない市内在住の65歳以上の方(一般高齢者、要支援1・2) ※無作為抽出				
調査期間	平成29年1月6日～平成29年1月20日				
調査方法	郵送による配布・回収				
配布数	7,500通	有効回答数	5,274通	有効回答率	70.3%

#### 【現在の状態と介護リスク】

日常生活における介護・介助の必要性については、「必要ない」が全体の85.3%となっており、ほとんどの方が、体を動かすこと、食事をつくること、金銭や書類の扱い、外出手段について自立しています。しかし、「転倒」については49.2%、「物忘れ」については42.7%が不安を覚えており、健康についての情報に対する関心度はとても高くなっています。また、運動器リスクと外出頻度をクロス集計したところ、リスク該当者ほど外出頻度が減っていました。

#### ●あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか

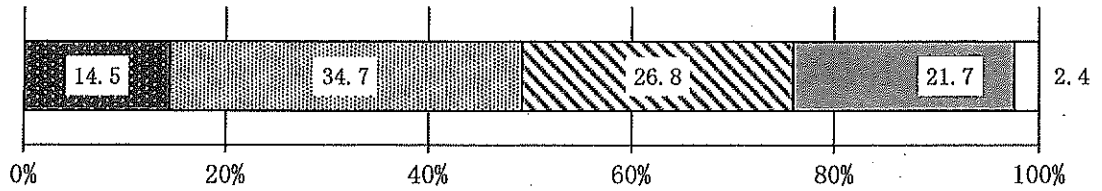
- 介護・介助は必要ない
- 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない
- 現在、何らかの介護・介助を受けている  
(介護認定を受けずに家族などの介護・介助を受けている場合も含む)
- 無回答





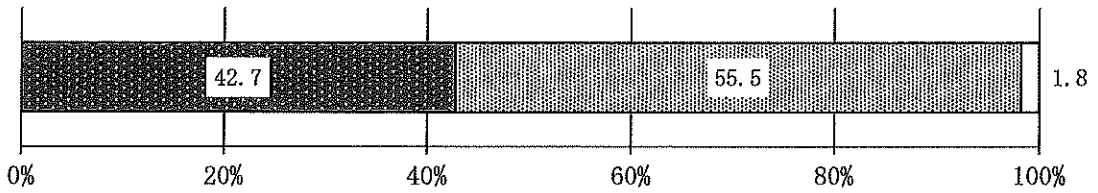
●転倒に対する不安は大きいですか

■とても不安である ■やや不安である ■あまり不安でない ■不安でない □無回答



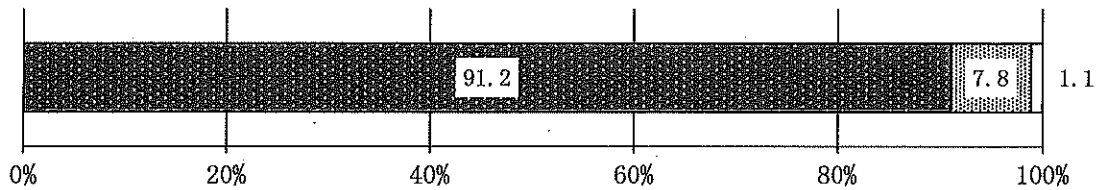
●物忘れが多いと感じますか

■はい ■いいえ □無回答



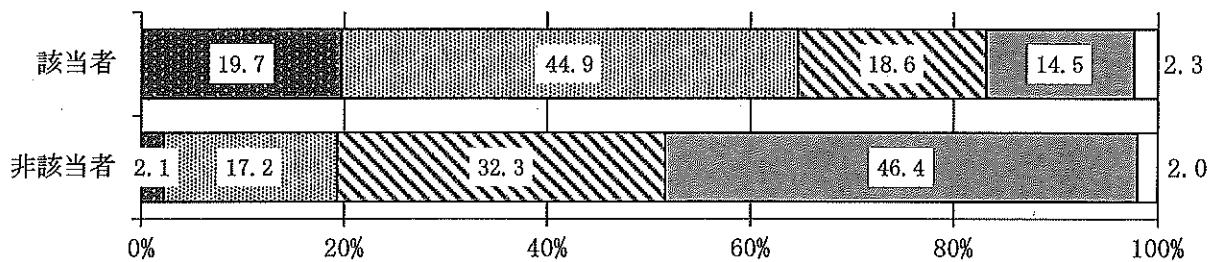
●健康についての記事や番組に関心がありますか

■はい ■いいえ □無回答



●昨年と比べて外出の回数が減っていますか (運動器リスク該当・非該当とのクロス集計)

■とても減っている ■減っている ■あまり減っていない ■減っていない □無回答

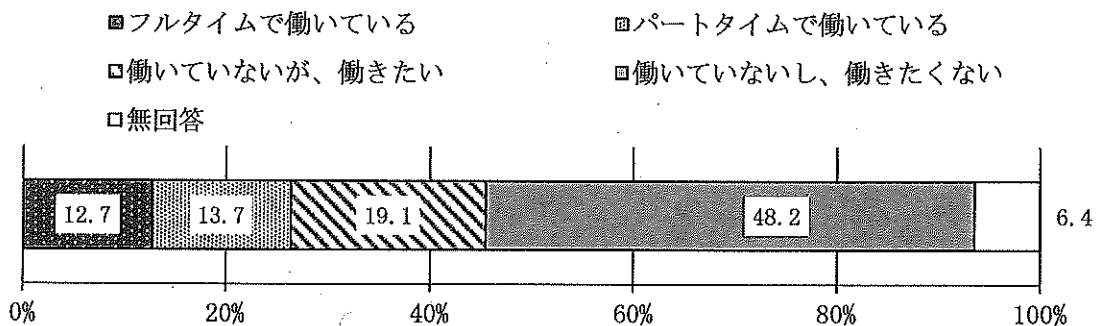


## 【社会参加】

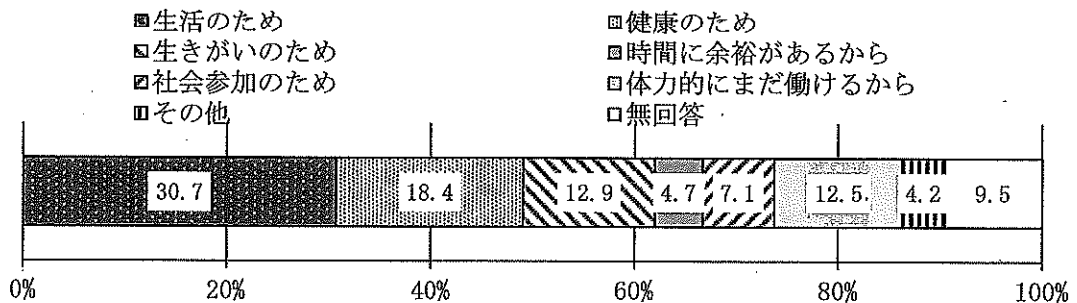
社会参加の面では、「働いている」と答えた方と「働きたい」と答えた方の合計は45.5%となっており、働く理由は「生活のため」が最も多く、次いで「健康のため」「生きがいのため」となっています。

地域での活動の中では、「趣味関係のグループ」や「自治会」への参加の頻度が高くなっています。また、生きがいの有無についての質問とクロス集計したところ、たとえば趣味関係のグループでは、「生きがいあり」と答えた方は「思いつかない」と答えた方よりも活動への参加頻度は高くなっていました。地域住民の有志の活動に対しては、「ぜひ参加したい」と「参加してもよい」の合計が58.5%となっています。

### ●現在働いていますか

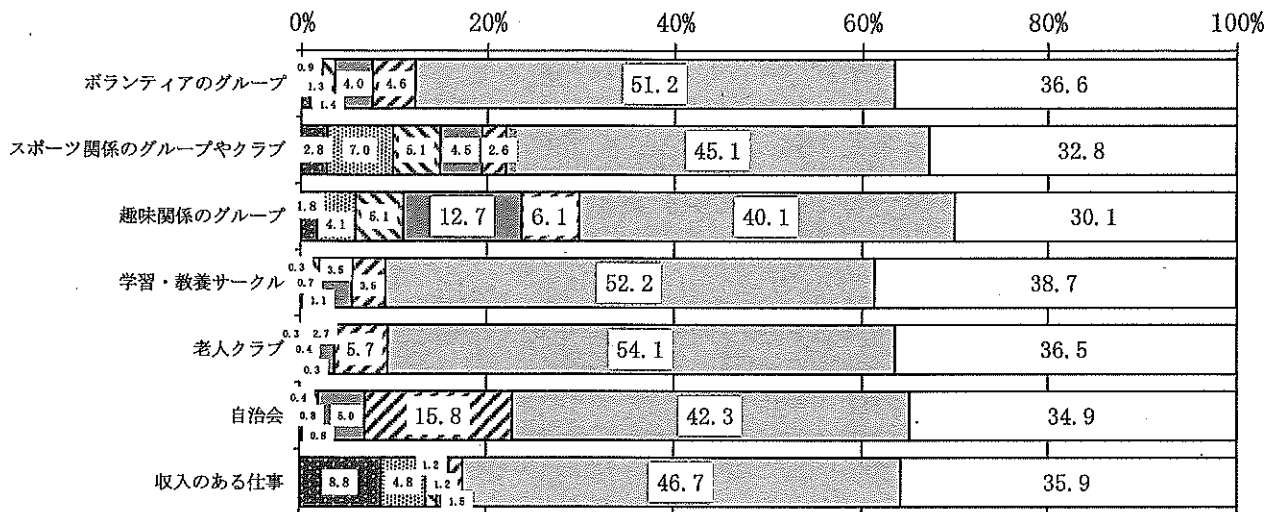


### ●働く理由、働きたい理由はなんですか

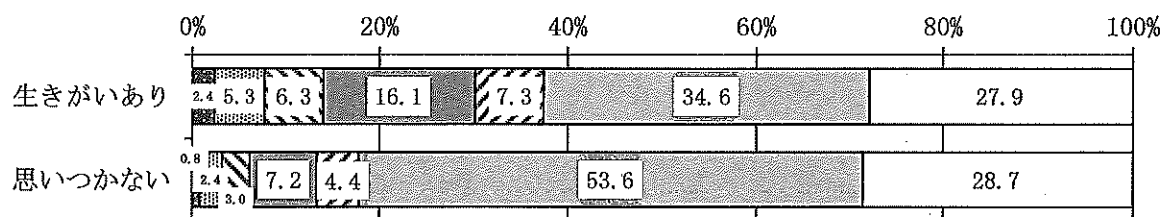


●以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

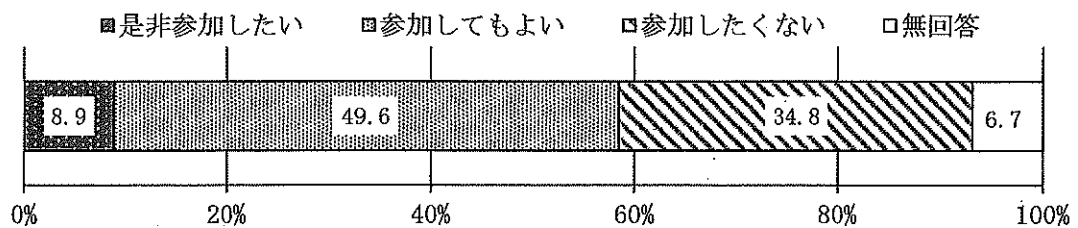
■週4回以上 ■週2～3回 □週1回 □月1～3回 □年に数回 □参加していない □無回答



○趣味関係のグループへの参加頻度（生きがいの有無とのクロス集計）



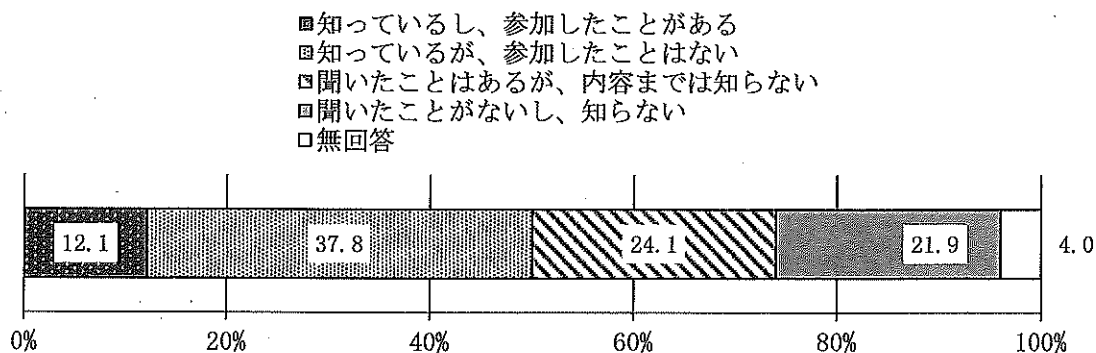
●地域住民の有志の活動に参加者として参加してみたいと思いますか



### 【介護予防事業】

市が主催している介護予防事業については、「知っている」「聞いたことはある」の合計は74.0%ですが、実際に参加したことがある方は12.1%となっています。

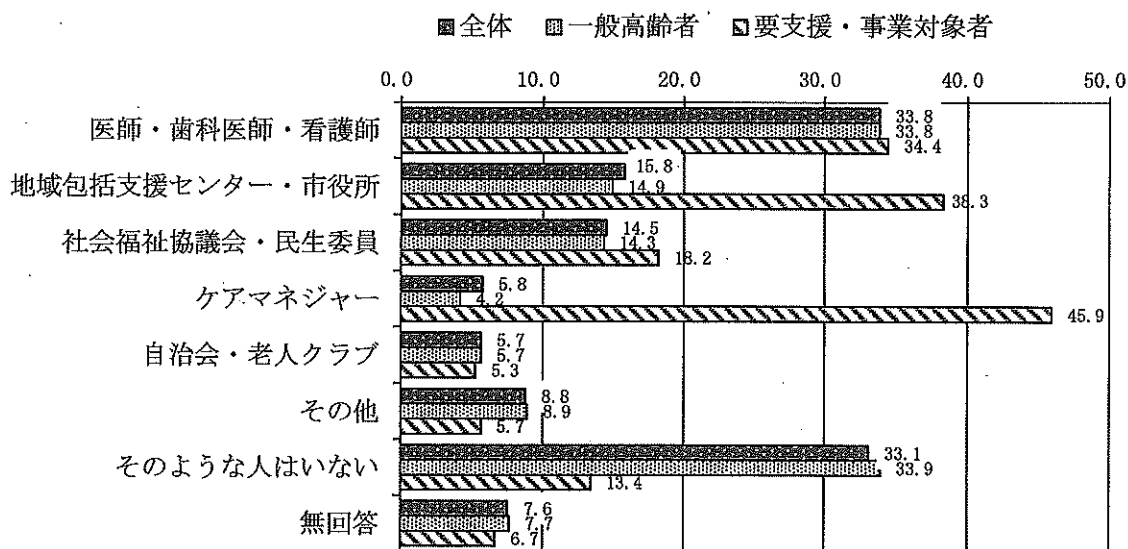
#### ●市が開催している介護予防事業を知っていますか



### 【相談相手】

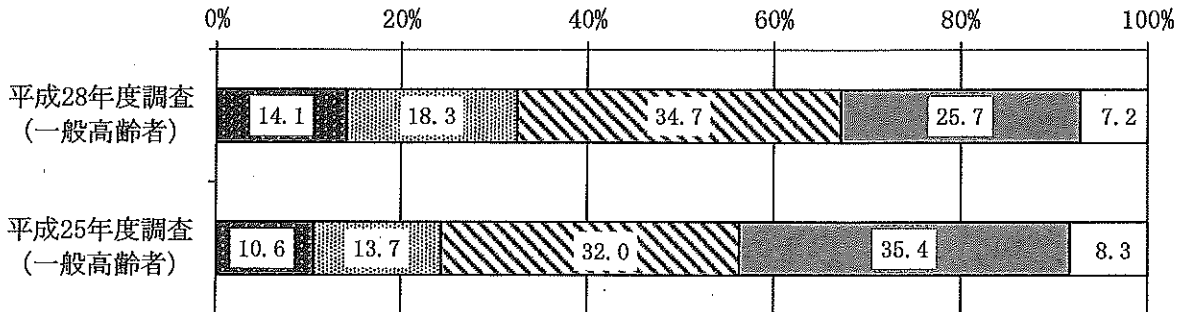
家族・友人以外の相談相手としては、「医師等」が33.8%、「そのような人はいない」33.1%、「地域包括支援センター・市役所」が15.8%となっています。なお、地域包括支援センターについては、「名前も知らない」という回答が、前回（平成25年度）の調査では35.4%でしたが、今回の調査では25.7%になりました。

#### ●家族や友人・知人以外であなたが何かあったときに相談する人



●地域包括支援センターを知っていますか

- 名前を知っているし、業務内容も大体知っている
- 名前を知っているし、業務内容も少しは知っている
- 名前は知っているが、業務の内容は知らない
- 名前も知らない

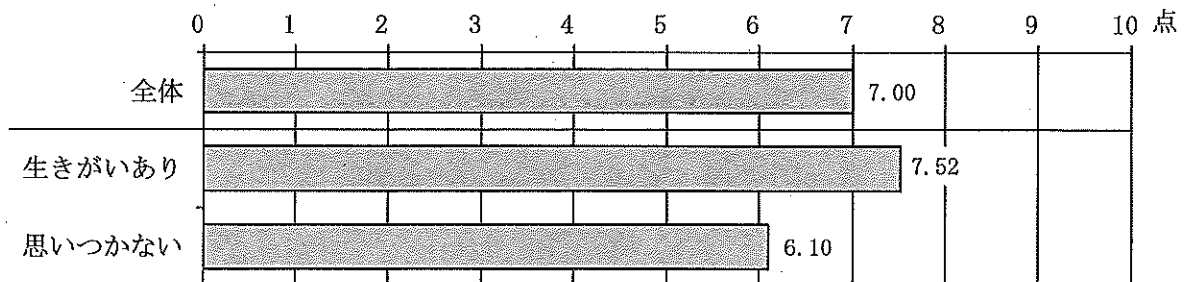


【幸福感】

現在どの程度幸せかという幸福感について、10点満点で自己評価を求めたところ、平均は7.00点でした。なお、生きがいの有無とのクロス集計をしたところ、「思いつかない」と答えた方よりも「生きがいあり」と答えた方のほうが、幸福感が1.42点高くなっていました。

●あなたは、現在どの程度幸せですか (生きがいの有無とのクロス集計)

(「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点とします。)



(2) 在宅介護実態調査 (抜粋)

在宅介護実態調査				
目的	「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスのあり方を検討する。			
対象者	在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をし、調査期間中に認定調査を受けた方			
調査期間	平成29年1月～平成29年6月			
調査方法	認定調査員による聞き取り			
対象数	558票	回収票数	351票	回収率 62.9%

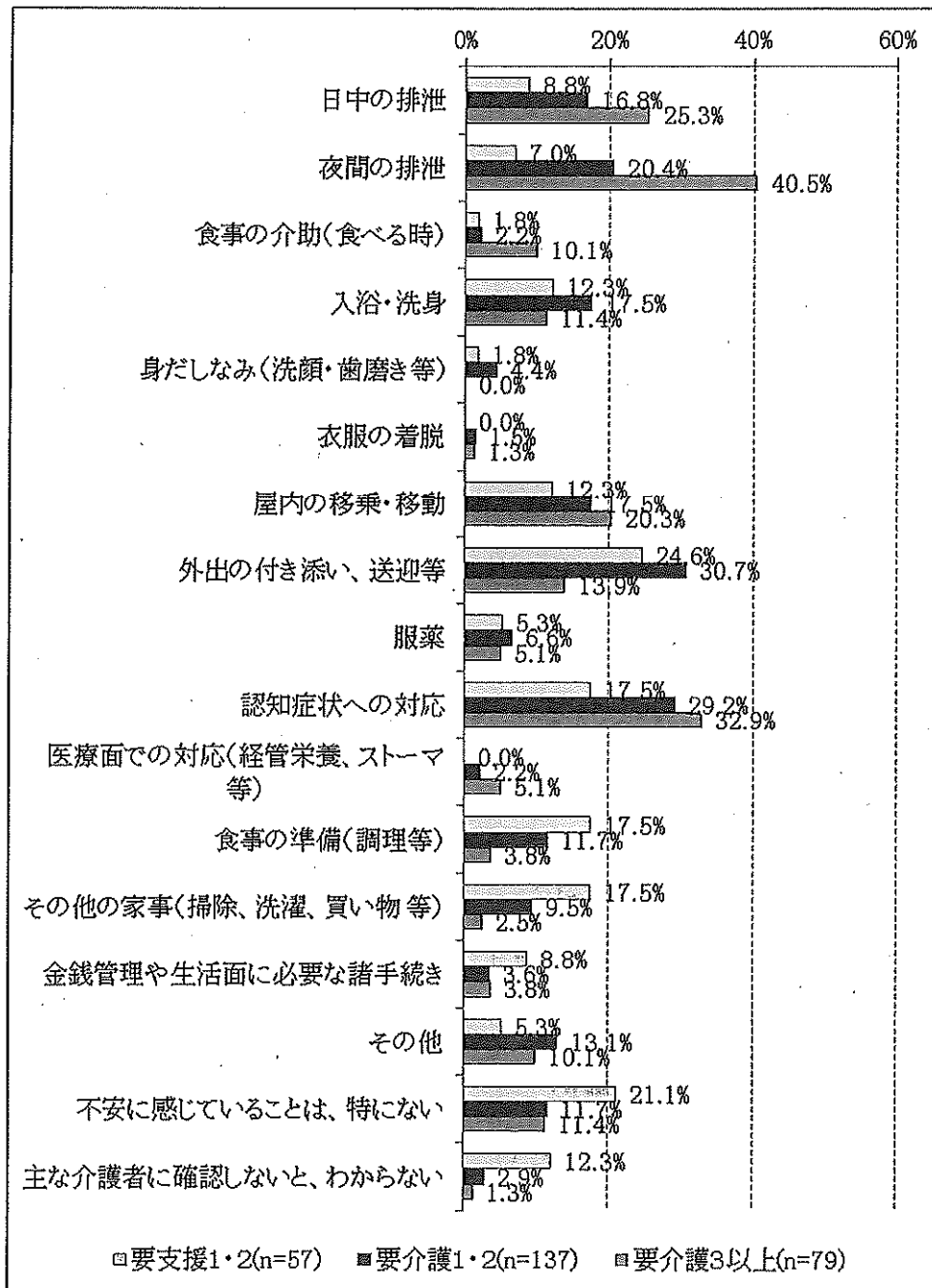
【在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討】

介護者不安の側面からみた場合、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備」、「その他の家事」が上位なのに対し、要介護1・2では「外出の付き添い、送迎等」や「認知症状への対応」が、要介護3以上では、「夜間の排泄」及び「認知症状への対応」がそれぞれ上位になりました。

在宅生活の継続が困難となる限界点（在宅限界点）に影響を与える要素としては、要介護3以上で不安が増す「認知症状への対応」と「夜間の排泄」の2つが得られました。

介護者の方の「認知症状への対応」と「夜間の排泄」に係る介護不安をいかに軽減していくかが、在宅限界点の向上を図るための重要なポイントになると考えられます。

●要介護度別・介護者が不安を感じる介護

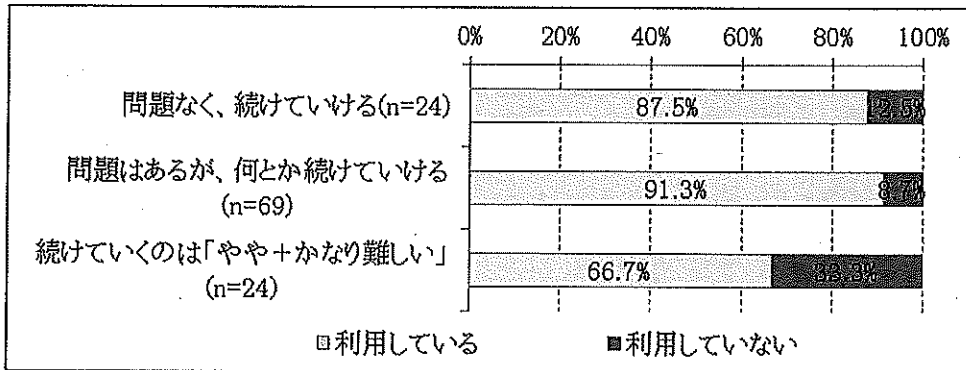


【仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討】

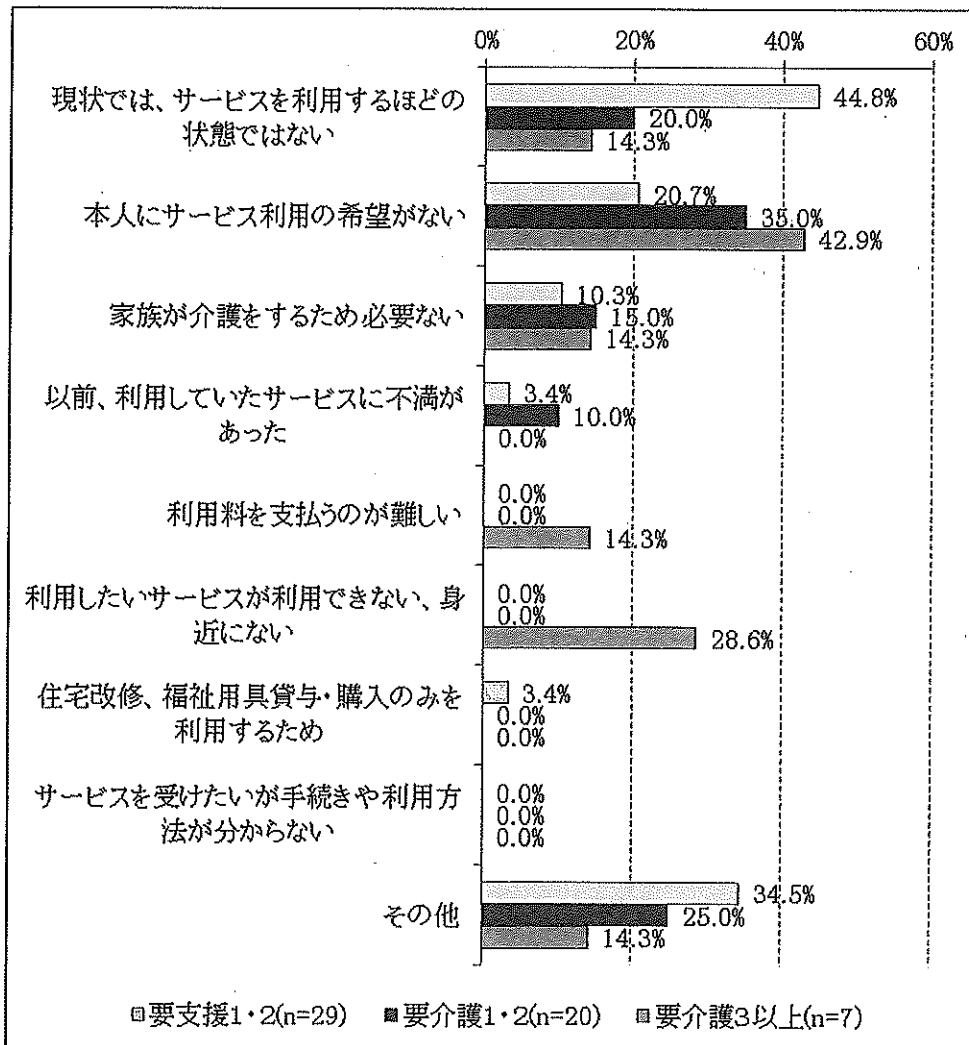
介護保険サービスの利用状況について、就労継続見込みを「続けていくのは、やや難しい」「続けていくのは、かなり難しい」と考えている人では、そうでない人に比べて、介護保険サービスの利用割合が低い傾向がみられました。

サービス未利用の理由としては、「本人にサービス利用の希望がない」割合が高く、実際には、サービス利用の必要性が高いにもかかわらず、サービスが利用されていないことがうかがえます。

●就労継続見込み別・介護保険サービス利用の有無（フルタイム勤務+パートタイム勤務）



●要介護度別・サービス未利用の理由（フルタイム勤務+パートタイム勤務）



【保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討】

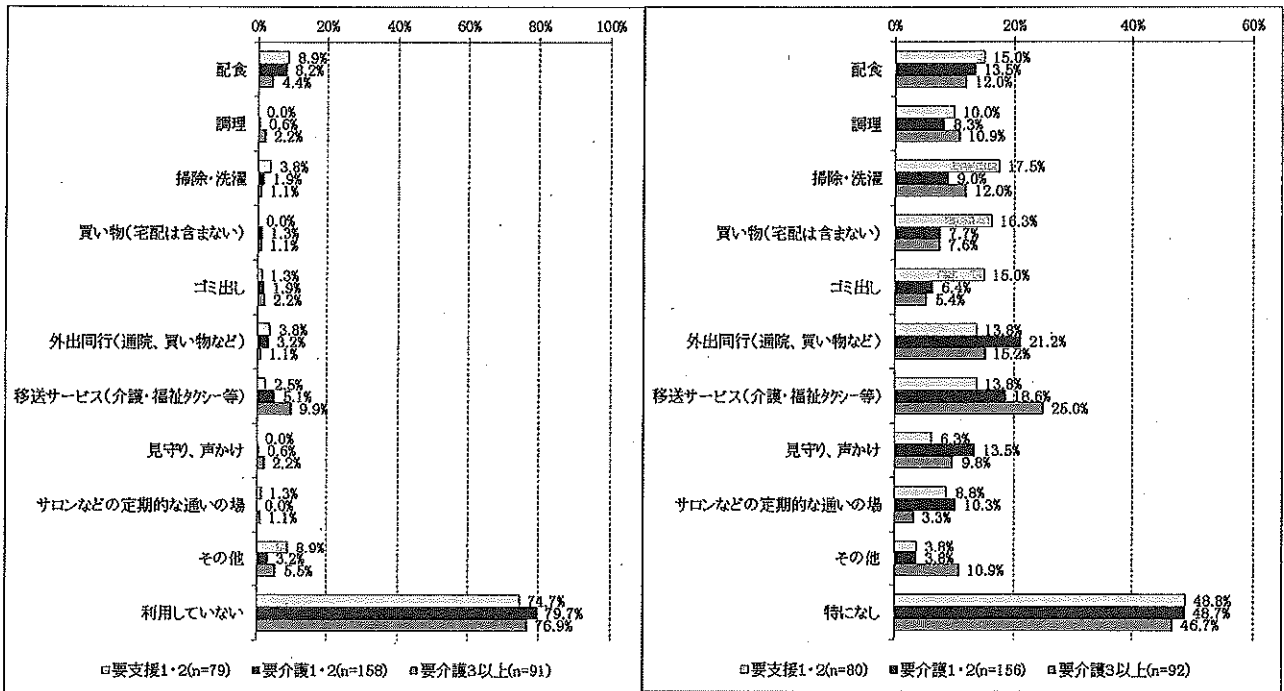
保険外の支援・サービスの利用状況は、総じて低調でした。

一方で、「在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」としては、「移送サービス」、「外出同行」などの外出に係る支援・サービスの利用、もしくはさらなる充実に係る希望が多くみられました。

また、要支援者では「掃除・洗濯」、「買い物」「ゴミ出し」などの生活支援サービスへのニーズが高い傾向がみられました。

●要介護度別・保険外の支援・サービスの利用状況 (左)

●要介護度別・在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス (右)





### (3) 市内介護事業所等アンケート（抜粋）

市内介護事業所等アンケート					
目的	市内の介護事業所等について、サービスの利用状況や事業運営上の課題等を把握する。				
対象者	市内の介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅 356 事業所				
調査期間	平成 29 年 6 月 12 日～6 月 30 日				
調査方法	郵送による配布・回収				
対象数	356 票	回収票数	302 票	回収率	84.8%

#### 【施設・居住系サービスの入所・入居状況】

特定施設入居者生活介護、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅では、入居率が 80%を切っており、利用が伸び悩んでいるものと言えます。

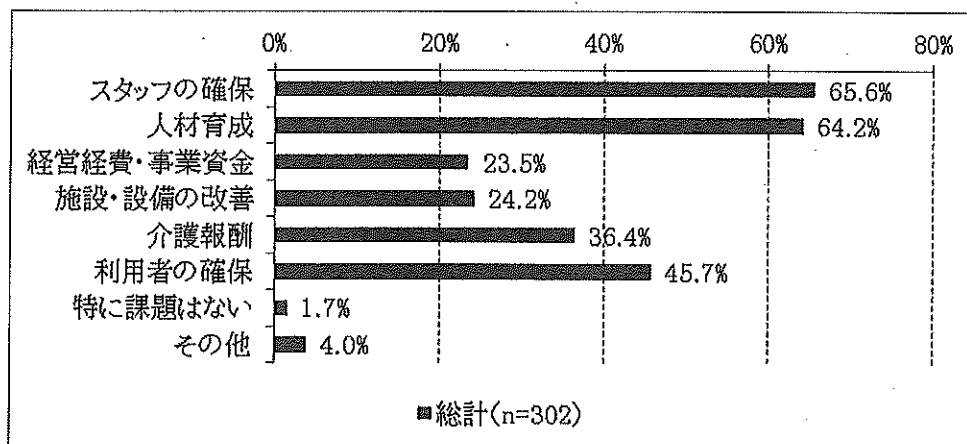
#### ●施設・居住系サービスの入所・入居状況（平成 29 年 4 月 1 日時点）

サービス種別	定員数	入所・入居者数	空床	入所・入居率
特定施設入居者生活介護	1,202	958	244	79.7%
認知症対応型共同生活介護	279	268	11	96.1%
介護老人福祉施設	808	785	23	97.2%
介護老人保健施設	560	546	14	97.5%
介護療養型医療施設	4	3	1	75.0%
住宅型有料老人ホーム	156	114	42	73.1%
サービス付き高齢者向け住宅	181	143	38	79.0%
総計	3,190	2,817	373	88.3%

#### 【事業所運営上の課題】

60%以上の事業所が、「スタッフの確保」と「人材育成」を課題と回答しています。  
50%近くの事業所が、「利用者の確保」を課題と回答しています。

#### ●事業所運営上の課題（全事業所・複数回答）



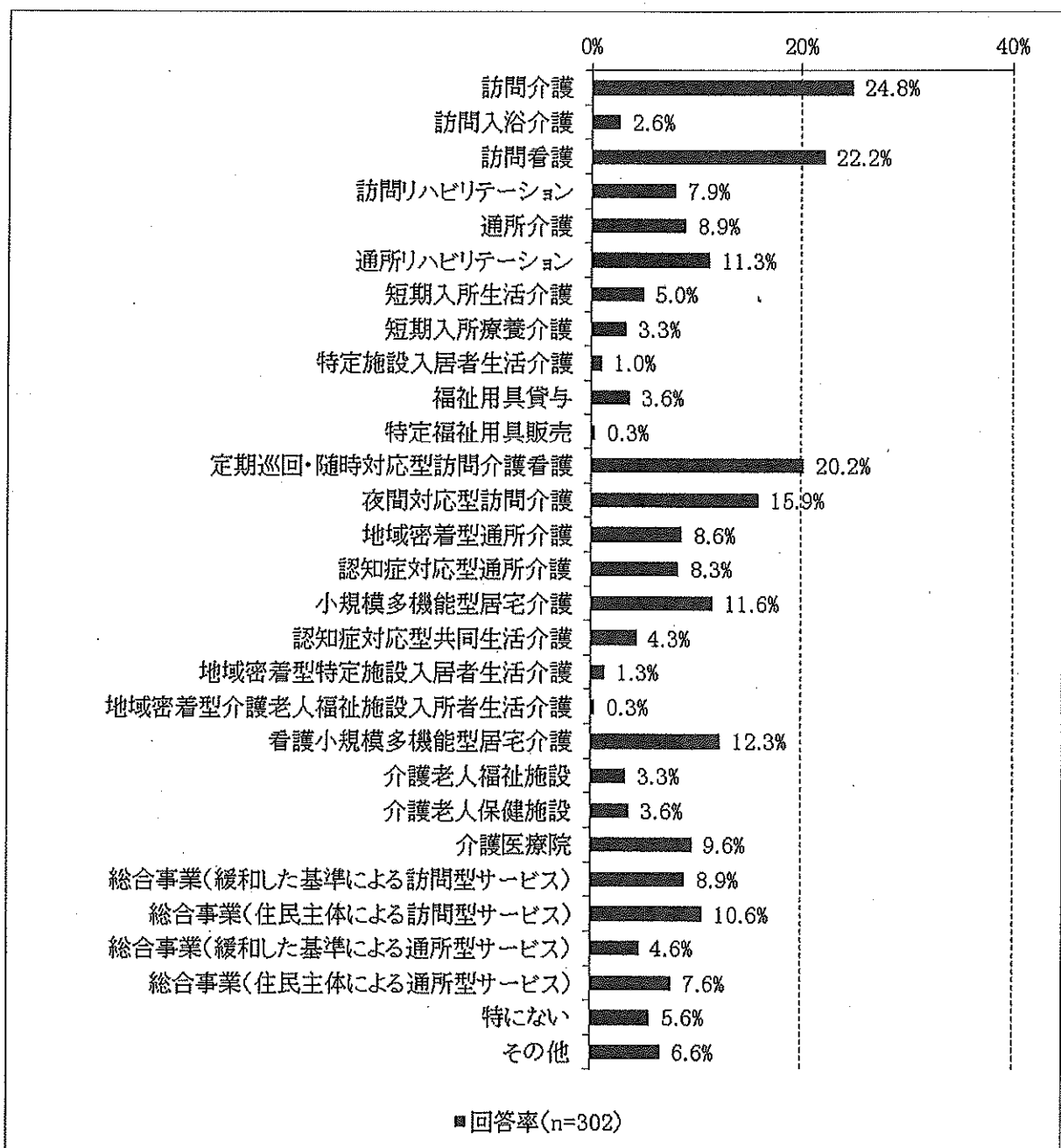
【今後充実が必要と思われる介護（介護予防）サービス】

地域包括ケアシステムを推進するに当たり、今後充実（量的な充実）が必要と思われる介護（介護予防）サービスについて調査しました。

訪問介護、訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、20%以上の事業所が「充実が必要」と回答しています。

夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、通所リハビリテーション、総合事業（住民主体による訪問型サービス）について、10%以上の事業所が「充実が必要」と回答しています。

●今後充実が必要と思われるサービス（全事業所・複数回答）



### Ⅲ 計画の基本理念

#### 1 基本理念

第7期計画の基本理念を次のように定めます。

#### 「ともに生きる活力ある長寿・福祉社会」(ケアタウン おだわら)をめざして

この基本理念には、次のような内容・意味が込められています。

##### 「ともに生きる」とは

地域と高齢者がともに生きる、つまり、高齢者が地域で自立した生活を営むことができるように支えるとともに、高齢者の経験や知恵を生かして地域住民の生活が支えられることを意味しています。

##### 「活力ある」とは

高齢化によって、社会は成熟するものと捉え、個々の高齢者がこれまでの人生で培ってきた知恵や経験を生かし、役割を持ち、自立することにより、社会が活力に満たされるということを意味しています。

##### 「長寿・福祉社会」とは

「ともに生きる」、「活力ある」という言葉の意味を含むとともに、心身ともに健康で、安心して生活を送ることができる社会をあらわしています。

国では、人口減少、家族・地域社会の変容により生じている様々な課題に対処していくため、福祉改革の基本コンセプトとして、『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現を掲げています。

この「地域共生社会」の実現には、地域住民が地域づくりを「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくこと、市町村がその取組を支援し、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援体制整備を進めていくことが必要とされています。

本市では、こうした国の方針も踏まえながら、第6期計画に引き続き、住民一人ひとりがともに支え合い、助け合いながら暮らせるまち、社会的に支援を必要とする方々を制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政が一体となって支える「ケアタウン おだわら」の実現を目指します。

## 2 施策の体系

第7期計画の施策の体系と、施策の主な対象者及び担い手は、以下のとおりです。



図Ⅲ-1 施策の体系イメージ図

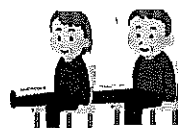
【主な担い手】

民間団体など 地域住民・社協	行政	地域包括支援 センター	介護事業者	医療関係者
【基本方針1】				
【基本方針2】				
【基本方針3】				
【基本方針4】				

【高齢者の状態  
に応じた取組】



プロダクティブ・エイジング  
アクティブシニア応援ポイント事業など



元気な状態

一般介護予防事業  
高齢者体操教室など

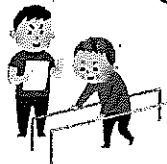
虚弱な状態

高齢者の暮らしを支える取組  
高齢者救急要請カード配付事業など



支援が必要な状態

介護予防・生活支援  
サービス（総合事業）



介護予防サービス

介護サービス

介護が必要な状態



【全体を支える取組】

※地域包括支援センターの機能強化  
※在宅医療・介護連携の推進  
※認知症施策の推進 など



第7期の計画期間においては、4つの基本方針及び施策の目標ごとに、以下の各施策を展開していきます。(具体的な事業の内容は、「IV 施策の展開」を参照。)

#### 基本方針1 高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進

##### 施策の目標(1) プロダクティブ・エイジングの促進(P44～P46)

具体的な事業

- ▶ アクティブシニア応援ポイント事業
- ▶ セカンドライフ応援セミナー事業
- ▶ シニアバンク事業
- ▶ 生きがいふれあいフェスティバル開催事業
- ▶ 老人クラブ活動補助事業
- ▶ 老人クラブ加入促進事業
- ▶ シルバー人材センター運営補助事業
- ▶ シルバー人材センター活用事業
- ▶ 敬老行事・長寿祝事業

##### 施策の目標(2) 外出・多様な活動の促進(P47～P48)

具体的な事業

- ▶ 高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業
- ▶ 福寿カード交付事業
- ▶ 高齢者外出関連情報提供事業
- ▶ 生きがいふれあいセンターいそしぎ管理運営事業
- ▶ 前羽福祉館管理運営事業
- ▶ 下中老人憩の家管理運営事業

## 基本方針2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

### 施策の目標（1） 一般介護予防事業の拡充（P49～P52）

具体的な事業

- ▶ 介護予防把握事業
- ▶ 高齢者筋力向上トレーニング事業（基幹型・地域型）
- ▶ 高齢者栄養改善事業
- ▶ 認知症予防事業
- ▶ 介護普及啓発事業
- ▶ 生きがいふれあいフェスティバル開催事業（介護予防事業）
- ▶ 高齢者体操教室開催事業
- ▶ いきいき健康事業
- ▶ 地域介護予防活動支援事業
- ▶ ふれあい担い手発掘事業
- ▶ 介護予防事業評価事業
- ▶ 地域リハビリテーション活動支援事業

### 施策の目標（2） 介護予防・生活支援サービス事業の充実（P53～P55）

具体的な事業

- ▶ 訪問型サービス事業
- ▶ 食の自立支援事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）
- ▶ 通所型サービス事業
- ▶ 介護予防ケアマネジメントの実施

### 施策の目標（3） 介護予防・生活支援サービスの体制整備（P56～P57）

具体的な事業

- ▶ 生活支援協議体の設置
- ▶ 生活支援コーディネーターの配置
- ▶ 生活支援事業主体の育成・支援
- ▶ 地域の介護予防・生活支援サービスの情報提供

### 基本方針3 保険給付事業の円滑な運営

#### 施策の目標(1) 介護(介護予防)サービスの適切な提供(P58~P71)

##### 具体的な事業

- ▶ 要支援・要介護認定事業
- ▶ 訪問介護
- ▶ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ▶ 訪問看護、介護予防訪問看護
- ▶ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ▶ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
- ▶ 通所介護
- ▶ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション
- ▶ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- ▶ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護
- ▶ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護
- ▶ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与
- ▶ 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
- ▶ 住宅改修、介護予防住宅改修
- ▶ 居宅介護支援、介護予防支援
- ▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ▶ 夜間対応型訪問介護
- ▶ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
- ▶ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ▶ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ▶ 看護小規模多機能型居宅介護
- ▶ 地域密着型通所介護
- ▶ 介護老人福祉施設
- ▶ 介護老人保健施設
- ▶ 介護療養型医療施設
- ▶ 介護医療院
- ▶ 介護保険施設等整備事業
- ▶ 介護サービス事業者の指定
- ▶ 介護人材確保支援事業

#### 施策の目標(2) 介護(介護予防)サービスの質の向上(P72~P74)

##### 具体的な事業

- ▶ 介護サービス事業者指導・監査事業
- ▶ 介護サービス事業者支援事業
- ▶ ケアマネジメント技術向上支援事業
- ▶ 介護相談員派遣事業
- ▶ 介護給付適正化事業
- ▶ 居宅介護支援事業者等補助事業

#### 施策の目標(3) 介護(介護予防)サービス利用者に対する適切な支援(P75~P76)

##### 具体的な事業

- ▶ 社会福祉法人等利用者負担軽減事業
- ▶ 高額介護サービス費等の給付
- ▶ 介護サービス情報公表事業



## 基本方針4 地域における高齢者支援体制の強化

### 施策の目標（1） 地域包括支援センターの機能強化（P77～P78）

具体的な事業

- ▶ 地域包括支援センター運営事業
- ▶ 地域包括支援センターの運営評価
- ▶ 地域ケア会議開催事業（個別・圏域）

### 施策の目標（2） 在宅医療・介護連携の推進（P79～P80）

具体的な事業

- ▶ おだわら地域包括ケア推進会議開催事業
- ▶ 在宅医療・介護サービス情報発信事業
- ▶ 在宅医療・介護連携事業

### 施策の目標（3） 認知症施策の推進（P81～P82）

具体的な事業

- ▶ 認知症サポーター養成事業
- ▶ 成年後見制度利用支援事業
- ▶ 認知症地域支援推進事業
- ▶ おだわら市民後見人養成事業
- ▶ 認知症初期集中支援事業

### 施策の目標（4） 家族介護者支援の充実（P83～P84）

具体的な事業

- ▶ 家族介護教室開催事業
- ▶ 徘徊高齢者SOSネットワーク事業
- ▶ 家族介護用品支給事業
- ▶ 介護マーク普及事業

### 施策の目標（5） 高齢者の暮らしを支える取組の充実（P85～P86）

具体的な事業

- ▶ 高齢者救急要請カード配付事業
- ▶ 要配慮者支援対策事業
- ▶ 独居老人等緊急通報システム事業
- ▶ 高齢者見守り事業
- ▶ 福祉タクシー利用助成事業
- ▶ 食の自立支援事業（任意事業）
- ▶ 高齢者居住支援関連情報提供事業

### 施策の目標（6） 高齢者虐待などによる緊急時の体制整備（P87～P88）

具体的な事業

- ▶ 老人ホーム入所等措置事業
- ▶ 緊急一時入所事業
- ▶ 養護老人ホーム入所判定事業
- ▶ 高齢者虐待防止ネットワーク事業

### 3 重点指針

#### 『 地域包括ケアシステムの深化 』

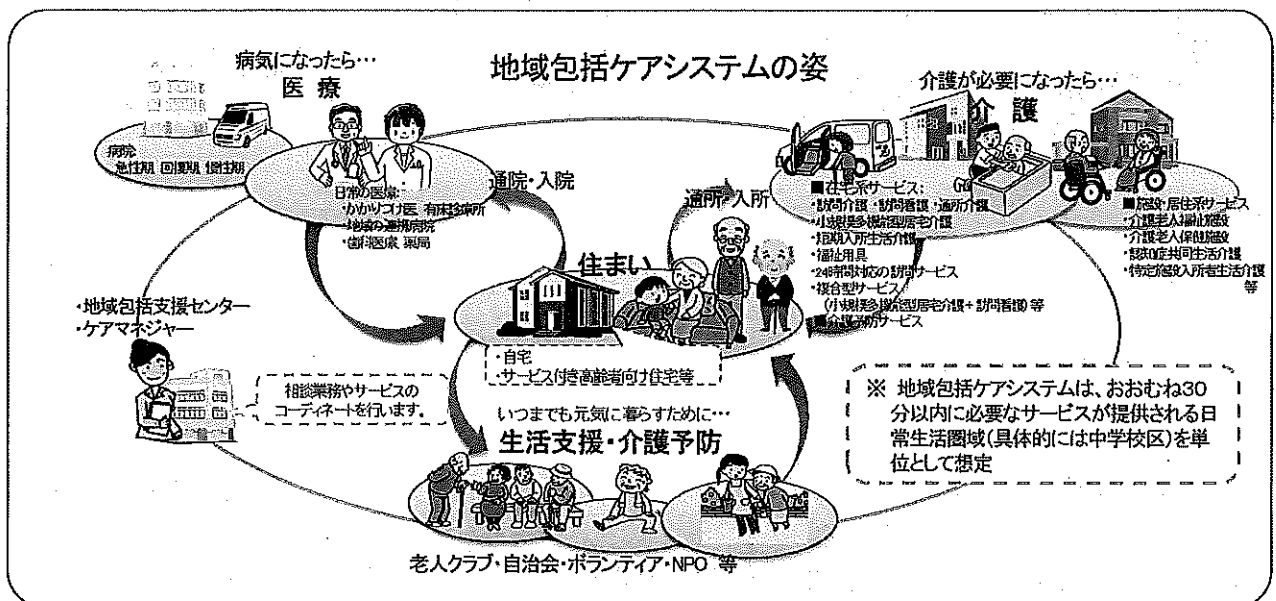
高齢者が尊厳を保持し、自立生活のための支援を受けながら、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域の中で「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」を一体的、継続的に提供するのが「地域包括ケアシステム」です。

この「地域包括ケアシステム」は、具体的には、行政による公的なサービスや介護保険制度による介護サービス、医療サービスに加え、地域の住民組織やボランティア（有償によるものも含む）やNPOなど、多様な主体によって提供される様々な生活支援のサービスが、おおむね30分以内に提供される身近な「日常生活圏域」において補完・連携することによって実現されます。

高齢者を取り巻く環境と支援体制は、地域によって異なります。また、高齢者の誰もが生活の質を保つためには、全市的な視点での取組も必要となります。

そのため、地域包括ケアシステムが効果的に機能していくには、地域の特性を踏まえ、あらゆる地域資源を積極的に活用しながら、地域住民の自主性・主体性が発揮できるよう、行政が支えていくことが重要です。

また、地域包括ケアシステムを構築し、維持していくためには、介護保険制度の安定的な運営が不可欠です。介護保険制度の定着とともに、介護保険の利用が急速に増大している中で、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度や、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者数がピークを迎える平成52年度も見据え、高齢者が持っている能力に応じ、自立して日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることへの予防及び重度化防止、効果的・効率的、かつ適正な介護給付などに取り組み、制度の持続可能性を確保していくことが重要です。



図III-2 地域包括ケアシステムの姿

※出典：厚生労働省

そこで、第7期計画では、平成37年度に向けた中長期的な視点に立ち、重点指針を『地域包括ケアシステムの深化』とし、特に次の5つを柱として取り組みます。

### ● 5つの柱

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

(2) 地域包括支援センターの機能強化

(3) 在宅医療・介護連携の推進

(4) 認知症施策の推進

(5) 介護保険事業の持続可能性の確保

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、できるだけ元気な状態でいることが大切です。しかし、75歳を超えると介護が必要な人の割合が急激に増えている状況であることから、介護が必要となる前に適切な介護予防事業につなげていく取組が必要です。そこで、70歳から74歳までの方を対象に介護予防に関する調査を実施し、本調査により高齢者の実態を把握し、運動機能や栄養、口腔機能、閉じこもり、物忘れなどの観点から個人の状況に応じた事業につなげていくことにより、介護予防の取組を推進します。また、調査の結果について関係機関と共有を図り、多角的な視点から市全体の介護予防の課題をとらえていくとともに、これからの本市における重点的取組の方向性を定め強化していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業は、行政が中心となって、地域の実情に応じた住民等の多様な主体による多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的、かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。これまでに立ち上がったサービスの利用促進や、地域課題の把握・共有により、生活支援体制整備事業等を活用し、地域の高齢者が元気でいきいきと暮らせるよう取り組んでいきます。

## **(2) 地域包括支援センターの機能強化**

地域包括支援センターは、第6期計画において増設、拠点整備を進め、12箇所を設置してきました。高齢者人口のおおむね3,000人から6,000人ごとに1箇所の地域包括支援センターが整備され、より身近なところで相談支援できる体制が整いました。

また、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを推進していく上で重要な「在宅医療・介護連携」「認知症施策」「地域ケア会議」などの施策に密接に関わっており、各分野をつなぐ機関としての役割が期待されています。

地域包括支援センターが十分に機能を発揮できるよう、職員の資質向上を図るとともに、地域包括支援センターの運営評価方法を検討し、効率的かつ適切な運営が行われるよう、必要な人員を配置し、市としての支援体制を強化していきます。

## **(3) 在宅医療・介護連携の推進**

医療制度改革による在院日数の短縮化や高齢者人口の増加などにより、今後在宅で療養する高齢者の増加が予測されます。急性期医療から在宅医療・介護までの一連の流れの中で、病院から退院した高齢者や、がん末期、脳卒中など、医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、容態に応じた適切な医療や介護が切れ目なく提供される体制の整備が必要です。

そこで、関係機関内のネットワーク構築をはじめ、人材の育成、情報共有、相談体制の充実に取り組み、在宅医療・介護の連携を推進します。

また、市民が在宅医療・介護の現状や看取り等について理解し、安心してサービスを受けられる、あるいは、適切な選択ができるよう、知識の普及啓発や相談体制の充実に取り組んでいきます。

#### (4) 認知症施策の推進

国が平成 27 年に発表した推計によれば、全国の認知症患者数が平成 37 年には 700 万人を超え、65 歳以上の高齢者のうち 5 人に 1 人が認知症に罹患すると推計されています。

認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症施策を具体的に進めるために新オレンジプランが策定されました。このプランにおいては「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」を基本的な考え方としています。

そこで、本市においては、医師会等の医療職と、地域包括支援センターや介護サービス事業所等の介護職との連携を深め、認知症の早期診断・早期対応を図るとともに、認知症高齢者の容態やその家族の事情に応じた、適切な医療・介護サービス等が受けられるよう、支援体制の充実に取り組んでいきます。

また、認知症に対し、市民一人ひとりが、誰もが関わる可能性のある病気であるという認識や正しい知識を持つことも重要であることから、地域住民が協力して、地域全体で見守る環境づくりを推進していきます。

#### (5) 介護保険事業の持続可能性の確保

高齢化の進展に伴う要支援・要介護認定者数の増加の結果、今後も保険給付費の増加及び介護保険料の上昇が見込まれます。

今後も、高齢者が安心して自立した日常生活を営むためには、保険給付費及び介護保険料の上昇を極力抑制し、介護保険事業の持続可能性を確保していく必要があります。

要支援・要介護認定や介護保険施設等の整備を適切に実施し、必要な介護（介護予防）サービスの基盤を過不足なく整備することにより、介護（介護予防）サービスの適切な提供に努めます。

また、全国的な課題である介護人材の確保及び育成については、多方面にわたる課題へのアプローチが必要であることから、国や県の取組に加えて、事業者のニーズや意見を把握するためのアンケート調査を実施して課題抽出を行うとともに、関係団体と話し合い、効果的な支援策を早期に実施します。

このほか、介護サービス事業者の指導・監査や、ケアマネジメント技術向上への支援等を通じて、介護（介護予防）サービスの質の向上に取り組めます。

併せて、高齢者ができる限り要介護状態にならないよう、生きがいづくり、社会参加、及び介護予防の取組を充実させていきます。

## IV 施策の展開

### 基本方針1 高齢者がいきいきと活動できる環境づくりの促進

#### (1) プロダクティブ・エイジングの促進

##### 【現状の評価】

プロダクティブ・エイジングの促進のため、第6期計画期間において、アクティブシニア応援ポイント事業の受入施設を介護保険施設のほか、障がい者福祉施設や保育園などにも拡充するとともに、ポイントの繰り越しを可能にするなど制度の改善に取り組みました。また、高齢者と様々な活動をつなぐプラットフォームとなるシニアバンクの運営、セカンドライフ応援セミナーの開催などを通じて、高齢者の社会参加を促し、生きがいづくりへの関心を高めることができました。

その一方で、老人クラブなどの既存団体においては、加入者数は減少傾向にあります。

高齢者は一人ひとり、豊かな経験や様々な知識、技術を持っており、長年培ったその力を地域や社会に役立てたいと思う方々も増えていますが、その活躍の場や領域が多様化していることがうかがえます。

##### 【今後の方策】

少子高齢化が進む中では、高齢者は単に支えられる存在ではなく、地域社会の担い手として多種多様な分野に活躍の場が広がります。

そこで、第7期では、アクティブシニア応援ポイント事業の受入施設や事業を福祉以外の分野にも広げ、高齢者の選択肢を増やすとともに、60歳以上の個人や団体と地域課題の解決に向けた活動の場をマッチングするシニアバンクの運営を様々なネットワークを持つ市民団体との連携により充実させていきます。また、友愛活動、社会奉仕活動など、地域社会で重要な役割を果たしている老人クラブや、シルバー人材センターなど既存団体への支援も継続し、高齢者が意欲と能力に応じて、地域社会の中で積極的な役割を担う機会の創出を推進していきます。

また、生きがいづくりや社会参加は、高齢者の自主的な健康増進や介護予防にもつながることから、プロダクティブ・エイジングの促進を通じて、介護保険など社会保障制度の安定的な運営を目指します。

## 【具体的な事業】

【具体的な事業】の欄は、事業名、事業の概要、各年度における数値による実績・見込があるものについては表で構成しています。

### ●アクティブシニア応援ポイント事業

60歳以上の市民が行う、市指定の介護保険施設などでのボランティア活動に対し、活動量に応じて商品交換を行うことで、高齢者の社会参加を促します。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
事業登録者数(人)	176	223	250	280	310	340	490
参加延べ人数(人)	2,407	3,301	3,500	4,000	4,400	4,800	7,000

### ●セカンドライフ応援セミナー事業

仕事やボランティアをしたい高齢者を対象に、セカンドライフ応援セミナーを開催し、活躍の場、生きがいつくりの場の創出を推進します。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
セミナー参加者数(人)	50	104	170	240	240	240	240

### ●シニアバンク事業

豊かな社会の実現や地域課題の解決につなげることを目的として、おおむね60歳以上の個人・団体と「活動の場」をマッチングするプラットフォームとして、登録制度「シニアバンク」を運営します。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
シニア登録件数(件)	28	69	80	90	100	110	160
活動登録件数(件)	17	27	30	35	40	45	50

### ●生きがいふれあいフェスティバル開催事業

高齢者の日頃の活動の成果を発表するとともに、世代を越えて市民がふれあうイベントを開催することで、高齢者の生きがいつくりを促進します。また、参加団体の自主性を育むイベントのあり方について、見直しを図ります。

### ●老人クラブ活動補助事業

高齢者がその生活を豊かなものとするために親睦を深め、社会貢献や健康寿命の延伸に努めることを目的として地域ごとに結成されている単位老人クラブと、全市的な組織である老人クラブ連合会への助成を図ります。

●老人クラブ加入促進事業

地域に根ざした高齢者の活躍の場である老人クラブの組織の活性化と、会員加入の促進を支援します。

項 目	(実績)			(見込)			
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
老人クラブ加入者数 (人)	8,292	8,022	7,752	7,800	7,800	7,800	7,800

※各年度4月1日現在

●シルバー人材センター運営補助事業

高齢者の雇用の機会、その他の多様な就業の機会を促進し、高齢者の福祉の増進を図るシルバー人材センターに対し運営の補助を行います。

項 目	(実績)			(見込)			
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
就業延べ人員 (人)	75,637	70,269	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000

●シルバー人材センター活用事業

行政からシルバー人材センターへの委託業務の拡大を図るなど、高齢者の雇用の機会の創出に協力します。

項 目	(実績)			(見込)			
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
委託金額 (千円)	36,202	40,647	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000

●敬老行事・長寿祝事業

多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し長寿を祝うため、敬老祝金品を贈呈するとともに、敬老行事を自治会や地区社会福祉協議会等の委託により実施します。



## (2) 外出・多様な活動の促進

### 【現状の評価】

介護や支援をまだ必要としない高齢者であっても、日々の外出先や人との交流の機会の減少は、運動機能や認知機能の低下など心身に何らかの影響を与える可能性があります。また、高齢者が外出を控える理由として最も多いのは、足腰などの痛み、次いで病気などとなっています。

そのため、高齢者の外出のきっかけをつくり、趣味や就労、仲間づくりや生きがいづくり等の多様な活動への参加につながるよう、高齢者向けサービス等の情報提供を行ってきました。また、健康増進を図る目的ではり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業を行いました。

### 【今後の方策】

年齢を重ねても社会とのつながりを持ち続け、いきいきと自立した生活を送ることができるよう、外出や多様な社会参加に関する情報を提供し、高齢者の主体的な活動を促します。あわせて、日常生活の支援サービスなどの地域資源についても、高齢者が必要に応じて活用できるよう、情報提供に努めます。

また、これまで取り組んできた事業の費用と効果を検証し、高齢者の心身の健康増進や介護予防の取組と調整を図りながら、今後のあり方について検討していきます。

### 【具体的な事業】

#### ●高齢者はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業

高齢者の心身の健康増進を図るため、70歳以上の方を対象に、市と協定を結んだ施術所における、はり・きゅう・マッサージ等の施術費用の一部を助成します。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用延べ人数(人)	5,550	4,953	5,200	5,400	5,600	5,800	6,000

#### ●福寿カード交付事業

60歳以上の方を対象に市と協定を締結している旅館に協定料金で宿泊できるほか、市内各公共施設を無料で利用できるカードを交付し、高齢者の外出を促進します。

#### ●高齢者外出関連情報提供事業

高齢者の生きがいづくりや社会参加等に関する情報を「高齢者のための福祉ガイド」としてまとめて情報提供し、高齢者の外出促進を図ります。

●生きがいふれあいセンターいそしぎ管理運営事業

高齢者の生きがいづくりや社会参加の場として、生きがいふれあいセンターいそしぎの管理運営を行います。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用者数(人)	82,794	81,823	81,300	80,900	79,000	78,200	66,900

●前羽福祉館管理運営事業

市民の福祉増進を図る場として、前羽福祉館の管理運営を行います。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用者数(人)	7,189	7,238	7,100	7,100	6,900	6,900	5,900

●下中老人憩の家管理運営事業

老人福祉の増進を図る場として、下中老人憩の家の管理運営を行います。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用者数(人)	10,992	8,927	8,800	8,800	8,600	8,500	7,300

## 基本方針2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

### (1) 一般介護予防事業の拡充

#### 【現状の評価】

平成 27 年 4 月の介護保険制度改正において、新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という）が創設され、本市においては、平成 28 年 1 月に総合事業へ移行しました。これにより、従来介護予防事業として実施してきた事業は、総合事業における「一般介護予防事業」として実施しています。

これまでに立ち上げてきた介護予防事業について、介護予防の必要性と元気度から、高齢者の介護予防の段階を生活期、移行期、集中介入期と体系づけ、各事業の対象者像や事業目的の明確化を図りました。要介護（要支援）認定率は、75 歳を超えると高くなる傾向があることから、その前の 70 歳から 74 歳までの方に対し、介護予防把握事業を実施し、各事業に適切な方々をつなげていくことに取り組んでいます。今後は、この仕組みを定着させて介護予防をさらに推進する必要があります。

#### 【今後の方策】

高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送り続けるためには、生きがいを持ち、心身ともに元気であることが大切です。

高齢者自らがさらに介護予防のために主体的に取り組めるよう、引き続き介護予防の目的や具体的な方法等の普及啓発に努めます。

介護予防把握事業の実施により、高齢者個人の調査結果から生活実態を捉え、要支援・要介護状態にならないよう、また、重度化を防ぐためにも適切な一般介護予防事業や支援へつなげていきます。さらに、この調査の結果については、医師、歯科医師、薬剤師等の専門職や地域包括支援センターと共有し、これまでの取組内容を評価していくとともに、地域特性や地域課題の把握の一助とし、高齢者に関わる関係機関とも協力してよりきめ細やかな介護予防の推進に努めます。

このような介護予防の取組を通して、自立支援と重度化防止を図り、介護保険制度の安定的な運営を目指していきます。

#### 【具体的な事業】

##### ●介護予防把握事業

要支援・要介護認定を受けていない 70 歳から 74 歳までの高齢者の生活実態を調査することで、生活機能の低下がみられる人を早期に把握し、適切な一般介護予防事業につなげるとともに、調査結果をもとに市全体及び日常生活圏域別の地域特性や地域課題を把握していきます。

●高齢者筋力向上トレーニング事業（基幹型・地域型）

個別計画に基づいた有酸素運動やストレッチ等を提供し、膝痛・腰痛・転倒防止を図るとともに、介護予防の知識普及や意識啓発を行い、一人ひとりの介護予防への意識を高めるよう取り組みます。

市内各地域において自主的に運動に係る活動を継続しているグループに対して、講師派遣を実施し、介護予防の知識普及や意識啓発を行い、地域における主体的・継続的な活動を支援します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
参加延べ人数（人）	34,561	35,424	36,000	36,200	36,400	36,600	37,600

●高齢者栄養改善事業

高齢者の低栄養状態の予防・改善を目的に、栄養に関する講話と調理実習を組み合わせた教室を開催し、介護予防に必要な栄養に関する知識を習得できるよう支援します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
参加延べ人数（人）	294	259	300	300	325	350	375

●認知症予防事業

脳の活性化を促すゲームやウォーキングなどの有酸素運動、グループワークを通じたコミュニケーションなどを内容とした教室を1コースあたり3か月間、集中的に行い、認知症の予防を図ります。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
参加延べ人数（人）	1,643	1,216	1,296	1,411	1,526	1,642	2,304

●介護予防普及啓発事業

地域の高齢者等を対象に、自ら取り組める介護予防についての講座を開催し、介護予防の意識を啓発します。また、おだわら総合医療福祉会館で地域の高齢者の憩いの場となる介護予防対策室を運営します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
参加延べ人数（人）	5,942	5,044	5,600	5,900	6,200	6,500	8,000

●生きがいふれあいフェスティバル開催事業（介護予防事業）

生きがいふれあいフェスティバルにおいて介護予防講演会等を開催し、介護予防の重要性を普及啓発し、一人ひとりの介護予防に対する関心と実践意欲を高めます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
参加延べ人数（人）	49	84	100	100	100	100	100

●高齢者体操教室開催事業

ストレッチ体操やリズム体操を中心に、運動機能の維持・向上に効果的な運動を行う教室を通じて、介護予防の意識の向上と仲間づくりを促進します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
参加延べ人数（人）	3,818	4,614	4,800	4,900	5,000	5,100	5,600

●いきいき健康事業

地区社会福祉協議会の主導により、地区の実情や要望に応じた介護予防に関する教室やレクリエーション活動などを行い、地域における介護予防意識の醸成を図ります。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
参加延べ人数（人）	2,806	2,484	2,500	2,600	2,700	2,800	3,300

●地域介護予防活動支援事業

地域の高齢者福祉の担い手に対して介護予防に資する講座を開催し、高齢者を最も身近な場所で支える「地域」において、介護予防の意識を高め、住民の主体的な取組・活動について活性化を図ります。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
参加延べ人数（人）	585	594	600	600	600	600	600

●ふれあい担い手発掘事業

地域における自主的な介護予防活動を実施する団体等に対して、初期費用を助成し、その継続的な活動を支援します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
助成対象数（件）	3	1	3	3	3	3	3

●介護予防事業評価事業

本計画に定める目標値の達成状況等を検証し、介護予防事業の評価を行います。

●地域リハビリテーション活動支援事業

地域の高齢者が通い集う場に対して、リハビリテーション専門職の積極的な関与を図り、地域における介護予防の取組を強化していきます。

## (2) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

### 【現状の評価】

平成 28 年 1 月に総合事業へ移行したことに伴い、従前の介護予防訪問介護及び通所介護については、国基準型サービスに移行するとともに、新たに基準緩和型サービス、住民主体型サービスを開始しました。

新しい市独自のサービス内容や利用について、市民や事業者への周知を図り、また、従事者を育成するための研修を開催するなど、普及促進に取り組んできました。

新たなサービス事業所は、徐々に立ち上がりサービスの提供を開始していますが、制度の普及啓発がまだまだ十分でないことや、基準緩和通所型サービス及び住民主体通所型サービスにおいては、送迎がなくても提供可能としているため、対象の方の利用希望があっても自力で行けない場合もあり、結果としてサービスの利用に結びつきにくいことが課題となっています。

### 【今後の方策】

総合事業の充実を図るため、基準緩和型サービス従事者研修の開催を通し、基準緩和型サービス、住民主体型サービスに、多様な主体が事業者として参入することを促進します。

また、自立支援に向けた介護予防ケアマネジメントの主体である地域包括支援センター等と連携して、市民に対し介護予防の必要性と元気度に応じたサービスの利用について周知を図り、利用できるサービスの選択肢を広げていくとともに、基準緩和通所型サービス及び住民主体通所型サービスの利用を促進するために、国が示す訪問型の移動支援など送迎のあり方について検討していきます。

さらに、介護予防把握事業の取組などを通し、低栄養状態の改善の必要性が認められた方への支援について強化していきます。

**【具体的な事業】**

●訪問型サービス事業

国基準訪問型サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問して入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援を行います。

基準緩和訪問型サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問して日常生活上の支援を行います。

住民主体訪問型サービス

ホームヘルパーが家庭を訪問して日常生活上の支援を行います。

短期集中訪問型サービス

閉じこもり傾向等が認められる高齢者等に対し、専門職による訪問指導により心身状態の改善を図ります。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
国基準訪問型サービス 利用回数 (人/月)	438	446	452	442	405	351	283
基準緩和訪問型サービス 利用回数 (人/月)	0	3	9	25	56	96	180
住民主体訪問型サービス 利用回数 (人/月)	0	1	3	15	35	63	108
短期集中訪問型サービス 利用人数 (人/年)	0	0	7	7	7	7	7

●食の自立支援事業 (介護予防・日常生活支援サービス事業)

要支援認定もしくは基本チェックリストにより低栄養状態の改善の必要性が認められる高齢者を対象に、配食サービスを行い、食生活を整え、低栄養状態が改善されるよう支援を行います。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
配食実人数 (人)	—	0	1	24	26	28	38
配食数 (食)	—	0	182	4,550	4,914	5,278	7,098



●通所型サービス事業

国基準通所型サービス

日帰りで施設等に通い、入浴・食事・レクリエーションなどのサービスや機能訓練を受けられます。

基準緩和通所型サービス

日帰りで施設等に通い、レクリエーションなどのサービスや機能訓練を受けられます。

住民主体通所型サービス

日帰りで施設等に通い、レクリエーションなどのサービスを受けられます。

短期集中通所型サービス

生活機能の低下が見られる高齢者の生活機能向上を図り、要介護状態に陥らないようにするため、総合的な介護予防教室を実施します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
国基準通所型サービス 利用回数 (人/月)	819	849	827	826	774	753	724
基準緩和通所型サービス 利用回数 (人/月)	0	5	30	48	88	120	200
住民主体通所型サービス 利用回数 (人/月)	0	1	25	42	80	96	160
短期集中通所型サービス 利用人数 (人/年)	57	98	160	160	160	160	160

●介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者等に対し、介護予防と自立支援を目的として、心身の状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、専門的観点から、目標を設定し必要な援助を行ないます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用件数 (件/月)	834	860	887	921	947	974	1,090

### (3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備

#### 【現状の評価】

高齢者の日常生活を支援する体制を整備するために、市全体を第1層、日常生活圏域を第2層として、実働者としてのコーディネーターの配置と、情報共有・連携強化の場としての協議体を設置しました。また、高齢者の日常生活を支援する地域資源（高齢者向けサロン、宅配サービス等）に関する情報を収集・分類し、地域包括支援センターと共有しました。協議体については、さらに地域に根差した高齢者への支援活動とするため充実していく必要があります。

#### 【今後の方策】

生活支援体制をより充実させるために、コーディネーターと協議体の業務や役割を明確にし、市社会福祉協議会などの他機関との連携強化に取り組み、地域の実情に応じた第2層協議体の確立を目指していきます。また、地域ごとの高齢者の日常生活を支援するための情報を分析し、地域に不足しているサービスを認識・把握するとともに、サービスを提供する事業主体の育成・支援を行います。

#### 【具体的な事業】

##### ●生活支援協議体の設置

介護予防・生活支援サービスの体制整備に向けて、市、地域包括支援センターをはじめとして、地域において活動している多様な主体間の情報の共有・連携強化の場として、会議を開催します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
協議体会議開催数(回)	5	6	13	13	13	13	13

##### ●生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターが、関係機関との連携や地域ニーズとサービスのマッチング等のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
コーディネーター配置数(人)	8	9	13	13	13	13	13

##### ●生活支援事業主体の育成・支援

各種事業や調査、地域ケア会議等により、地域の高齢者の生活を支援するためのニーズと地域資源を把握しながら、必要な介護予防・生活支援サービスが提供されるよう、ボランティア等生活支援サービスを行う事業主体の育成・支援を行います。

●地域の介護予防・生活支援サービスの情報提供

介護保険サービスに限らず、インフォーマルサービスも含めて幅広く高齢者の介護予防・生活支援に係るサービスの情報を収集し、適時更新します。

また、これらの情報が高齢者の生活を支えるために活用されるよう、市ホームページの掲載などにより広く情報を提供します。

## 基本方針3 保険給付事業の円滑な運営

### (1) 介護（介護予防）サービスの適切な提供

#### 【現状の評価】

要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護（介護予防）サービスの利用量は、年々増加傾向にあります。

居宅サービスでは、特に、（介護予防）訪問看護は、参入する事業者の増加も背景に、増加しています。

通所介護は、平成28年4月に定員18人以下の事業所が地域密着型サービスに移行したことに伴い、平成28年度の実績が減少しています。

（介護予防）特定施設入居者生活介護及び（介護予防）短期入所生活介護については、市内介護事業所等アンケートの結果から、利用が伸び悩んでいる実態が判明しています。

地域密着型サービスでは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護が、着実な施設の整備を背景に、利用者が増加しています。

認知症対応型共同生活介護は、第6期に2事業所が廃止したことに伴い、18床減床しています。

看護小規模多機能型居宅介護は、平成28年度中の施設開設を見込んでいましたが、開設時期が平成29年度末にずれ込んでいます。

地域密着型通所介護は、平成28年度に、定員18人以下の小規模通所介護事業所が通所介護から地域密着型サービスに移行したものです。

施設サービスでは、平成29年度に介護老人福祉施設100床の整備を見込んでいましたが、平成31年度にずれ込んでいます。

介護療養型医療施設は、平成29年度の法改正により、廃止・転換期限が平成35年度末まで6年間延長されました。

介護医療院は、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供するものとして、平成29年度の法改正で設けられた新たなサービスです。

#### 【今後の方策】

介護（介護予防）サービスに対する需要は、認定者数の増加とともに、今後引き続き伸びていくと思われることから、必要な供給量の確保に努めます。

各サービスの今後の見込量は、介護保険料や介護保険財政に影響するものであることから、過大又は過小な見込みとならないよう留意して算出する必要があります。

見込量の算出に当たっては、給付実績から各サービスの利用率を算出し、これまでの事業者のサービス提供・参入の実績、市内介護事業所等アンケートで把握したサービスごとの需給状況、施設整備計画などの情報をもとに、各サービスの利用率の伸びを見込みました。

こうして導き出した各年度の利用率の見込みに、推計要支援・要介護認定者数を乗じて、サービスごとの利用者見込み数を算出しました。

訪問介護は、第6期の実績も踏まえ、おおむね要支援・要介護認定者数の伸びに比例して、増加するものと見込みました。

(介護予防)訪問入浴介護は、平成27年度に1事業所が廃止となった影響により、サービスの供給量に限りがあることから、今後の伸びは鈍化するものと見込みました。

(介護予防)訪問看護は、第6期での事業者の増加から、要支援・要介護認定者数を上回る増加を見込みました。

(介護予防)訪問リハビリテーションは、現在市内の4病院・医院がサービスを提供していますが、サービスの供給量に限りがあることから、今後の伸びは鈍化するものと見込みました。

(介護予防)居宅療養管理指導及び通所介護は、おおむね要支援・要介護認定者数の伸びに比例して、増加するものと見込みました。

(介護予防)通所リハビリテーションは、主に介護老人保健施設でサービスが提供されることから、施設整備を行わない第7期計画においては大きな増加は見込まず、平成37年度においては、施設整備に伴う利用量を見込みました。

(介護予防)短期入所生活介護は、第7期計画での施設整備は見込みませんが、空きのある事業所が目立つ状況を踏まえ、今後おおむね要支援・要介護認定者数の伸びに比例して、増加するものと見込みました。

(介護予防)短期入所療養介護は、主に介護老人保健施設でサービスが提供されることから、施設整備を行わない第7期計画においては大きな増加は見込みませんでした。

(介護予防)特定施設入居者生活介護は、第7期計画での施設整備は行いませんが、空きのある事業所が目立つ状況を踏まえ、今後おおむね要支援・要介護認定者数の伸びに比例して、増加するものと見込みました。

(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)住宅改修は、第6期の実績を踏まえ、おおむね要支援・要介護認定者数の伸びに比例して、増加するものと見込みました。

居宅介護支援及び介護予防支援については、第6期の実績も踏まえ、おおむね要支援・要介護認定者数の伸びに比例して、増加するものと見込みました。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、在宅介護実態調査及び市内介護事業所等アンケートの結果などから、高いニーズがあるものと考えられることから、要介護認定者数の伸びを上回る増加を見込みました。

夜間対応型訪問介護は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の供給体制の充実を背景に、近年の実績が横ばいから減少気味であることを踏まえ、今後の需要増は見込まれないと判断し、現状と同程度で推移するものと見込みました。

(介護予防)認知症対応型通所介護は、事業所数が増加していることから、要支援・要介護認定者数の増を上回る増加を見込みました。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護は、平成29年度に1事業所が開設したこと及び平成31年度に2事業所の整備を予定していることから、大幅な利用量の増加を見込みました。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、平成31年度に18床の整備を予定していることも踏まえ、おおむね要支援・要介護認定者数の伸びに比例して、増加するものと

見込みました。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、市内に施設は所在しないものの、他市町村の施設を利用している現状を踏まえ、利用量を見込みました。

看護小規模多機能型居宅介護は、平成 29 年度に 1 事業所が開設したことから、徐々に利用量が増えていくものと見込みました。

地域密着型通所介護は、おおむね要支援・要介護認定者数の伸びに比例して、増加するものと見込みました。

介護老人福祉施設は、平成 31 年度に 100 床を整備する計画も踏まえ、おおむね要介護認定者数の伸びに比例して、増加するものと見込みました。

介護老人保健施設は、第 7 期での整備は計画していないものの、本市の利用者のうち約 3 割が市外の施設を利用している現状を踏まえ、利用量を見込みました。

介護療養型医療施設は、平成 35 年度までに廃止される予定であることから、段階的に減少するものと見込みました。

介護医療院は、第 7 期での整備は計画していないものの、他市町村に整備される施設の利用があるものと見込みました。

## 【具体的な事業】

### ●要支援・要介護認定事業

被保険者からの申請を受けて、要支援・要介護認定を行うため、訪問調査の実施、介護認定審査会の開催等を円滑かつ適切に行います。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
要介護認定審査判定件数 (件)	7,556	7,348	8,300	8,400	8,500	8,500	8,800

### ●訪問介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して入浴・排せつ等の介護や日常生活上の世話をを行います。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用回数 (回/年)	206,268	215,719	223,148	230,577	238,226	246,762	296,904

### ●訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

家庭に浴槽付きの車が訪問し、入浴の介護をします。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用回数 (回/年)	10,106	9,370	9,220	9,070	9,138	9,206	10,462
予防 利用回数 (回/年)	0	52	54	56	56	56	56

●訪問看護、介護予防訪問看護

医師の指示のもと、家庭に看護師などが訪問し、療養上の世話や診療補助を行います。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用回数 (回/年)	39,018	45,934	53,440	56,945	59,960	62,739	76,289
予防 利用回数 (回/年)	1,549	2,181	3,184	3,387	3,663	3,880	4,492

●訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

家庭に理学療法士や作業療法士等が訪問し、機能訓練を行います。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用回数 (回/年)	4,468	4,510	3,329	3,347	3,358	3,357	3,667
予防 利用回数 (回/年)	158	431	473	514	514	514	585

●居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

家庭に医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を行います。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/年)	17,280	18,954	20,361	21,767	22,677	23,661	28,917
予防 利用人数 (人/年)	811	699	712	724	740	756	819

●通所介護

日帰りで施設等に通い、入浴・食事・レクリエーションなどのサービスや機能訓練を受けられます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用回数 (回/年)	264,074	169,032	178,186	187,339	193,928	200,749	233,912

●通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

日帰りで施設や病院に通い、理学療法・作業療法・その他必要なリハビリテーションを受けられます。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用回数 (回/年)	37,374	37,873	39,930	41,987	41,980	41,993	46,277
予防 利用人数 (人/月)	135	128	101	104	104	105	106

●短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

食事・入浴・日常動作訓練などを受けられる介護保険施設に短期間入所します。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用日数 (日/年)	56,303	56,608	56,972	57,635	59,513	61,282	72,731
予防 利用日数 (日/年)	947	1,007	1,073	1,138	1,208	1,278	1,533

●短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

看護や医療的管理のもとでの介護を中心に行う施設に短期間入所します。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用日数 (日/年)	4,171	4,124	3,759	3,793	3,793	3,788	4,501
予防 利用日数 (日/年)	33	8	48	48	48	48	48

●特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームが入居者に対して提供する介護や日常生活上の世話などのサービスを、介護保険の給付として受けられます。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	562	559	608	633	655	680	723
予防 利用人数 (人/月)	87	83	90	103	113	121	207



●福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与  
福祉用具の貸与を行うサービスです。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	2,285	2,423	2,485	2,547	2,627	2,714	3,166
予防 利用人数 (人/月)	443	498	502	505	517	530	579

●特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売  
福祉用具の販売を行うサービスです。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 支給人数 (人/年)	539	527	552	576	612	636	744
予防 支給人数 (人/年)	158	194	211	228	240	252	264

●住宅改修、介護予防住宅改修

手すりの取り付けなど、対象となる種類の住宅改修を行った場合に、改修に要した費用の一部を支給します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 支給件数 (件/年)	442	453	473	492	516	528	612
予防 支給件数 (件/年)	207	215	222	228	228	240	264

●居宅介護支援、介護予防支援

介護（介護予防）サービス利用に関するマネジメントを行います。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	3,599	3,751	3,895	4,038	4,178	4,322	5,028
予防 利用人数 (人/月)	1,167	626	640	654	671	689	750

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる訪問介護・訪問看護を受けられます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	20	27	42	56	59	62	78

●夜間対応型訪問介護

夜間も安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	45	38	39	40	40	40	44

●認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が、デイサービスを行う施設などに通い、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用回数 (回/年)	4,045	3,414	4,000	4,586	4,860	5,340	6,101
予防 利用回数 (回/年)	0	94	98	102	102	102	102

●小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者及び要支援者の状態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを受けられます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	90	98	107	115	129	136	157
予防 利用人数 (人/月)	0	9	14	19	19	19	22

●認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が、家庭的な環境のなかで共同生活を営みながら介護等を受けます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	288	276	282	294	304	315	363
予防 利用人数 (人/月)	0	0	1	1	1	1	2

●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

寝たきりや認知症で常に介護を必要とし、家庭での介護が困難な高齢者を介護する、定員 29 人以下の施設です。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	4	4	4	4	4	4	4

●看護小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者及び要支援者の状態や希望に応じて、随時「訪問 (介護)」や「泊まり」に加えて、看護師などによる「訪問 (看護)」を組み合わせることで、介護と看護の一体的なサービスを受けられます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	0	0	0	20	24	28	50

●地域密着型通所介護

日帰りで定員 18 人以下の施設に通い、入浴・食事・レクリエーションなどのサービスや機能訓練を受けられます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用回数 (回/年)	—	111,961	115,474	118,987	123,724	128,435	150,764

●介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で常に介護を必要とし、家庭での介護が困難な高齢者を介護する施設です。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	673	702	720	754	780	808	893

●介護老人保健施設

症状が安定していて入院の必要はないがリハビリテーションや看護を要する寝たきりや認知症の高齢者が、家庭復帰のための援助を受ける施設です。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	547	561	579	606	611	615	710

●介護療養型医療施設

病気の状態にあつて長期療養が必要な高齢者が、医療行為や介護を受ける施設です。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	31	30	20	17	14	11	—

●介護医療院

要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する新たなサービスです。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
介護 利用人数 (人/月)	—	—	—	5	10	15	30

●介護保険施設等整備事業

① 介護保険施設及び特定施設

介護保険施設及び特定施設については、そこで提供される介護サービスの単価が高く、介護保険財政への影響が大きいうえ、広域的なニーズも勘案した供給量の確保と調整を行う必要があるため、サービス見込量に応じた適正な規模の定員数を定め、計画的な整備を促進します。

介護老人福祉施設については、第6期計画期間に整備を見込んだ事業の繰り延べ分として、平成31年度に100床を整備します。

介護療養型医療施設については、平成35年度末が設置期限となっていますが、本市に所在する施設はありません。

介護医療院については、新たな施設類型であることから、第7期計画では、事業者の参入意向の把握に努めることとします。

介護老人保健施設、特定施設及び短期入所施設については、第7期中の需要を満たす定員数が確保できていると判断し、第7期計画での整備を見込みません。

施設種別	H29年度末 整備済み数	第7期			H32年度末 整備済み 見込み数	H37年度末 整備済み 見込み数
		H30	H31	H32		
介護保険施設（床数）						
介護老人福祉施設	808		100		908	908
介護老人保健施設	560				560	660
介護療養型医療施設	0				0	—
介護医療院	—				0	0
特定施設（床数）						
介護専用型特定施設	79				79	79
介護専用型以外の特定施設	1,123				1,123	1,123
その他の関係施設等（床数）						
短期入所施設	261				261	261

② 地域密着型サービスの施設

地域包括ケアシステムを支える地域の拠点として、地域密着型サービスの施設を積極的に整備します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成 28 年度に川西地域、川東地域に各 1 箇所の体制となり、第 7 期中の需要を満たすサービス供給体制が確保できていると判断し、第 7 期計画での整備は見込みません。

夜間対応型訪問介護は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の充実に伴い、利用が伸びていない状況を踏まえ、第 7 期計画での整備は見込みません。

認知症高齢者グループホームは、第 6 期において 18 床が廃止となったこと踏まえ、第 7 期計画で 18 床の整備を見込みます。

小規模多機能型居宅介護は、在宅限界点の引き上げに関して重要な役割を担うと考えられることから、将来的に全圏域への整備を目指しますが、現時点でのニーズとのバランスを考慮し、第 7 期計画では、事業所が所在していない圏域に、2 事業所の整備を見込みます。

看護小規模多機能型居宅介護については、平成 29 年度に本市では初となる事業所が開設したことから、第 7 期計画での整備は見込みません。

施設種別	H29 年度末 整備済み数	第 7 期			H32 年度末 整備済み 見込み数	H37 年度末 整備済み 見込み数
		H30	H31	H32		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (箇所数)	2	0	0	0	2	2
第 1 圏域 (緑、万年、幸、芦子)						
第 2 圏域 (新玉、山王網一色、足柄)						
第 3 圏域 (十字、片浦、早川、大窪)						
第 4 圏域 (二川、久野)						
第 5 圏域 (東富水)	1				1	
第 6 圏域 (富水)						
第 7 圏域 (桜井)						
第 8 圏域 (酒匂・小八幡、富士見)						
第 9 圏域 (下府中)						
第 10 圏域 (豊川、上府中)						
第 11 圏域 (曾我、下曾我、国府津)	1				1	
第 12 圏域 (前羽、橋北)						

施設種別	H29年度末 整備済み数	第7期			H32年度末 整備済み 見込み数	H37年度末 整備済み 見込み数
		H30	H31	H32		
夜間対応型訪問介護（箇所数）	1	0	0	0	1	1
第1圏域 （緑、万年、幸、芦子）						
第2圏域 （新玉、山王網一色、足柄）						
第3圏域 （十字、片浦、早川、大窪）						
第4圏域 （二川、久野）						
第5圏域 （東富水）	1				1	
第6圏域 （富水）						
第7圏域 （桜井）						
第8圏域 （酒匂・小八幡、富士見）						
第9圏域 （下府中）						
第10圏域 （豊川、上府中）						
第11圏域 （曾我、下曾我、国府津）						
第12圏域 （前羽、橘北）						
認知症高齢者グループホーム （床数）	279	0	18	0	297	333
第1圏域 （緑、万年、幸、芦子）	18				18	
第2圏域 （新玉、山王網一色、足柄）	18				18	
第3圏域 （十字、片浦、早川、大窪）	36				36	
第4圏域 （二川、久野）	18				18	
第5圏域 （東富水）	18				18	
第6圏域 （富水）	36				36	
第7圏域 （桜井）			18		18	
第8圏域 （酒匂・小八幡、富士見）	18				18	
第9圏域 （下府中）	36				36	
第10圏域 （豊川、上府中）	27				27	
第11圏域 （曾我、下曾我、国府津）	36				36	
第12圏域 （前羽、橘北）	18				18	

施設種別	H29年度末 整備済み数	第7期			H32年度末 整備済み 見込み数	H37年度末 整備済み 見込み数
		H30	H31	H32		
小規模多機能型居宅介護(箇所数)	6	0	2	0	8	12
第1圏域 (緑、万年、幸、芦子)			1		1	
第2圏域 (新玉、山王網一色、足柄)						
第3圏域 (十字、片浦、早川、大窪)	1				1	
第4圏域 (二川、久野)	1				1	
第5圏域 (東富水)	1				1	
第6圏域 (富水)			1		1	
第7圏域 (桜井)						
第8圏域 (酒匂・小八幡、富士見)	1				1	
第9圏域 (下府中)						
第10圏域 (豊川、上府中)	1				1	
第11圏域 (曾我、下曾我、国府津)	1				1	
第12圏域 (前羽、橋北)						
看護小規模多機能型居宅介護 (箇所数)	1	0	0	0	1	4
第1圏域 (緑、万年、幸、芦子)						
第2圏域 (新玉、山王網一色、足柄)						
第3圏域 (十字、片浦、早川、大窪)						
第4圏域 (二川、久野)						
第5圏域 (東富水)						
第6圏域 (富水)						
第7圏域 (桜井)						
第8圏域 (酒匂・小八幡、富士見)	1				1	
第9圏域 (下府中)						
第10圏域 (豊川、上府中)						
第11圏域 (曾我、下曾我、国府津)						
第12圏域 (前羽、橋北)						



### ●介護サービス事業者の指定

介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所の指定を行います。

なお、平成 30 年 4 月から居宅介護支援事業所の指定権限が県から市へ移譲されるため、今後、指定事務の増加が見込まれます。

### ●介護人材確保支援事業

高齢者人口の増加に伴い、介護サービスへの需要が高まる中、介護サービスの担い手である介護人材の確保と育成が全国的な課題です。

市内介護事業所等アンケートでも、60%以上の事業所が、「スタッフの確保」と「人材育成」を課題と回答しており、市内事業所が共通で抱える喫緊かつ最大の課題となっていることから、課題解消に向けた早急な取組が必要となっています。

多方面にわたる課題へのアプローチが必要であることから、国や県の取組に加えて、市は、事業者のニーズや意見を把握するためのアンケート調査を実施して課題抽出を行うとともに、関係団体と話し合い、効果的な支援策を早期に実施します。

また、介護人材の安定的な確保と資質向上の促進が考えられることから、市は、事業者と連携を図りながら、継続して人材を確保するための仕組みづくり、離職防止に向けた職場環境の改善、スキルアップの機会の確保などに取り組んでいきます。

加えて、介護人材の裾野を広げるために、引き続き、基準緩和型サービス従事者研修を開催します。

## (2) 介護（介護予防）サービスの質の向上

### 【現状の評価】

高齢者が、安心して介護（介護予防）サービスを利用できるよう、介護サービス事業者に対する支援を行う等により、サービスの質の向上に努めています。

介護サービス事業者指導・監査事業における実地指導については、平成 28 年度に、利用定員 18 人以下の小規模通所介護事業所が、県の指定から市の指定に移行したことに伴い、実施箇所数が増加しています。

ケアマネジメント技術向上支援事業の中で実施するケアプラン点検事業については、ケアマネジメントに関する高い専門知識が必要となるため、平成 28 年度から外部委託を行い、併せて点検件数を増やしています。点検件数の増に伴い、より多くのケアマネジャーに新たな気付きを得てもらうことができ、ケアマネジメント能力の向上につながっています。

### 【今後の方策】

サービス利用者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することができるよう促し、適切なサービス提供の確保と、その結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ります。

なお、平成 30 年 4 月から、居宅介護支援事業所が、県の指定から市の指定に移行することから、これらの事業所に対し、実地指導及び集団指導を適切に行っていきます。

介護相談員派遣事業については、派遣対象とする施設を増やし、さらなるサービスの質の向上に努めます。

ケアマネジメント技術向上支援事業のケアプラン点検事業については、内容の充実を図り効果的に実施していくことで、ケアマネジャーのケアマネジメント力の向上に努めます。

### 【具体的な事業】

#### ●介護サービス事業者指導・監査事業

介護（介護予防）サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護サービス事業者に対し、計画的に実地指導及び集団指導を行います。

また、指定基準違反又はその疑いが認められる場合に、監査により事実確認を行うとともに、是正に向け、事業者に対し勧告・命令等を行います。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
実地指導の実施箇所数（箇所）	56	82	85	90	95	100	125

### ●介護サービス事業者支援事業

介護サービス事業者に対する情報提供や事業所相互の連携を推進することにより、介護保険制度の円滑な運営のための事業者環境の形成を図ります。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
事業者連絡会議参加者数(人)	451	254	265	275	285	290	315

### ●ケアマネジメント技術向上支援事業

自立支援を資するケアマネジメントを実践できるよう、介護支援専門員の資質向上を図るため、ケアプラン点検事業を実施するほか、専門知識の習得に向けた研修の実施等を行います。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
ケアプラン点検数(件)	50	106	144	114	114	114	114
研修会参加者数(人)	387	231	450	450	450	450	450

### ●介護相談員派遣事業

サービス利用者のサービスに関する不安、不満、疑問等を解消するとともに、介護保険施設等が提供するサービスの質を向上させるため、介護保険施設等に介護相談員を派遣します。

派遣された介護相談員は、利用者から要望や意見などを聞き、その内容を事業者や市に伝えます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
事業所訪問延べ回数(回)	825	819	874	1,114	1,114	1,114	1,114
派遣事業所数(箇所)	51	48	46	58	58	58	58

### ●介護給付適正化事業

介護給付の適正化を図るため、国民健康保険団体連合会と連携し、医療情報との突合や縦覧点検のほか、軽度者に係る福祉用具貸与等の点検を行うとともに、要介護認定調査結果、住宅改修及び特定福祉用具販売の点検を行います。また、サービス利用者が介護報酬請求の内容を確認することにより、事業者に対し、適切な請求に向けた抑制効果を上げるため、介護給付費通知の発送を行います。

●居宅介護支援事業者等補助事業

住宅改修費の支給申請に係る「住宅改修が必要な理由書」を作成した居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に、業務に対する費用の一部を補助します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
助成件数 (件)	49	63	63	66	69	72	87

### (3) 介護（介護予防）サービス利用者に対する適切な支援

#### 【現状の評価】

所得が低い高齢者の利用者負担の軽減や、高齢者に対する介護サービス情報の提供等により、サービスの利用促進を図っています。

高額介護サービス費は、平成 27 年度 8 月サービス利用分以降、一定以上所得者の介護（介護予防）サービス利用に係る負担割合が、1 割から 2 割に変更された影響により利用者負担額が上昇したことに伴い、給付額が増加しています。

#### 【今後の方策】

引き続き、サービス利用者に対する適切な支援に努めます。

平成 30 年 8 月に、特に所得が高い高齢者の介護（介護予防）サービス利用に係る負担割合が 3 割になる制度改正が予定されていることから、利用者負担額の上昇に対応した高額介護サービス等費の給付を行います。

#### 【具体的な事業】

##### ●社会福祉法人等利用者負担軽減事業

社会福祉法人が介護（介護予防）サービスに係る利用者負担額並びに食費、居住費及び宿泊費に係る利用者負担額の軽減を行った場合に、その軽減分の一部を社会福祉法人等に助成します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用者負担軽減によるサービス利用者数（人）	5	6	7	8	9	10	15

##### ●高額介護サービス費等の給付

介護（介護予防）サービスに係る利用者負担額が上限額を超えた場合に、超えた分を高額介護サービス費として支給します。

介護保険と医療保険の自己負担合計額が一定の負担限度額を超えた場合に、高額医療合算サービス費を支給します。

所得が低い利用者が施設サービスを利用した場合に、居住費と食費について所得に応じた自己負担の限度額を設け、これを超えた分を特定入所者介護サービス費として支給します。

（平成 30 年度以降の見込は、今後の介護報酬改定の動向等を踏まえて記載します。）

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
高額介護サービス費（千円）	238,941	276,708	287,000				
高額医療合算介護サービス費（千円）	32,438	34,257	41,000				
特定入所者介護サービス費等給付費（千円）	338,639	338,556	354,000				

●介護サービス情報公表事業

利用者が適切な情報に基づき介護サービス・事業者を選択できるよう、市内及び近隣市町に所在する事業所一覧表を作成し、窓口やホームページで情報を公開しています。月に1度、情報の更新を行っています。

## 基本方針 4 地域における高齢者支援体制の強化

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

#### 【現状の評価】

第6期計画に基づき、日常生活圏域ごとに1箇所、市内12箇所の地域包括支援センターの設置が完了し、高齢者やその家族などが、より身近なところで相談できる体制が整いました。また、12の地域包括支援センターを統括し、指導やサポートを行うための基幹的な役割を担う地域包括支援センターについて研究を行いました。独立したセンターを設置するのではなく、高齢介護課内に基幹的な役割を担う地域包括支援係を位置づけ、保健師、社会福祉士等の専門職を複数配置するなど体制を強化しました。今後は、市民の認知度を上げていくことが重要です。

高齢者が増加し、地域包括支援センターの相談件数が増え、相談内容も多様化してきている中、より市民にとって身近な相談機関としての機能を果たしていくためには、地域包括支援センターの職員の資質向上や多職種で課題を解決していく力が求められています。現在、12の地域包括支援センター間の定期的な連絡会において情報共有や連絡調整を行い、専門職部会による専門職の資質向上を図っており、また、身寄りのない高齢者や認知症への対応、高齢者虐待などの支援に苦慮するケースに対しては、市のケースワーカーも積極的に関与していますが、市域全体で、地域包括支援センターの質を底上げしていくことも課題となっています。

また、地域包括支援センターの運営が適切に行われるよう、各地域包括支援センターが活動の計画の作成・自己評価を行うとともに、公正・中立性の確保と適切な運営を図るため、「地域包括支援センター運営協議会」において運営評価を行っています。

#### 【今後の方策】

高齢者の暮らしを支援するための拠点として、医療や介護等のサービスが切れ目なく提供され、多職種で連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるような体制づくりが必要といえます。

そこで、地域の方々が地域包括支援センターの存在や役割を知り、気軽に相談できる場となるよう周知を図っていきます。

地域で暮らす高齢者には、様々な問題が混在しており、今まで以上に地域ケア会議（個別・圏域）は重要となってきます。個別ケア会議を通じた個別課題の解決、圏域ケア会議を通じた地域課題の把握により、地域の実情に応じた支援体制づくりを進めていきます。地域ケア会議（個別・圏域）の開催にあたっては、できるだけ医療職等専門職が出席することにより、専門的視点を持って個別課題の解決や地域課題の把握・整理ができるよう、内容の充実に努めます。

また、地域包括支援センター職員の資質向上及び市内全域における地域包括支援センターの質の底上げを図るとともに、効率的かつ適切な運営が行われるよう、必要な人員の配置や活動に対する評価方法を再度検討し、「地域包括支援センター運営協議会」の中で評価していきます。

## 【具体的な事業】

### ●地域包括支援センター運営事業

各地域包括支援センターには、保健師又は看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、地域の高齢者の総合的な支援を行うため、「総合相談支援業務」「権利擁護業務」「包括的・継続的ケアマネジメント業務」「介護予防ケアマネジメント事業」を行います。

また、支援が必要な方が適切な支援が受けられるよう、身近な相談窓口としての地域包括支援センターの存在や役割について周知するとともに、地域のネットワーク構築を推進していきます。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
相談件数(件)	5,574	7,279	7,500	7,730	7,960	8,200	9,510

### ●地域ケア会議開催事業(個別・圏域)

地域の保健・医療・介護サービス等の社会的基盤が有機的に連携することができるような環境整備を行うとともに、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で生活し続けられるよう支援するために、地域包括支援センターが主体となって個別ケア会議と圏域ケア会議を開催します。

個別ケア会議では支援が必要な高齢者等の個別課題の解決と個別事例からの地域課題を明らかにします。圏域ケア会議では地域や医療・介護に関わる関係者等のネットワークの構築や個別ケア会議から明らかになった地域課題の共有を通じて、課題解決に向け協議し、地域の実情に応じた支援体制づくりを進めます。また、各圏域ケア会議での課題を集約し、おだわら地域包括ケア推進会議(市全体会議)へつなげていきます。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
地域ケア会議開催数(回)	19	44	98	98	98	98	170

### ●地域包括支援センターの運営評価

地域包括支援センターの適正な運営や公正・中立性を確保するため、また各地域包括支援センターがより充実した機能を果たしていくことができるよう、運営評価の方法について見直し、「地域包括支援センター運営協議会」等において、継続的に評価していきます。



## (2) 在宅医療・介護連携の推進

### 【現状の評価】

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するためには、医療と介護の連携が不可欠です。

これまで、医療・介護に関わる多職種が、グループワークを通じて、それぞれの職種が果たす役割や他職種の専門性について認識し、相互の理解を深めてきました。

一方で、入退院時に医療職と介護関係者相互の連絡や情報共有が不十分なためにサービスの調整に困難をきたす、地域ケア会議などの場で医療職と介護関係者との間で情報が十分に共有できていないといった現状も少なからずあり、課題解決が望まれます。

### 【今後の方策】

個別ケア会議や圏域ケア会議を踏まえて、在宅医療・介護に係る医療職と介護関係者との間で生じる課題を把握し、市全体での共通課題の共有、意見交換を行う「おだわら地域包括ケア推進会議」を通じて、関係者の連携の強化及び円滑化を図ります。

また、医療職や介護関係者に対する多職種共同研修を引き続き開催し、それぞれの専門性について理解を深め、チームとして在宅療養者や家族を支える人材を育成するとともに、在宅医療に関する相談窓口を設け、地域の医療職、介護関係者、地域包括支援センター等からの相談を受け付けます。

そして、市民が在宅医療・介護の現状や看取り等について理解し、安心してサービスを受けられる、あるいは、適切な選択ができるよう、広報などを活用し普及啓発に取り組むほか、市民が直接相談できる体制づくりを進めていきます。

### 【具体的な事業】

#### ●おだわら地域包括ケア推進会議開催事業

医療・介護等の専門機関や住民組織等の代表者による会議を年1回開催し、市全体に係る地域課題について意見交換や課題の共有を行い、課題解決に努めます。

#### ●在宅医療・介護連携事業

地域において医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療及び介護の提供を行うことができるよう、多職種共同研修等を開催します。また、市民向けの医療相談に加え、介護関係者からの医療に関する相談にも対応します。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
研修会参加者数(人)	619	599	600	620	640	660	760

●在宅医療・介護サービス情報発信事業

在宅医療及び介護の様々なサービスを、広く市民に情報発信します。

また、地域包括支援センターの圏域ごとの医療・介護に関わる関係機関の連携を強化するため、医療・介護に関する情報を発信する連絡体制を整備していきます。

### (3) 認知症施策の推進

#### 【現状の評価】

認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けるためには、認知症に関する正しい知識の普及が必要であることから、認知症サポーター養成講座の対象者を地域住民だけでなく、高齢者と接する機会の多い小売業などに広げました。

また、医療機関や介護サービス事業所などの関係機関におけるネットワークを構築するため、平成 27 年度から認知症地域支援推進員を設置し、地域の高齢者や認知症に関する実態把握を進めました。平成 28 年度からは、認知症初期集中支援事業を開始し、認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に対し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築をしてきました。本市においては、地域包括支援センターの医療職、介護職が、専門医とともに認知症初期集中支援チーム員になっており、相談の初期段階から、医療的な視点を持ち支援しています。

認知症については、高齢化とともにその患者数が増えると考えられており、本市においても患者数は増えると予想されることから、認知症への対応が適時適切に実施できるよう多機関の連携による支援体制をさらに推進していくことが必要です。

#### 【今後の方策】

認知症になっても、安心して生活していくことができる地域づくりをしていくため、高齢者と接する機会の多い小売業、金融機関、公共交通機関、さらに小・中学校においても、認知症サポーターの養成を働きかけ、認知症に関する正しい知識の普及を進めて行きます。さらに、認知症サポーターの活躍の場を創出します。

また、認知症の人やその家族が適時適切なサービスを受けられるよう、医療機関や地域包括支援センター、介護サービス事業所など多機関が連携を強化していき、認知症地域支援推進員が地域の高齢者や認知症に関する実態把握を行い、認知症ケアパスを作成します。

特に認知症初期集中支援事業では、認知症が疑われる人や認知症の人について、専門医による助言やチーム員での検討によって、必要な支援が適切に行われる体制の強化に努めていきます。

## 【具体的な事業】

### ●認知症サポーター養成事業

一般市民、介護関係従事者や市内の民間企業に勤務する方々に対して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識の普及とともに、認知症の人やその家族を見守る応援者を増やしていきます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
サポーター養成講座受講者数(人)	2,394	1,107	1,740	1,830	1,830	1,830	1,830

### ●認知症地域支援推進事業

認知症地域支援推進員は、地域における認知症の実態把握や認知症ケアパスの作成をし、認知症の人を支えるネットワークを形成します。

### ●認知症初期集中支援事業

認知症が疑われる人や認知症の人、その家族に対して、地域包括支援センターの医療職及び介護職が専門医の助言のもと訪問等を行い、早期診断・早期対応できる支援体制を構築します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
認知症初期集中支援チーム員によるケアマネジメント件数(件)	—	5	12	13	14	15	20

### ●成年後見制度利用支援事業

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって後見人等が契約行為や財産管理ができるよう、申立て者が不在の場合に、市長が家庭裁判所に成年後見の申立てを行います。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
市長申立による成年後見人等候補者件数(件)	18	8	24	25	26	27	32

### ●おだわら市民後見人養成事業

今後、増大していく後見ニーズに対応するため、成年後見制度における支援の新たな担い手となる「市民後見人」を養成し、活動支援体制を構築していく必要があります。市民後見人を養成する研修の実施と併せて活動支援体制の構築を図っていきます。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
市民後見研修受講者数(人)	—	—	—	2	4	4	4

#### (4) 家族介護者支援の充実

##### 【現状の評価】

高齢者が自宅で暮らしていても、家族が過剰な負担を抱え込んで安心した生活を送ることができなくなります。そこで、高齢者を介護している家族に対して、介護者同士が介護の悩みについて意見交換できる交流会の開催や、徘徊高齢者の早期発見のための登録制度など、各種サービスの提供を行いました。

しかしながら、従前から実施しているこれらの事業のみでは、家族介護者の負担を軽減するには十分とは言えない状況です。そこで、個別の相談や個別ケア会議などを通じて、複雑化している家族介護者が抱える問題を把握し、少しでも問題解決に近づけるよう、市、地域包括支援センター、各分野の専門職が連携して支援できる体制が必要となっています。

##### 【今後の方策】

家族介護者が個々に抱える問題は、老老介護、介護離職、精神的・経済的な負担など複雑、多様化しているため、個別の課題に対応できる体制を整えていく必要があります。

そこで地域に身近な総合相談窓口として設置されている地域包括支援センターによる支援をはじめとして、適切なケアプランによる介護サービスの活用、地域住民の理解と協力の促進、個別ケア会議における多職種による検討など、様々な関係機関と連携を図りながら支援を図っていきます。

そうした個別支援から確認される共通の課題やニーズを把握していき、現行の家族介護者支援事業を継続し、内容の充実を図るとともに、今後の支援のあり方を研究していきます。

##### 【具体的な事業】

###### ●家族介護教室開催事業

在宅で高齢者を介護している家族を対象に、介護方法等を学ぶ講座と、家族同士が日ごろの介護に対する悩み等を意見交換する交流会を開催します。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
教室開催数(回)	10	10	10	10	10	10	10
交流会開催数(回)	12	12	12	12	12	12	12

●家族介護用品支給事業

在宅で寝たきりや重度認知症の高齢者等を介護している家族に対し、紙おむつを支給します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
支給延べ人数 (人)	412	445	447	447	452	458	487

●徘徊高齢者SOSネットワーク事業

徘徊のおそれがある認知症高齢者等の情報を事前に登録しておき、行方が分からなくなった場合、警察の捜索と並行して関係機関に協力を依頼し、行方不明者を少しでも早く発見・保護し、家族の元に帰れるよう支援します。

●介護マーク普及事業

認知症の高齢者等を介護する家族が、周囲から誤解や偏見を受けないような環境を広げるために、介護マークの配布や普及啓発を行います。

## (5) 高齢者の暮らしを支える取組の充実

### 【現状の評価】

少子化や核家族化、高齢化が相まって、高齢者のいる世帯数は全体の4割を超え、一人暮らし高齢者の世帯も1割を超えるなど、世帯の形が変わってきています。また、周囲に頼れる人がいないという高齢者の割合が高くなっています。以前は、地域における近所づきあいなどが活発に行われていましたが、最近ではこうしたつながりや、家族関係ですら希薄なケースが増えていることから、救急時の対応の円滑化や見守り体制の強化のため、救急要請カードの配布や緊急通報システムの貸与など、高齢者が在宅生活を継続していく上での不安軽減に向けた取組を実施してきました。

また、要介護度が高い在宅高齢者に対し福祉タクシーの利用を助成し、在宅生活継続のための移動手段を確保しています。

### 【今後の方策】

自治会や民生委員など地域の方々、民間事業者などの協力を得ながら、引き続き緊急時や災害時における支援体制を整えるとともに、定期的に高齢者救急要請カードの一齐更新を行い、在宅生活を送る75歳以上の高齢者の状況確認と見守りに取り組むなど、高齢者の安心安全の確保を図ります。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、住まいの安定が必要であることから、公的賃貸住宅やサービス付き高齢者向け住宅、住宅改修の補助制度など住まいに関する情報の提供に努めます。

また、通院や通所、買い物などの外出手段について、要介護度が軽度であっても、経済的な問題や交通手段がないといった問題を抱えている方も一定数いることから、高齢者の外出支援のあり方について研究していきます。

### 【具体的な事業】

#### ●高齢者救急要請カード配付事業

救急活動の円滑化や見守り体制の強化のため、おおむね75歳以上の高齢者の方に、持病やかかりつけ医などの緊急時に必要となる情報を記載した「救急要請カード」を配付します。

項目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
新規対象者配付率 (%)	97.2	97.1	97.0	97.0	97.0	97.0	97.0

●独居老人等緊急通報システム事業

ひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯で、要介護3以上と認定された方を対象に、緊急事態の発生を通報するシステム装置を貸与します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
システム設置台数 (台)	40	32	30	30	30	30	30

●福祉タクシー利用助成事業

在宅で生活されている要介護3以上と認定された高齢者等を対象に、通院などにタクシーや福祉有償運送を利用した場合の初乗り運賃相当額を助成します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
利用台数 (台)	3,948	4,064	4,100	4,300	4,500	4,700	5,500

●高齢者居住支援関連情報提供事業

県や庁内関係課と連携し、サービス付き高齢者向け住宅や公的賃貸住宅、住宅改修などの補助制度、住宅に関する税制度等の関連情報を提供し、高齢者の住まいの安定的な確保を支援します。

●要配慮者支援対策事業

ひとり暮らしの高齢者など、災害に対して弱い立場にある方をあらかじめ把握しておくため、避難行動要支援者所在マップを作成、更新するとともに、災害時において高齢者等を支援する体制づくりに努めます。

●高齢者見守り事業

民間事業者、県と協定を締結し、連携して、地域見守り活動に関する協力体制の構築を進め、孤立死・孤独死を未然に防止できるよう努めます。

●食の自立支援事業 (任意事業)

独居等で自立的な食生活の維持が困難で、要介護認定を受けている高齢者を対象に見守りを兼ねた配食サービスを提供します。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
配食実人数 (人)	231	182	128	128	123	118	93
配食数 (食)	32,078	29,534	30,000	30,000	29,000	28,000	23,000



## (6) 高齢者虐待などによる緊急時の体制整備

### 【現状の評価】

高齢者の生命を守るためには、緊急保護による施設入所等の措置をする場合も想定されることから、緊急時の支援体制を確保しています。

近年は、高齢者虐待が増加傾向にあり、その対応の充実を図ってきました。高齢者虐待においては、早期発見・早期通報が非常に重要であり、研修会の開催や介護サービス事業所への連絡会等によりその普及啓発に努めたところ、以前はほとんどなかった、施設虐待の通報件数が増加してきていることから、普及啓発の効果はある程度認められます。

通報のあった個別対応では市が中心となり、関係者、関係機関と連携しながら対応していますが、発見が遅れてしまうケースや、発見はしたが早期通報にいたらず、事態が深刻化してからようやく相談につながるケースもあることから、さらに支援体制を強化する必要があります。

### 【今後の方策】

増加する高齢者虐待に適切に対処するため、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を開催し、高齢者虐待の状況の共有、地域ケア会議で上がった課題や要望の共有、関係機関相互の連携などを行います。

また、個別対応では、市ケースワーカーが中心となり多職種連携により、虐待を受けている、あるいは虐待を受けているおそれのある高齢者や家族・養護者等に対する多目的支援を行います。特に高齢者の生命に危険が生じるおそれがある場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、必要に応じて警察へ援助を求めながら、迅速に対処します。

介護サービス事業所に従事する職員についても、適切に高齢者虐待の相談通報及び防止ができるよう引き続き普及啓発を行い、高齢者虐待の早期発見・早期通報につなげていきます。

### 【具体的な事業】

#### ●老人ホーム入所等措置事業

老人福祉法に基づき、65歳以上の常時介護が必要である者が養護者による虐待を受け、保護される必要がある場合など、やむを得ない事由により介護保険法に基づく介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められる場合は、市の職権をもって特別養護老人ホームに入所を委託する措置を行います。また、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受ける事が困難な者については、養護老人ホームに入所を委託する措置を行います。

同様に、虐待等により介護保険法に規定する居宅サービスを利用することが著しく困難であると認めるときには、居宅サービスの提供に結び付ける措置を行います。

●養護老人ホーム入所判定事業

養護老人ホームへの入所を希望する者に対し、身体、経済等の面から措置入所が妥当であるかを判定します。

●緊急一時入所事業

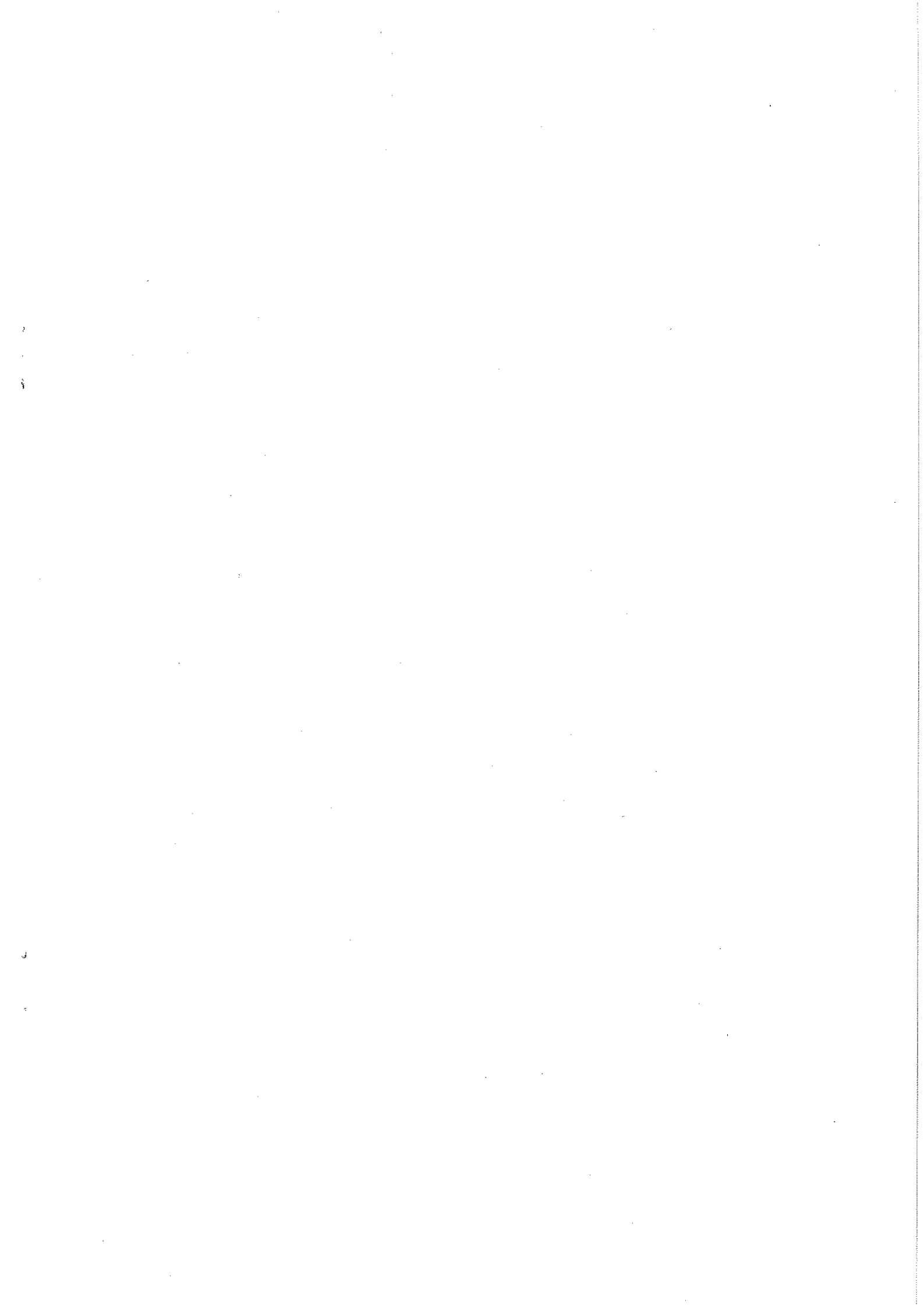
虐待や介護放棄などにより緊急一時的に保護が必要な高齢者に対し、介護保険施設の空床を利用し、介護給付の上限を超えた短期入所サービスを提供します。また、介護保険非該当者であっても、同様に利用できます。

●高齢者虐待防止ネットワーク事業

高齢者虐待の防止や早期発見に対する適切な支援を行うため、関係機関や民間団体に向けて「高齢者虐待防止ネットワーク研修会」等を開催し、高齢者虐待に関する理解を深め、ネットワークの強化を図ります。

また、高齢者虐待の防止から個別支援に至る各段階において、多職種が連携協力し、虐待を受けているおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多目的支援を行います。

項 目	(実績)		(見込)				
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H37
研修会の参加人数 (人)	79	105	100	120	120	120	120





## 第 5 期小田原市障がい福祉計画（素案）について

### 1 第 5 期小田原市障がい福祉計画（素案）の概要

#### (1) 計画の目的

「小田原市障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する事項を定めることを目的とします。

#### (2) 計画の位置付け

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」第 88 条第 1 項の規定による「市町村障害福祉計画」、平成 30 年 4 月 1 日施行後の「児童福祉法」第 33 条の 20 第 1 項の規定による「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めるものです。

本計画は、「おだわら障がい者基本計画」などの上位計画と整合性を持つよう位置付けられています。

#### (3) 計画の策定と見直し

本計画は、策定から 3 年を経過するごとに見直すこととしています。

第 5 期の計画期間は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 3 年間となります。

#### (4) 計画の基本理念等

##### ○基本理念

**誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら**

本計画は、地域で生きるすべての人が、お互いに人格と個性を認め合い、誰もがありのままに普通に暮らすという社会の実現を目指すため、「おだわら障がい者基本計画」と同様に「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」を基本理念に掲げます。

##### ○基本目標

本計画の基本理念と障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえて、本計画における基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

- 障がい者等の自立と社会参加の実現
- 利用者本位のサービス体系の提供
- 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 障がい児の健やかな育成のための支援

## (5) 平成 32 年度（2020 年度）の目標及び数値の設定

福祉施設入所者の地域生活への移行など次に掲げる項目について、第 5 期の計画期間の最終年度（平成 32 年度（2020 年度））に達するべき目標及び数値を設定しています。

- ① 福祉施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

## (6) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項

それぞれのサービス等について、見込量及び見込量確保のための方策を示しています。

## (7) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

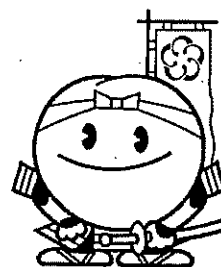
## 2 策定のスケジュール

時期	項目
平成 29 年 8 月 31 日 ～平成 29 年 9 月 15 日	市内に本部があり障害福祉サービス等を提供している法人・団体に対して調査を実施
平成 29 年 11 月 20 日	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会において、第 5 期小田原市障がい福祉計画（素案）についての意見を聴取
平成 29 年 12 月 6 日	厚生文教常任委員会報告
平成 29 年 12 月 15 日 ～平成 30 年 1 月 15 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 2 月（予定）	小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会において、市民意見の募集結果を反映した第 5 期小田原市障がい福祉計画（案）についての意見を聴取
平成 30 年 2 月（予定）	県知事に対して、第 5 期小田原市障がい福祉計画の策定に係る意見を照会
平成 30 年 3 月（予定）	計画策定

# 第5期小田原市障がい福祉計画

(素案)

計画期間：平成30年度～平成32年度



小田原市





~~~~~ 目 次 ~~~~~

第1章 計画策定の背景・趣旨等

|              |   |
|--------------|---|
| 1 計画策定の背景    | 1 |
| 2 計画の法的根拠と趣旨 | 2 |
| 3 計画の性格      | 3 |
| 4 計画の期間      | 4 |

第2章 計画の基本理念と基本目標

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 1 基本理念                       | 5 |
| 2 基本目標                       | 5 |
| 3 サービス量の見込み等の目標設定に関する基本的な考え方 | 7 |

第3章 平成32年度（2020年度）の目標及び数値の設定

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 1 福祉施設入所者の地域生活への移行         | 8  |
| 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 9  |
| 3 地域生活支援拠点等の整備             | 10 |
| 4 福祉施設から一般就労への移行等          | 10 |
| 5 障害児支援の提供体制の整備等           | 13 |

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用実績

|              |    |
|--------------|----|
| 1 サービス等の概要   | 14 |
| 2 サービス等の利用実績 | 19 |

第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 訪問系サービス       | 23 |
| 2 日中活動系サービス     | 24 |
| 3 居住系サービス       | 29 |
| 4 相談支援          | 30 |
| 5 障害児通所支援等のサービス | 32 |

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 実施する事業の内容     | 36 |
| 2 事業の実施状況及び見込量等 | 39 |

|                    |    |
|--------------------|----|
| 3 事業の見込量確保のための方策   | 44 |
| 第7章 計画の達成状況の点検及び評価 | 45 |

---

# 第1章 計画策定の背景・趣旨等

---

|   |         |
|---|---------|
| 1 | 計画策定の背景 |
|---|---------|

障害福祉サービスは、平成18年度（2006年度）の障害者自立支援法の施行により、障がいの種別ごとに行われていたサービスや施設が再編され、サービスを利用するための仕組みが一元化されました。

また、3か年を1期として、各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める「障害福祉計画」を策定することが市町村に義務付けられ、本市でも平成19年（2007年）3月に「小田原市障害福祉計画」を策定しました。

障害者自立支援法については、1割を原則とする利用者負担、サービス報酬の支払体系が月額から日額になったことに伴う事業者の減収など、様々な問題点が指摘されたため、平成19年度（2007年度）から低所得者層の利用者負担の軽減、事業者に対する激変緩和措置や障害者自立支援法に基づくサービス体系への円滑な移行を進めるための緊急的な経過措置などが実施され、平成22年（2010年）4月には、低所得者層の利用者負担が無料化されました。

このような状況のもと、国では、平成21年（2009年）12月に内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、同本部の下に設けられた「障がい者制度改革推進会議」において制度改革に向けた議論が行われ、平成22年（2010年）6月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」では、障害者自立支援法に替わる新たな「障害者総合福祉法（仮称）」を平成25年（2013年）8月までに施行することを目指すことなど、障がい者制度改革及び横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方が示されました。

平成22年（2010年）12月には、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）」が公布され、「同行援護」が新たなサービスとして指定障害福祉サービスに追

加されたほか、「指定相談支援（サービス利用計画の作成）」の対象の拡大、利用者負担については、応益負担を応能負担化するなどの改正が行われました。

また、平成 25 年度（2013 年度）からは、障害者自立支援法が改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）として施行されました。障害者総合支援法は、障がい者等が日常生活又は社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないことや社会的障壁を取り除くことについて、総合的かつ計画的に行わなければならない旨を基本理念として掲げています。

さらに、平成 28 年度（2016 年度）からは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求め、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すこととしています。

また、神奈川県においては、平成 28 年（2016 年）7 月に障害者支援施設である県立「津久井やまゆり園」において大変痛ましい事件が発生したことを受けて、「ともに生きる社会神奈川憲章」を平成 28 年（2016 年）10 月に制定しました。

これらの変化する状況の中、現時点での障がい児者を取り巻く環境の変化等を踏まえて、「第 5 期小田原市障がい福祉計画」を策定するものです。

|   |            |
|---|------------|
| 2 | 計画の法的根拠と趣旨 |
|---|------------|

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定による「市町村障害福祉計画」、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日施行後の児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定による「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する事項を定めるものです。

また、障害者総合支援法第 88 条第 6 項において、障害福祉計画は障害者基本法に基づく市町村障害者計画、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画と

調和が保たれたものでなければなりませんと定められています。

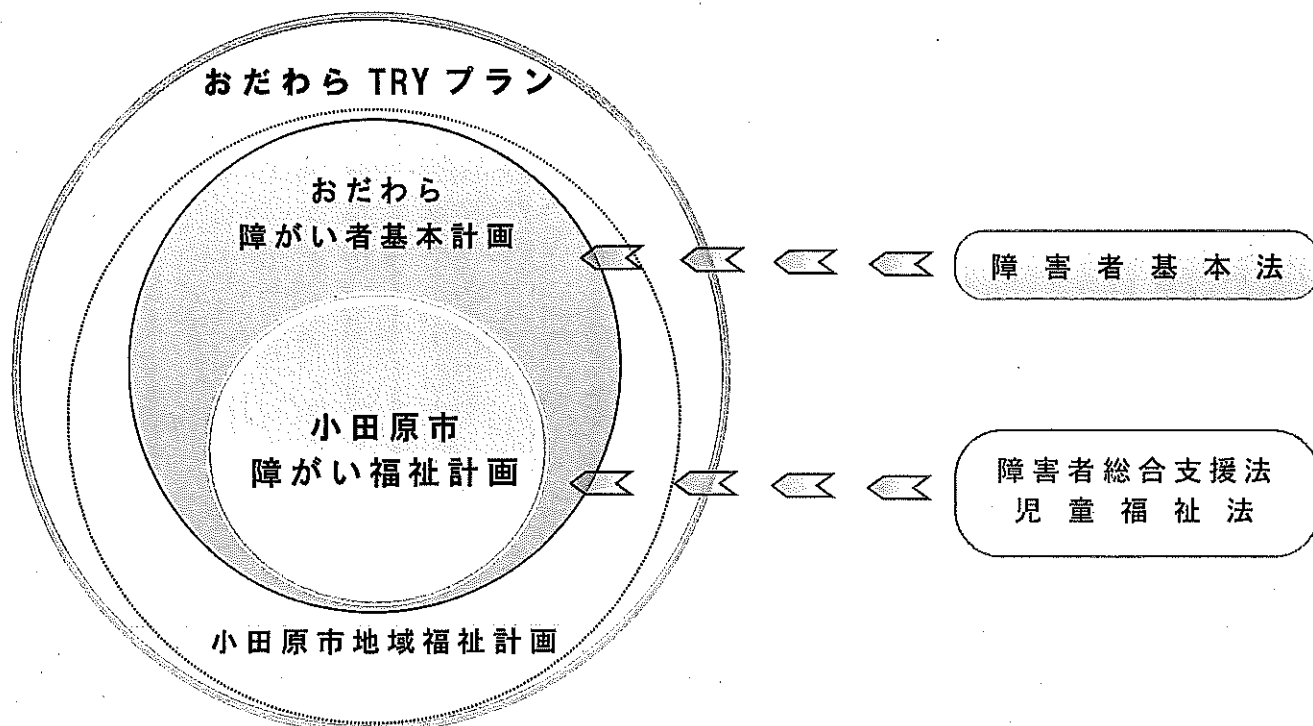
なお、計画作成上の留意事項等については、障害者総合支援法第 87 条第 1 項の規定に基づき、国から基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 116 号）」（以下、「基本指針」という。）が示されているため、この計画も国の基本指針に沿って策定しています。

|   |       |
|---|-------|
| 3 | 計画の性格 |
|---|-------|

この計画は、「おだわら障がい者基本計画」における施策の基本方向を踏まえた上で、その第 3 章として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等に関する個別の計画として取りまとめたものです。

したがって、「小田原市障がい福祉計画」は、「おだわら障がい者基本計画」と一体的に取り組んでいくものとなります。

また、「おだわら障がい者基本計画」が本市の第 5 次総合計画である「おだわら TRY プラン」の個別計画として位置付けられていることから、本計画も「おだわら TRY プラン」や「小田原市地域福祉計画」、県の「神奈川県障害福祉計画」や「かながわ障害者計画」などの上位計画との整合性を有するものとなります。



|   |       |
|---|-------|
| 4 | 計画の期間 |
|---|-------|

この度、平成 29 年度（2017 年度）末をもって、第 4 期小田原市障がい福祉計画が終了することとなるため、平成 32 年度（2020 年度）末における地域生活に移行する方の数値目標等と平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの各サービスの利用見込量について、第 5 期計画を策定しました。

| H23                                  | H24 | H25 | H26 | H27                         | H28 | H29                          | H30 | H31                         | H32 | H33 | H34 |
|--------------------------------------|-----|-----|-----|-----------------------------|-----|------------------------------|-----|-----------------------------|-----|-----|-----|
| 第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」<br>平成23～34年度 |     |     |     |                             |     |                              |     |                             |     |     |     |
| 第2期小田原市地域福祉計画<br>平成24～28年度           |     |     |     |                             |     | 第3期小田原市地域福祉計画<br>平成29～33年度   |     |                             |     |     |     |
| おだわら障がい者基本計画<br>平成23～28年度            |     |     |     |                             |     | 第2期おだわら障がい者基本計画<br>平成29～34年度 |     |                             |     |     |     |
| 第3期小田原市障がい福祉計画<br>平成24～26年度          |     |     |     | 第4期小田原市障がい福祉計画<br>平成27～29年度 |     |                              |     | 第5期小田原市障がい福祉計画<br>平成30～32年度 |     |     |     |

---

## 第2章 計画の基本理念と基本目標

---

|   |      |
|---|------|
| 1 | 基本理念 |
|---|------|

本計画は、「おだわら障がい者基本計画」における特定のサービスに関する計画となりますので、本計画においても、「おだわら障がい者基本計画」の基本理念を継承し、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

「おだわら障がい者基本計画」では、地域で生きるすべての人が、お互いに人格と個性を認め合い、誰もがありのままに普通に暮らすという社会を実現するために、「誰もが生きがいを持ち 互いに支えあうケアタウン おだわら」を基本理念に掲げています。

本計画においても、この理念に従って、歴史と風土に培われた「人」と「人とのつながり」を大切にする、小田原の心を生かした小田原らしい障がい福祉の充実を目指し、市民と協働して、計画の推進を図っていきたいと考えます。

|   |      |
|---|------|
| 2 | 基本目標 |
|---|------|

本計画の基本理念と障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえて、本計画における基本目標を次のように定め、個々の目標の達成に向けて取り組んでいくこととします。

### ■ 障がい者等の自立と社会参加の実現

障がい者等の自立と社会参加を実現するためには、障がい者等が自らの選択で、生活する場やサービス利用を決定できることが重要です。

障がい者等の自己選択と自己決定を尊重するという観点から、障がい者等のニーズに合致した多様なサービス提供基盤の整備を進めます。

また、障がい者等の“こうした手助けが欲しい”という思いと、実際に提供されているサービスとのギャップをコーディネートする相談機能の強化を図るため、障がい者等の自己選択と自己決定が円滑に行われる環境の整

備を行い、障がい者等の自立と社会参加が実現される社会の構築を目指します。

#### ■ 利用者本位のサービス体系の提供

障害福祉サービス等の対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等の障がい児者とし、障がいの区別なくサービスの充実を図り、神奈川県への支援等を通じて、地域間格差の是正を図るとともに、本市の地域特性を踏まえた利用者本位のサービス体系の提供に努めます。

#### ■ 地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の関係機関との情報共有や連携を推進します。また今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親無き後」を見据えて、地域生活支援の拠点づくりの整備・強化を図るとともに、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

#### ■ 障がい児の健やかな育成のための支援

障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を整え、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるような仕組みづくりに努めます。



本計画で対象となるサービスの提供体制の確保に当たっては、次の点に配慮して、必要なサービス量の見込み等の目標設定を行います。

■ 必要な訪問系サービスの保障

入所施設から地域に生活の場を移行した方など、新たな利用の見込みを含め、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護）を必要とする方に、必要なサービスが提供されるようにします。

■ 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所）の利用を希望する方に、必要なサービスが提供されるようにします。

■ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてグループホームの整備を図り、地域生活への移行が促進される環境を整えるとともに、自立訓練等のサービス提供により、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑に行われるようにします。

■ 福祉施設から一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行が円滑に行われるようにします。

■ 障がい児支援の提供体制の確保

障害児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等に応じて、障害児通所支援及び障害児相談支援を必要とする方に、適切なサービスが提供されるようにします。

## 第3章 平成32年度（2020年度）の目標及び数値の設定

福祉施設の入所者の地域生活への移行、福祉施設の利用者の一般就労への移行等を進めるため、平成32年度（2020年度）を目標年度として、次のような目標等を設定します。また医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置について、平成30年度（2018年度）を目標年度として目標を設定します。

|   |                  |
|---|------------------|
| 1 | 福祉施設入所者の地域生活への移行 |
|---|------------------|

第4期計画の平成29年度（2017年度）末の地域生活移行者数の目標28人に対し、平成29年度（2017年度）末までの移行者は24人と見込まれ、4人が当初の目標を下回る見込みになります。そこで平成28年度（2016年度）末から平成32年度（2020年度）末にかけての地域生活移行者数を、国の基本指針に基づき9%となるよう目標を設定します。また第4期計画の平成29年度（2017年度）末の施設入所者数の目標192人に対し、平成28年度（2016年度）末の施設入所者数が192人であることから、目標の達成が見込まれます。そうしたことから平成28年度（2016年度）末から平成32年度（2020年度）末にかけての施設入所者削減数が、国の基本指針に基づき2%となるよう目標を設定します。

このような状況を踏まえながら、地域生活への移行を支援するサービスの充実を図るとともに、新たに施設入所を必要とするかたとのバランスを取りながら、平成32年度（2020年度）末の施設入所者を188人とすることを目標として、サービス提供体制の充実に取り組みます。【表1】

【表 1】

| 項 目   |                  | 目標値等       | 考え方                                  |
|-------|------------------|------------|--------------------------------------|
| 【基準値】 | 施設入所者数           | A<br>192 人 | 平成 28 年度末時点の施設入所者数                   |
| 【目標値】 | 地域生活移行者数         | B<br>18 人  | 基準値 A のうち、平成 32 年度末までに地域生活へ移行する者の目標値 |
|       |                  | 9.4%       | 基準値 A に占める割合                         |
| 【見込値】 | 新たな施設入所支援利用者数    | C<br>14 人  | 平成 32 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用者の見込数     |
| 【見込値】 | 平成 32 年度末の施設入所者数 | D<br>188 人 | $A - B + C$                          |
| 【目標値】 | 施設入所者削減数         | E<br>4 人   | $A - D$                              |
|       |                  | 2.1%       | 基準値 A に占める割合                         |

|   |                          |
|---|--------------------------|
| 2 | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 |
|---|--------------------------|

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。このため「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」を活用し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置しています。

### 3 地域生活支援拠点等の整備

本市では、今後懸念される家族介護力の低下や障がい者の高齢化などに対応していくため、入所施設やグループホームなどの居住支援機能、障がい者や家族等からの相談や短期入所などを受けられる地域支援機能、生活介護や訓練など日中活動系のサービス機能を有する事業所を地域生活支援拠点として位置付け、事業者との連携のもと、地域で生活する障がい者を支援していく仕組みをつくっています。

また、障がい者の高齢化と地域移行が進む中、包括ケアや在宅医療との連携が不可欠となってくることから、本市における地域包括ケアシステムとの連携を検討していく必要があります。

### 4 福祉施設から一般就労への移行等

#### (1) 福祉施設から一般就労への移行者数

直近3か年の実績は以下のとおりとなります。第4期計画の平成29年度(2017年度)中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数の目標32人に対し、平成29年度(2017年度)中の一般就労への移行者を22人と見込み、10人が当初の目標を下回る見込みになります。

| 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|--------|--------|--------|
| 21人    | 22人    | 15人    |

本市では、このような状況を踏まえ、一般就労への移行を支援するサービスの充実を図り、平成32年度(2020年度)中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数を、平成28年度(2016年度)実績の15人を基準値とし、国の基本指針に基づき基準値の1.5倍である23人を目標として、サービス提供体制の充実に取り組みます。

| 項目                      | 数値  | 考え方                       |
|-------------------------|-----|---------------------------|
| 【目標値】 一般就労へ移行する福祉施設利用者数 | 23人 | 平成32年度中に一般就労へ移行する福祉施設利用者数 |

### (2) 就労移行支援事業の利用者数

平成28年度(2016年度)末の利用者数は36人でした。第4期計画の平成29年度(2017年度)末の就労移行支援事業の利用者数の目標59人に対し、平成29年度(2017年度)末の移行者を39人と見込み、20人が当初の目標を下回る見込みになります。

障がい者の生活の安定のために一般就労移行は欠かせないことから、事業所の定員数などを勘案しつつ、就労移行支援事業の拡大を目指しながら、利用者数の増加を図り、平成32年度(2020年度)末の時点での利用者数を国の基本指針に基づき44人(平成28年度(2016年度)末の利用者数36人の2割増)になるよう目指します。

| 項目                  | 数値  | 考え方                   |
|---------------------|-----|-----------------------|
| 【実績値】 就労移行支援事業の利用者数 | 36人 | 平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数 |
| 【目標値】 就労移行支援事業の利用者数 | 44人 | 平成32年度末の就労移行支援事業の利用者数 |

### (3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

市内には4か所の就労移行支援事業所があり、各事業所の平成28年度(2016年度)中の就労移行率は、0~27%となっています。就労移行率を上げるための方策や情報などを事業所と行政で共有しながら、利用者のニーズと適性にあった就業を目指すとともに、就労移行率の向上を図ります。

| 項目                          | 数値  | 考え方                           |
|-----------------------------|-----|-------------------------------|
| 【目標値】 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の率 | 25% | 平成32年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の率 |

(4) 就労定着支援事業による支援開始時点から1年後の職場定着率

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標を設定します。

| 就労定着支援事業所による支援開始時点から1年後の職場定着率 |        |
|-------------------------------|--------|
| 平成31年度                        | 平成32年度 |
| 50%                           | 80%    |

■ 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進について

本市では、障害者就労施設等で就労する障がい者の自立を促進するため、国等が定めた障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を平成25年度（2013年度）から制定しています。

この調達方針では、適用範囲を小田原市役所の全組織とし、全庁的な位置付けにしています。また、調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等は、啓発用物品、印刷物及び環境美化等に関する軽作業とするほか、調達できるものは積極的に調達に努めるものとしています。

本市では、今後とも調達方針を定め、積極的に障害者就労施設等からの物品等の調達を実施していきます。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について

市内には、児童発達支援を実施している事業所が6か所あり、そのうち2か所が児童発達支援センターとなっています。また保育所等訪問支援を実施している事業所は3か所あります。

本市の児童発達支援においては、それぞれの事業所の特徴を生かし、事業所ごとに機能や役割を果たしつつ、将来的には、圏域での利用を念頭に、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設を位置づけ、そこを中心に圏域内の児童発達支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援の体制づくりを図っていきます。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内には、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は1か所ありますが、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所はありません。重症心身障害児への支援体制の整備が重要な課題となってきたことを踏まえ、事業所の確保を図っていきます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図るとともに、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要です。医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度（2018年度）末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を図っていきます。

## 第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の利用実績

### 1 サービス等の概要

#### (1) 訪問系サービス

##### ア 居宅介護（ホームヘルプ）

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

##### イ 重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に対して、入浴・排せつ・食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助その他の生活全般に関する援助を行うほか、外出時における移動中の介護も総合的に行うサービスです。

##### ウ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動に著しい困難がある常時介護が必要な人に対して、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行うサービスです。

##### エ 重度障害者等包括支援

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

##### オ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時



において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行うサービスです。

## (2) 日中活動系サービス

### ア 生活介護

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援を必要とする障がいがある人に対して、障害者支援施設などで入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動や生産的活動の機会を提供するなど、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。

### イ 自立訓練（機能訓練）

身体に障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、障害者支援施設、サービス事業所などにおいて、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行うサービスです。

### ウ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、障害者支援施設、サービス事業所などにおいて、食事や家事などの日常生活能力を向上するために必要な支援を行うサービスです。

### エ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障がい者を対象に、生産活動、職場体験その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などの支援を一定期間（原則24か月以内）行うサービスです。

### オ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労に結び付かなかった障がい者であって、雇用契約に基づく就労が可能である人を対象に、雇用契約の締結による就労の

機会を提供するほか、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

#### カ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難である人を対象に、就労の機会を提供するほか、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などの支援を行うサービスです。

#### キ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要な支援を行うサービスです。

#### ク 療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分が6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による吸引管理を行っている人若しくは障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者又は重度心身障がい者を対象に、機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を、医療機関において行うサービスです。

#### ケ 短期入所（ショートステイ）

介護者の病気などの理由から、一時的に障がい児者の介護ができないときに、障害者支援施設等へ短期間の入所を実施することにより、入浴、排せつ、食事の介助などの支援を受けるサービスです。

### (3) 居住系サービス

#### ア 共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、共同生活を行う住居で、夜間や休日に、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

## イ 施設入所支援

障害者支援施設に入所する障がいのある人に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。

## ウ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で、一人暮らしを希望する人を対象に、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題はないか等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整等を行うサービスです。

## (4) 相談支援

### ア 計画相談支援

利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等について、「サービス等利用計画案」の作成と指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を支援（サービス利用支援）し、また、一定の期間ごとに、サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しなどの支援を行うものです。

### イ 地域相談支援

住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する支援（地域移行支援）、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に際し、相談や緊急訪問等の支援（地域定着支援）を行うものです。

## (5) 障害児通所支援等のサービス

### ア 児童発達支援

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導し、自活に必要な知識・技能を持つことを目指し、また集団生活への適応のための訓練を行います。

## イ 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた児童に対し、児童発達支援と併せて、治療を行うサービスです。

## ウ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児が、学校終了後の放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行うほか、放課後等の居場所づくりを行います。

## エ 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

## オ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、児童発達支援を行います。

## カ 障害児相談支援

障がい児が利用する通所支援（放課後等デイサービス・児童発達支援など）について、障がい児や保護者の状況や環境を踏まえた上で、障害児支援利用計画を作成し、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を支援し、また、一定の期間ごとに、利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しなどの支援等を行います。

|   |            |
|---|------------|
| 2 | サービス等の利用実績 |
|---|------------|

(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

| サービス種別    |                        | 単位 | 第3期計画                   |                         |                         | 第4期計画                    |                          |                          |
|-----------|------------------------|----|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|           |                        |    | H24年度                   | H25年度                   | H26年度                   | H27年度                    | H28年度                    | H29年度                    |
| 訪問系サービス   | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>行動援護 | 時間 | 6,175<br>(7,085)<br>87% | 6,490<br>(7,683)<br>84% | 7,069<br>(8,156)<br>87% | 6,718<br>(7,321)<br>92%  | 8,438<br>(7,721)<br>109% | 6,163<br>(8,120)<br>76%  |
|           | 重度障害者等<br>包括支援<br>同行援護 | 人  | 244<br>(263)<br>93%     | 261<br>(282)<br>93%     | 245<br>(300)<br>82%     | 261<br>(288)<br>91%      | 293<br>(307)<br>95%      | 266<br>(326)<br>82%      |
| 日中活動系サービス | 生活介護                   | 人日 | 7,363<br>(7,600)<br>97% | 7,530<br>(7,790)<br>97% | 7,848<br>(7,980)<br>98% | 8,192<br>(7,943)<br>103% | 8,674<br>(8,139)<br>107% | 8,640<br>(8,336)<br>104% |
|           |                        | 人  | 382<br>(400)<br>96%     | 390<br>(410)<br>95%     | 382<br>(420)<br>91%     | 398<br>(400)<br>100%     | 415<br>(410)<br>101%     | 425<br>(420)<br>101%     |
| サービス      | 自立訓練<br>(機能訓練)         | 人日 | 100<br>(120)<br>83%     | 118<br>(120)<br>98%     | 41<br>(130)<br>32%      | 101<br>(117)<br>86%      | 127<br>(119)<br>107%     | 106<br>(122)<br>87%      |
|           |                        | 人  | 12<br>(12)<br>100%      | 12<br>(12)<br>100%      | 7<br>(13)<br>54%        | 12<br>(12)<br>100%       | 14<br>(12)<br>117%       | 14<br>(13)<br>108%       |
| サービス      | 自立訓練<br>(生活訓練)         | 人日 | 722<br>(810)<br>89%     | 395<br>(828)<br>48%     | 387<br>(828)<br>47%     | 343<br>(420)<br>82%      | 284<br>(420)<br>68%      | 213<br>(420)<br>51%      |
|           |                        | 人  | 39<br>(45)<br>87%       | 20<br>(46)<br>43%       | 19<br>(46)<br>41%       | 12<br>(20)<br>60%        | 13<br>(20)<br>65%        | 10<br>(20)<br>50%        |

※ 実績値は、各年度3月分(例：平成24年度→平成25年3月分)です。平成29年度は、平成29年7月の実績値です。

※ 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」です。

(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

| サービス種別                                    | 単位                | 第3期計画 |                         |                          | 第4期計画                    |                          |                         |                         |
|-------------------------------------------|-------------------|-------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|
|                                           |                   | H24年度 | H25年度                   | H26年度                    | H27年度                    | H28年度                    | H29年度                   |                         |
| 日<br>中<br>活<br>動<br>系<br>サ<br>ー<br>ビ<br>ス | 就労移行支援            | 人日    | 849<br>(1,159)<br>73%   | 733<br>(1,368)<br>54%    | 838<br>(1,368)<br>61%    | 628<br>(980)<br>64%      | 618<br>(1,080)<br>57%   | 772<br>(1,180)<br>65%   |
|                                           |                   | 人     | 49<br>(61)<br>80%       | 37<br>(72)<br>51%        | 40<br>(72)<br>56%        | 32<br>(49)<br>65%        | 36<br>(54)<br>67%       | 39<br>(59)<br>66%       |
|                                           | 就労継続支援<br>(A型)    | 人日    | 99<br>(84)<br>118%      | 103<br>(105)<br>98%      | 155<br>(105)<br>148%     | 178<br>(129)<br>138%     | 442<br>(139)<br>318%    | 342<br>(147)<br>233%    |
|                                           |                   | 人     | 5<br>(4)<br>125%        | 5<br>(5)<br>100%         | 7<br>(5)<br>140%         | 9<br>(6)<br>150%         | 22<br>(6)<br>367%       | 17<br>(7)<br>243%       |
|                                           | 就労継続支援<br>(B型)    | 人日    | 4,852<br>(5,166)<br>94% | 5,559<br>(5,346)<br>104% | 6,347<br>(5,526)<br>115% | 6,911<br>(6,828)<br>101% | 7,392<br>(7,450)<br>99% | 7,249<br>(8,104)<br>89% |
|                                           |                   | 人     | 290<br>(287)<br>101%    | 334<br>(297)<br>112%     | 357<br>(307)<br>116%     | 375<br>(369)<br>102%     | 392<br>(382)<br>103%    | 402<br>(406)<br>99%     |
|                                           | 療養介護              | 人     | 27<br>(20)<br>135%      | 26<br>(22)<br>118%       | 32<br>(24)<br>133%       | 34<br>(30)<br>113%       | 34<br>(30)<br>113%      | 36<br>(30)<br>120%      |
|                                           | 短期入所<br>(福祉型、医療型) | 人日    | 562<br>(480)<br>117%    | 548<br>(496)<br>110%     | 678<br>(512)<br>132%     | 646<br>(659)<br>98%      | 729<br>(708)<br>103%    | 615<br>(757)<br>81%     |
|                                           |                   | 人     | 79<br>(60)<br>132%      | 89<br>(62)<br>144%       | 127<br>(64)<br>198%      | 123<br>(119)<br>103%     | 141<br>(131)<br>108%    | 129<br>(143)<br>90%     |

(上段：実績値 中段：計画値 下段：達成率)

| サービス種別   | 単位         | 第3期計画 |                      |                      | 第4期計画                |                          |                          |                          |
|----------|------------|-------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
|          |            | H24年度 | H25年度                | H26年度                | H27年度                | H28年度                    | H29年度                    |                          |
| 居住系サービス  | 共同生活援助     | 人     | 105<br>(99)<br>106%  | 116<br>(109)<br>106% | 144<br>(119)<br>121% | 167<br>(127)<br>131%     | 171<br>(147)<br>116%     | 172<br>(161)<br>107%     |
|          | 施設入所支援     | 人     | 202<br>(195)<br>104% | 200<br>(187)<br>107% | 192<br>(179)<br>107% | 194<br>(196)<br>99%      | 192<br>(194)<br>99%      | 193<br>(192)<br>101%     |
| 相談支援     | 計画相談支援     | 人     | 47<br>(96)<br>49%    | 86<br>(200)<br>43%   | 108<br>(234)<br>46%  | 123<br>(110)<br>112%     | 147<br>(120)<br>123%     | 149<br>(130)<br>115%     |
|          | ※地域移行支援    | 人     | 0<br>(4)<br>0%       | 0<br>(4)<br>0%       | 0<br>(4)<br>0%       | 0<br>(2)<br>0%           | 0<br>(4)<br>0%           | 0<br>(6)<br>0%           |
|          | ※地域定着支援    | 人     | 0<br>(3)<br>0%       | 0<br>(5)<br>0%       | 0<br>(5)<br>0%       | 0<br>(2)<br>0%           | 0<br>(4)<br>0%           | 2<br>(6)<br>33%          |
| 障害児通所支援等 | 障害児相談支援    | 人     | /                    | /                    | /                    | 50<br>(75)<br>67%        | 73<br>(80)<br>91%        | 36<br>(85)<br>42%        |
|          | 児童発達支援     | 人日    | /                    | /                    | /                    | 1,472<br>(1,600)<br>92%  | 1,353<br>(1,700)<br>80%  | 1,358<br>(1,800)<br>75%  |
|          |            | 人     | /                    | /                    | /                    | 210<br>(170)<br>124%     | 186<br>(175)<br>106%     | 170<br>(180)<br>94%      |
|          | 放課後等デイサービス | 人日    | /                    | /                    | /                    | 2,090<br>(1,859)<br>112% | 2,920<br>(1,898)<br>154% | 3,248<br>(1,950)<br>167% |
|          |            | 人     | /                    | /                    | /                    | 171<br>(143)<br>120%     | 219<br>(146)<br>150%     | 254<br>(150)<br>169%     |
|          | 保育所等訪問支援   | 人日    | /                    | /                    | /                    | 2<br>(5)<br>40%          | 0<br>(5)<br>0%           | 6<br>(5)<br>120%         |
| 人        |            | /     | /                    | /                    | 2<br>(5)<br>40%      | 0<br>(5)<br>0%           | 6<br>(5)<br>120%         |                          |

※数値は、各年度の年間実績及び年間見込量

訪問系サービスについては、総利用時間、実利用者数ともに、平成 28 年度（2016 年度）に大幅な増加がありましたが、概ね前年と同様の利用状況となっています。一人一月あたりの平均利用時間（表になし）は、第 3 期計画期間中が 24.9 時間～28.9 時間、第 4 期計画期間中が 23.2 時間～28.8 時間と若干の減少が見られます。

日中活動系サービスについては、生活介護及び就労継続支援（A 型、B 型）の利用日数、実利用者数に明らかな増加傾向が見られます。就労継続支援（A 型）については平成 28 年度（2016 年度）に市内に同サービスを提供する事業所が開設したため、大きな増加となりました。自立訓練（生活訓練）については、利用日数、実利用者数ともに減少傾向が見られます。

居住系サービスについては、グループホームは地域で暮らすための重要な社会基盤となるものですが、少しずつグループホームの利用者が増加しています。

相談支援については、計画相談支援の実利用者数が増加しています。地域移行支援については利用実績がありません。

障害児通所支援等については、放課後等デイサービスの利用日数、実利用者数に明らかな増加傾向が見られます。市内に新しい事業所が開設され、利用者の需要に沿うことができるようになりました。



## 第5章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量及び見込量確保のための方策

### 1 訪問系サービス

#### (1) サービスの見込量（1か月あたり）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量（時間）及び利用者数を見込んでいます。

訪問系サービスの見込量（1か月あたり）

|                                              | 第4期計画利用実績 |        |        | 第5期計画見込量 |        |        |
|----------------------------------------------|-----------|--------|--------|----------|--------|--------|
|                                              | 平成27年度    | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度   | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 居宅介護<br>重度訪問介護<br>行動援護<br>重度障害者等包括支援<br>同行援護 | 6,718h    | 8,438h | 6,163h | 7,400h   | 7,600h | 7,800h |
|                                              | 261人      | 293人   | 266人   | 290人     | 300人   | 310人   |

※ 実績値は、各年度3月分（例：平成27年度→平成28年3月分）です。平成29年度は、平成29年7月の実績値です。

※ 単位の「人日」は、「月間の利用人数」×「一人一月あたりの平均利用日数」です。（本章において、別に表記がない限り同様です。）

#### (2) 見込量確保のための方策

市内の指定居宅介護事業所及び指定重度訪問介護事業所数は、平成29年（2017年）6月現在31か所と第4期障がい福祉計画の基礎資料とした平成26年（2014年）6月現在の26か所と比べ、5か所増えています。地域生活への移行等により利用量の年々の増加が見込まれるため、事業の拡大を事業者働きかけていくほか、新規参入のための情報提供などに努めます。

|   |           |
|---|-----------|
| 2 | 日中活動系サービス |
|---|-----------|

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 生活介護

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

生活介護サービスの見込量（1か月あたり）

|      | 第4期計画利用実績 |         |         | 第5期計画見込量 |         |         |
|------|-----------|---------|---------|----------|---------|---------|
|      | 平成27年度    | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度   | 平成31年度  | 平成32年度  |
| 生活介護 | 8,192人日   | 8,674人日 | 8,640人日 | 9,000人日  | 9,300人日 | 9,600人日 |
|      | 398人      | 415人    | 425人    | 430人     | 440人    | 450人    |

イ 自立訓練（機能訓練）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

自立訓練（機能訓練）サービスの見込量（1か月あたり）

|                | 第4期計画利用実績 |        |        | 第5期計画見込量 |        |        |
|----------------|-----------|--------|--------|----------|--------|--------|
|                | 平成27年度    | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度   | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 自立訓練<br>（機能訓練） | 101人日     | 127人日  | 106人日  | 115人日    | 118人日  | 122人日  |
|                | 12人       | 14人    | 14人    | 14人      | 15人    | 15人    |

ウ 自立訓練（生活訓練）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

自立訓練（生活訓練）サービスの見込量（1か月あたり）

|                | 第4期計画利用実績 |        |        | 第5期計画見込量 |        |        |
|----------------|-----------|--------|--------|----------|--------|--------|
|                | 平成27年度    | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度   | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 自立訓練<br>（生活訓練） | 343人日     | 284人日  | 213人日  | 210人日    | 210人日  | 210人日  |
|                | 12人       | 13人    | 10人    | 10人      | 10人    | 10人    |

エ 就労移行支援

これまでの利用実績を基礎とし、国の目標値等を考慮し、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労移行支援サービスの見込量（1か月あたり）

|        | 第4期計画利用実績 |        |        | 第5期計画見込量 |        |        |
|--------|-----------|--------|--------|----------|--------|--------|
|        | 平成27年度    | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度   | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 就労移行支援 | 628人日     | 618人日  | 772人日  | 800人日    | 840人日  | 880人日  |
|        | 32人       | 36人    | 39人    | 40人      | 42人    | 44人    |

オ 就労継続支援（A型）

これまでの利用実績を基礎とし、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労継続支援（A型）サービスの見込量（1か月あたり）

|                | 第4期計画利用実績  |            |            | 第5期計画見込量   |            |            |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 就労継続支援<br>（A型） | 178人日      | 442人日      | 342人日      | 360人日      | 400人日      | 440人日      |
|                | 9人         | 22人        | 17人        | 18人        | 20人        | 22人        |

カ 就労継続支援（B型）

これまでの利用実績を基礎とし、事業所の定員の増減などを考慮し、利用量及び利用者数を見込んでいます。

就労継続支援（B型）サービスの見込量（1か月あたり）

|                | 第4期計画利用実績  |            |            | 第5期計画見込量   |            |            |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 就労継続支援<br>（B型） | 6,911人日    | 7,392人日    | 7,249人日    | 8,100人日    | 8,600人日    | 9,100人日    |
|                | 369人       | 382人       | 406人       | 430人       | 450人       | 470人       |

キ 就労定着支援

平成28年度（2016年度）に市内の就労移行支援事業所で、就労移行支援サービスを利用し一般就労した人数（4人）を基礎とし、利用者数を見込んでいます。

就労定着支援サービスの見込量（1か月あたり）

|        | 第5期計画見込量 |        |        |
|--------|----------|--------|--------|
|        | 平成30年度   | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 就労定着支援 | 4人       | 5人     | 6人     |

ク 療養介護

これまでの利用実績を基礎とし、利用者数を見込んでいます。

療養介護サービスの見込量（1か月あたり）

|      | 第4期計画利用実績 |        |        | 第5期計画見込量 |        |        |
|------|-----------|--------|--------|----------|--------|--------|
|      | 平成27年度    | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度   | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 療養介護 | 34人       | 34人    | 36人    | 39人      | 41人    | 43人    |

## ケ 短期入所（ショートステイ）

これまでの利用実績を基礎とし、事業所の定員の増減などを考慮し、福祉型と医療型に分け、利用量及び利用者数を見込んでいます。

短期入所（ショートステイ）サービスの見込量（1か月あたり）

|               | 第4期計画利用実績  |            |            | 第5期計画見込量   |            |            |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|               | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 短期入所<br>（福祉型） | 610人日      | 685人日      | 585人日      | 660人日      | 680人日      | 700人日      |
|               | 116人       | 131人       | 123人       | 150人       | 160人       | 170人       |
| 短期入所<br>（医療型） | 36人日       | 44人日       | 30人日       | 45人日       | 45人日       | 45人日       |
|               | 7人         | 10人        | 6人         | 11人        | 11人        | 11人        |

### (2) 見込量確保のための方策

障がい者の地域生活の促進を図るには、地域で生き生きと暮らすための日中活動の場が必要となります。

そのため、サービス利用希望者のニーズとサービス供給量のバランスを把握し、供給量に不足が見込まれるサービスについては、事業者となり得る団体等に対し情報提供等を行うとともに、神奈川県等とも協力して支援を検討していきます。

障がい者の自立を推進するに当たり、福祉施設から一般就労への移行は、重要な要素であることから、就労移行支援事業等の定員や受入れの拡大、新規参入について、事業者に働きかけていきます。

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 共同生活援助（グループホーム）

事業所の定員の増減及び第4章に掲載している福祉施設入所者の地域への移行及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行を勘案して、利用者数を見込んでいます。

共同生活援助の見込量（1か月あたり）

|        | 第4期計画利用実績  |            |            | 第5期計画見込量   |            |            |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|        | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 共同生活援助 | 167人       | 171人       | 172人       | 190人       | 190人       | 202人       |

イ 施設入所支援

第4章に掲載している福祉施設入所者の地域への移行等を勘案して、利用者数を見込んでいます。

施設入所支援の見込量（1か月あたり）

|        | 第4期計画利用実績  |            |            | 第5期計画見込量   |            |            |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|        | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 施設入所支援 | 194人       | 192人       | 193人       | 191人       | 190人       | 188人       |

## ウ 自立生活援助

地域定着支援の見込量を勘案して、利用者数を見込んでいます。

自立生活援助の見込量(1か月あたり)

|        | 第5期計画見込量   |            |            |
|--------|------------|------------|------------|
|        | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 自立生活援助 | 1人         | 1人         | 1人         |

### (2) 見込量確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行を促進する上で、グループホームは重要な役割を担っています。また、在宅で障がい者を介助してきた親族等の高齢化により、グループホーム等の地域の中で生活する場に関するニーズは、今後とも高まるものと考えられるため、グループホーム等を運営しようとする事業者に対して支援を行い、設置促進を図るとともに、自治会や地域住民の理解や援助も必要となることから、ノーマライゼーション理念の普及啓発に努めます。

施設入所支援については、入所施設での支援が必要となる方が確実にサービスを利用することができるように、一定の定員の確保に努めます。

|   |      |
|---|------|
| 4 | 相談支援 |
|---|------|

### (1) サービスの見込量(1か月又は1年あたり)

#### ア 計画相談支援

自己作成を除くすべての障害福祉サービスの利用者が計画相談支援の対象となるよう見込んでいます。



計画相談支援の見込量(1か月あたり)

|        | 第4期計画利用実績  |            |            | 第5期計画見込量   |            |            |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|        | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 計画相談支援 | 123人       | 147人       | 149人       | 160人       | 170人       | 180人       |

イ 地域相談支援

施設入所者の地域生活への移行見込数等から利用者数を見込んでいます。

地域相談支援の見込量(1年あたり)

|        | 第4期計画利用実績  |            |            | 第5期計画見込量   |            |            |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|        | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 地域移行支援 | 0人         | 0人         | 0人         | 2人         | 2人         | 2人         |
| 地域定着支援 | 0人         | 0人         | 2人         | 2人         | 2人         | 2人         |

※ 数値は、各年度の年間実績及び年間見込量です。

(3) 見込量確保のための方策

計画相談支援の事業者指定は、事業所の所在地を管轄する市町村長が行うこととされているため、障害福祉サービスの利用者のすべてがサービス等利用計画を作成することが可能になるよう、制度の周知を図り対応できる事業者の増加に努めます。

|   |               |
|---|---------------|
| 5 | 障害児通所支援等のサービス |
|---|---------------|

(1) サービスの見込量（1か月あたり）

ア 児童発達支援

これまでの利用実績を基礎としつつ、利用者数の拡大を念頭に利用量及び利用者数を見込んでいます。

児童発達支援の見込量（1か月あたり）

|        | 第4期計画利用実績 |         |         | 第5期計画見込量 |         |         |
|--------|-----------|---------|---------|----------|---------|---------|
|        | 平成27年度    | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度   | 平成31年度  | 平成32年度  |
| 児童発達支援 | 1,472人日   | 1,353人日 | 1,358人日 | 1,500人日  | 1,550人日 | 1,600人日 |
|        | 210人      | 186人    | 170人    | 180人     | 185人    | 190人    |

イ 医療型児童発達支援

近隣市町村にもサービスを実施する事業者はなく、利用実績もないことから、利用量及び利用者数は見込みませんでした。

医療型児童発達支援の見込量（1か月あたり）

|           | 第4期計画利用実績 |        |        | 第5期計画見込量 |        |        |
|-----------|-----------|--------|--------|----------|--------|--------|
|           | 平成27年度    | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度   | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 医療型児童発達支援 | —         | —      | —      | —        | —      | —      |
|           | —         | —      | —      | —        | —      | —      |

## ウ 放課後等デイサービス

これまでの利用実績を基礎としつつ、厚生労働省令改正による人員配置基準の見直しによる影響を考慮し、利用量及び利用児数を見込んでいます。

放課後等デイサービスの見込量(1か月あたり)

|                | 第4期計画利用実績  |            |            | 第5期計画見込量   |            |            |
|----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 放課後等<br>デイサービス | 2,090人日    | 2,920人日    | 3,248人日    | 3,300人日    | 3,350人日    | 3,400人日    |
|                | 171人       | 219人       | 254人       | 260人       | 265人       | 270人       |

## エ 保育所等訪問支援

これまでの利用実績を基礎としつつ、利用児数の拡大を念頭に利用量及び利用児数を見込んでいます。

保育所等訪問支援の見込量(1か月あたり)

|          | 第4期計画利用実績  |            |            | 第5期計画見込量   |            |            |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|          | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 保育所等訪問支援 | 2人日        | 0人日        | 6人日        | 6人日        | 8人日        | 10人日       |
|          | 2人         | 0人         | 6人         | 6人         | 8人         | 10人        |

## オ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児のうち小学生未満の人数を基礎とし、利用量及び利用児数を見込んでいます。

居宅訪問型児童発達支援の見込量(1か月あたり)

|             | 第5期計画見込量 |        |        |
|-------------|----------|--------|--------|
|             | 平成30年度   | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 2人日      | 2人日    | 2人日    |
|             | 2人       | 2人     | 2人     |

カ 障害児相談支援

これまでの利用実績を基礎としつつ、利用児数の拡大を念頭に利用児数を見込んでいます。

障害児相談支援の見込量(1か月あたり)

|         | 第4期計画利用実績 |        |        | 第5期計画見込量 |        |        |
|---------|-----------|--------|--------|----------|--------|--------|
|         | 平成27年度    | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度   | 平成31年度 | 平成32年度 |
| 障害児相談支援 | 50人       | 73人    | 36人    | 50人      | 55人    | 60人    |

キ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要ですので、次のように目標を設定します。

コーディネーター配置人数の見込量

|                                     | 平成30年度 | 平成31年度 | 平成32年度 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 | —      | —      | 1人     |

## (2) 見込量確保のための方策

本市では、障害児通所支援等のサービスを実施している事業所が、それぞれの事業所の特徴を生かし、事業所ごとに機能や役割を果たしています。今後の取組みとして、見込量と実績の推移を勘案しながら、支援利用希望者の受入態勢の確保や専門スタッフの充実について事業者働きかけていきます。

---

## 第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

---

|   |           |
|---|-----------|
| 1 | 実施する事業の内容 |
|---|-----------|

### (1) 必須事業

地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者の地域社会での自立した生活と社会参加を促進するよう努めます。

なお、本市では、日常生活用具費給付事業、移動支援事業において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

#### ア 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、日頃、障がい者と接する機会の少ない市民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会や啓発活動等を行います。

#### イ 自発的事業支援事業

障がい者団体や障がい関係施設が、地域を対象に行う活動を支援します。

#### ウ 相談支援事業

障がい者、障がい児の保護者又は障がい者の介護を行う方などの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行うものです。

今後は、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターの設置について、検討していきます。

#### エ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい者又は精神障がい者に対し、障がい者の自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、成年後見制度の利用を支援するものです。

#### オ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に

対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

#### カ 意思疎通支援事業

##### ○手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を図るものです。

##### ○手話通訳者設置事業

聴覚障がい者の情報保障を充実するため、障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置するものです。

#### キ 日常生活用具費支給事業

自立生活支援用具などを必要とする重度障がい者等に日常生活用具費を給付し、日常生活の利便の向上を図るものです。

#### ク 手話奉仕員養成研修事業

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員を養成するため、研修会を開催するものです。

#### ケ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るものです。

#### コ 地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行い、障がい者の日中活動の場となる地域活動支援センターの運営を支援するものです。

#### (2) 任意事業（主なもの）

任意の地域生活支援事業として、次の事業を実施し、障がい者が地域社会で自立して生活できるよう、また、障がい者の社会参加を促進する

よう努めます。

なお、本市では、訪問入浴サービス事業、日中一時支援サービス事業において、低所得者層の利用者負担の無料化を図っています。

## ア 日常生活支援

### (7) 訪問入浴サービス事業

在宅での入浴が困難な重度障がい者に対して、訪問による入浴サービスを実施することにより、障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。

### (4) 日中一時支援サービス事業

障がい児者の日中における活動の場を確保し、障がい児者を預かることにより、障がい児者の家族の就労支援及び一時的な休息を図るものです。

## イ 社会参加支援

### (7) レクリエーション事業等の実施

障がい児者の健康の保持促進を図り、社会参加の機会を拡大できるように、多くの障がい児者が参加できるレクリエーション事業等を実施するものです。



|   |               |
|---|---------------|
| 2 | 事業の実施状況及び見込量等 |
|---|---------------|

(1) 理解促進研修・啓発事業

各年度の事業実施状況と実施予定

|                 | 第4期計画(実績)  |            |            | 第5期計画(予定)  |            |            |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 理解促進研修<br>・啓発事業 | 実施         | 実施         | 実施         | 実施         | 実施         | 実施         |

(2) 自発的事業支援事業

各年度の事業実施状況と実施予定

|               | 第4期計画(実績)  |            |            | 第5期計画(予定)  |            |            |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|               | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 自発的事業<br>支援事業 | 実施         | 実施         | —          | 実施         | 実施         | 実施         |

(3) 障害者相談支援事業

各年度の事業実施状況と実施予定

|                   | 第4期計画(実績)  |            |            | 第5期計画(予定)  |            |            |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                   | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 相談支援事業            | 実施         | 実施         | 実施         | 実施         | 実施         | 実施         |
| 基幹相談支援<br>センターの設置 | —          | —          | —          | (検討)       | (検討)       | 実施         |

(4) 成年後見制度利用支援事業

各年度の事業実施状況と実施予定

|                  | 第4期計画(実績)<br>(平成29年度は推計) |            |            | 第5期計画(予定)  |            |            |
|------------------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                  | 平成<br>27年度               | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 成年後見制度<br>利用支援事業 | 6件                       | 14件        | 9件         | 11件        | 13件        | 15件        |

※ 数値は、各年度の年間実績及び年間見込量です。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

各年度の事業実施状況と実施予定

|                    | 第4期計画(実績)  |            |            | 第5期計画(予定)  |            |            |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                    | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 成年後見制度<br>法人後見支援事業 | -          | -          | -          | 実施         | 実施         | 実施         |

(6) 意思疎通支援事業

各年度の事業実施状況と実施予定

|                     | 第4期計画(実績)<br>(平成29年度は推計) |            |            | 第5期計画(予定)  |            |            |
|---------------------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                     | 平成<br>27年度               | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 手話通訳者・要約<br>筆記者派遣事業 | 392件                     | 323件       | 400件       | 410件       | 420件       | 430件       |
| 手話通訳者設置事業           | 実施                       | 実施         | 実施         | 実施         | 実施         | 実施         |

※ 数値は、各年度の年間実績及び年間見込量です。

(7) 日常生活用具費支給事業

各年度の給付状況と給付見込量(年間)

|                 | 第4期計画(実績)<br>(平成29年度は推計) |            |            | 第5期計画(見込量) |            |            |
|-----------------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                 | 平成<br>27年度               | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 介護・訓練<br>支援用具   | 14件                      | 19件        | 16件        | 20件        | 22件        | 24件        |
| 自立生活<br>支援用具    | 31件                      | 28件        | 30件        | 30件        | 30件        | 30件        |
| 在宅療養等<br>支援用具   | 21件                      | 36件        | 30件        | 30件        | 33件        | 36件        |
| 情報・意思疎通<br>支援用具 | 36件                      | 46件        | 35件        | 40件        | 42件        | 44件        |
| 排せつ管理用具         | 3,840件                   | 3,781件     | 3,800件     | 3,800件     | 3,850件     | 3,900件     |
| 居宅生活動作<br>補助用具  | 1件                       | 4件         | 2件         | 2件         | 2件         | 2件         |

※ 数値は、各年度の年間給付実績及び年間見込量です。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

各年度の事業実施状況と実施予定

|                 | 第4期計画(実績)  |            |            | 第5期計画(予定)  |            |            |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                 | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 手話奉仕員<br>養成研修事業 | —          | 20人        | 15人        | 20人        | 20人        | 20人        |

※ 数値は、各年度の研修終了人数及び研修修了見込者数です。

(9) 移動支援事業

各年度の利用状況と利用見込量(年間)

|          | 第4期計画(実績)<br>(平成29年度は推計) |            |            | 第5期計画(見込量) |            |            |
|----------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|          | 平成<br>27年度               | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 年間実利用者数  | 195人                     | 215人       | 210人       | 220人       | 225人       | 230人       |
| 年間延べ利用時間 | 21,411h                  | 22,735h    | 22,900h    | 23,000h    | 23,500h    | 24,000h    |

(10) 地域活動支援センター事業

各年度の事業所数と利用定員数

|       | 第4期計画(実績)  |            |            | 第5期計画(予定)  |            |            |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|       | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 事業所数  | 7か所        | 7か所        | 7か所        | 7か所        | 7か所        | 7か所        |
| 利用定員数 | 110人       | 110人       | 110人       | 110人       | 110人       | 110人       |

(11) 訪問入浴サービス事業

各年度の利用状況と利用見込量(年間)

|          | 第4期計画(実績)<br>(平成29年度は推計) |            |            | 第5期計画(見込量) |            |            |
|----------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|          | 平成<br>27年度               | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 年間実利用者数  | 13人                      | 13人        | 13人        | 13人        | 13人        | 13人        |
| 年間延べ利用回数 | 659回                     | 708回       | 700回       | 700回       | 700回       | 700回       |

(12) 日中一時支援サービス事業

各年度の利用状況と利用見込量(年間)

|          | 第4期計画(実績)<br>(平成29年度は推計) |            |            | 第5期計画(見込量) |            |            |
|----------|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|          | 平成<br>27年度               | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| 年間実利用者数  | 182人                     | 184人       | 180人       | 185人       | 190人       | 195人       |
| 年間延べ利用回数 | 5,329回                   | 4,961回     | 4,800回     | 5,000回     | 5,200回     | 5,400回     |

(13) レクリエーション事業等の実施

各年度の事業実施状況と実施予定

|                    | 第4期計画(実績)  |            |            | 第5期計画(予定)  |            |            |
|--------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|                    | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度 | 平成<br>30年度 | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
| レクリエーション<br>事業等の実施 | 実施         | 実施         | 実施         | 実施         | 実施         | 実施         |

障がい児者やその家族、関係機関、地域のキーパーソン等に対して、サービス内容とサービス提供事業者に関する情報を提供し、事業の円滑な実施を図るとともに、障がい児者が利用しやすいサービスとなるよう配慮しながら事業の推進に努めます。

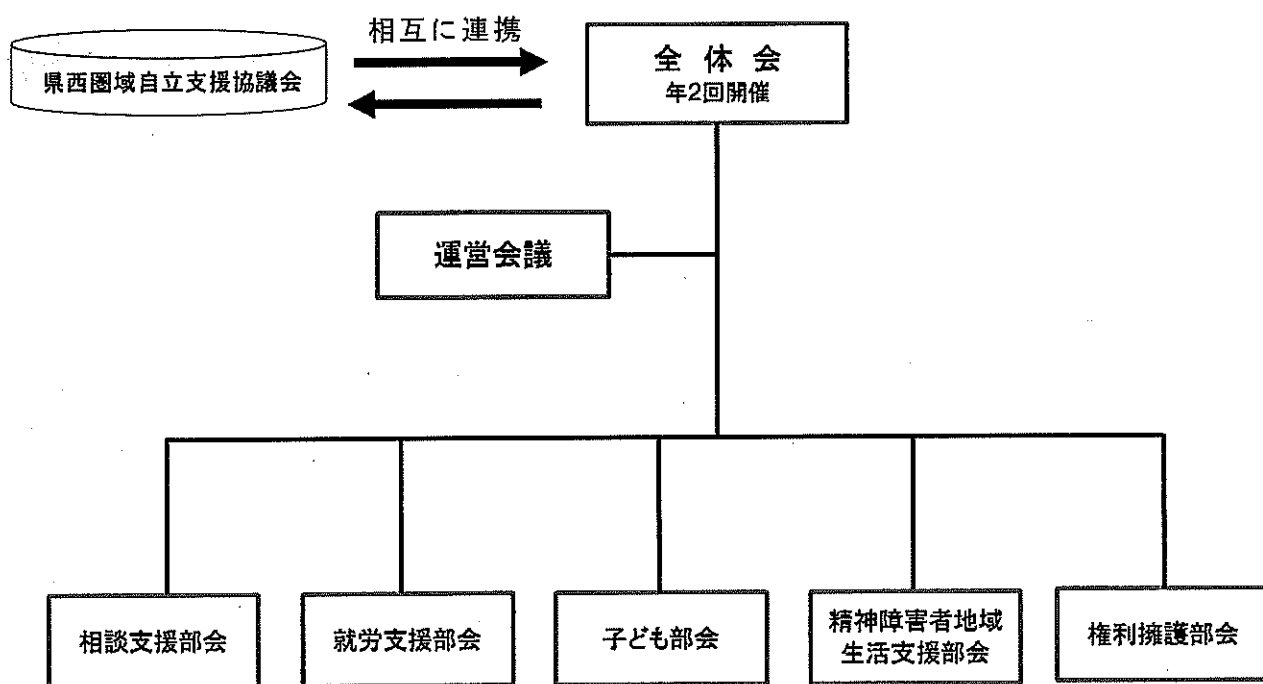
## 第7章 計画の達成状況の点検及び評価

障がい福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、本市と箱根町、真鶴町及び湯河原町で共同設置している「小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会」に報告し、点検・評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策を実施します。

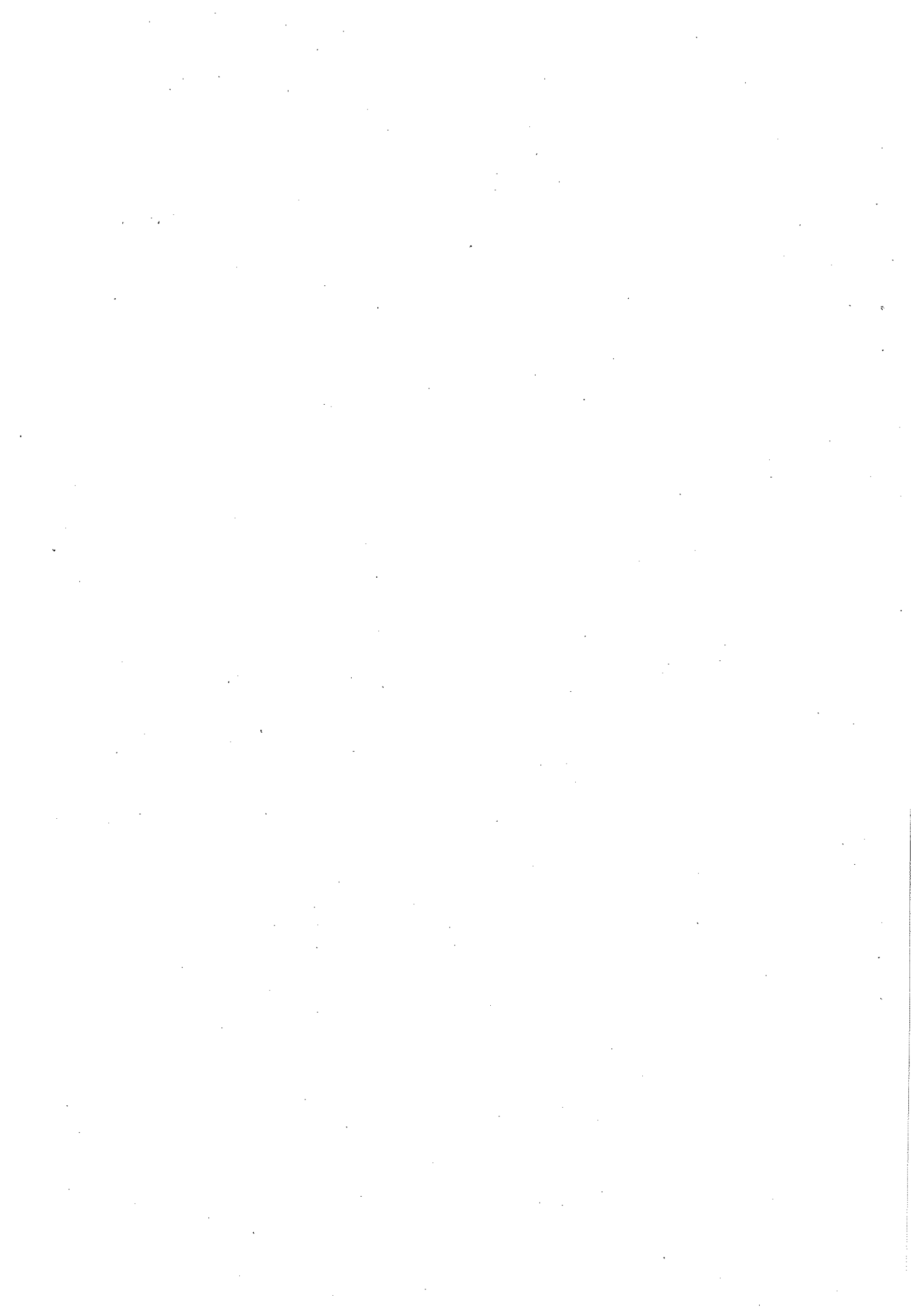
また、必要に応じて障がい福祉課が中心となって、関係する各課及び各機関に対する調査を実施し、事業の進捗状況や課題の把握を行います。

各種の情報・要望については、毎年総合的に内容を分析し、計画の進捗状況の点検と合わせて検討します。

小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町地域障害者自立支援協議会 組織図



※各部会においては、必要に応じてオブザーバーとして関係機関の参加を依頼できます。





## 江之浦保育園の廃止について

昭和29年に開設した江之浦保育園は、入所児童数の減少に伴い、平成25年4月から休園としてきましたが、施設の老朽化も進んでおり、休止より5年の期間が経過する平成29年度末をもって廃止しようとするものです。

### 1 経緯

|       |      |                                 |
|-------|------|---------------------------------|
| 昭和29年 | 9月   | 保育所設置認可及び開設                     |
| 平成24年 | 4月   | 入所児童が1人となったため、今後の園のあり方について検討する。 |
| 平成25年 | 1月   | 在園児の転園により、入所児童が0人となる。           |
|       | 2月   | 厚生文教常任委員会で休園を報告                 |
|       | 3月   | 片浦地区自治会長会議で休園を説明<br>県へ「休止届」を提出  |
|       | 4月～  | 休園                              |
| 平成29年 | 10月～ | 地元自治会等に廃止の方向性について説明             |

### 2 今後のスケジュール

|             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 平成29年12月15日 | ・小田原市保育所条例等の一部改正に伴うパブリックコメントの実施 |
| ～平成30年1月15日 |                                 |
| 平成30年 2月    | ・市議会3月定例会に条例の一部改正案を提出           |

### 【参考】 施設概要

|      |                |
|------|----------------|
| 所在地  | 小田原市江之浦328番地の1 |
| 構造   | 木造平家建（昭和29年建設） |
| 延床面積 | 217.58㎡        |
| 定員   | 45人            |



## 小田原市立病院職員の処分について

### 1 事案の概要

小田原市立病院 看護部 看護師（女性24歳）は、平成27年11月から平成29年8月にかけて、計23回にわたり小田原市内の飲食店において接客等に従事し、総額26万円の報酬を得ていた。

また、平成28年8月頃及び平成29年8月の2回にわたり小田原市立病院の手術室から医療消耗品（228円相当）を横領した。

本事案での行為は、全体の奉仕者たる公務員にふさわしくない非行であるとともに地方公務員法第33条に規定する信用失墜行為の禁止に違反したものであるため、次のとおり懲戒処分を行った。

### 2 処分年月日

平成29年11月13日（月）

### 3 処分内容

3月間の停職

### 4 根拠法規

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

※地方公務員法第29条（抄）

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

### 5 再発防止の取り組み

市立病院の安全管理委員会で手術室における医療消耗品の管理方法の見直しを検討するとともに、11月20日に病院職員倫理委員会を開催し、倫理意識の再確認と綱紀粛正の徹底を図った。さらに、今年度内には病院職員全員を対象とする倫理研修会を開催して再発防止に努めていく。

### 6 その他

当該看護師は平成29年11月13日付けで退職するとともに、横領した医療消耗品費相当額（228円）は全額返済した。



## 小田原市学校教育振興基本計画の改定について

### 1 計画の改定について

#### (1) 計画策定の趣旨

本市では、平成25年度からの5年間を計画期間とする「学校教育振興基本計画」を平成25年3月に策定したが、この間、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、平成27年度に新たに設置した総合教育会議で、平成28年3月に「教育大綱」を策定した。

今回の改定は、「学校教育振興基本計画」を「教育大綱」の体系に沿って見直すとともに、平成25年度以降の社会的変化や新たな計画期間を見据えて改定する。

#### (2) 計画改定の経過

平成29年 6月29日(木)・7月28日(金) 教育委員会事務の点検・評価  
 7月13日(木)～11月6日(月) 第1～4回有識者会議  
 10月26日(木) 総合教育会議  
 11月27日(月) 教育委員会定例会(素案の協議)

#### 小田原市学校教育振興基本計画策定有識者会議名簿

(敬称略)

| 区分    | 氏名     | 所属等                          |
|-------|--------|------------------------------|
| 学識経験者 | 重松 克也  | 横浜国立大学教育学部 学校教育課程<br>社会科教育教授 |
|       | 笠原 陽子  | 玉川大学大学院教授                    |
|       | 望月 國男  | 秦野市教育委員(教育長職務代理者)            |
| 市民    | 綿引 いずみ | 公募市民                         |
| 教育委員会 | 栢沼 行雄  | 小田原市教育長(座長)                  |
|       | 和田 重宏  | 教育委員(教育長職務代理者)               |
|       | 萩原 美由紀 | 教育委員                         |
|       | 吉田 眞理  | 教育委員                         |
| 学校関係者 | 森本 浩司  | 教育委員                         |
|       | 穂坂 明範  | 小学校長会長                       |
|       | 岩崎 由美子 | 中学校長会長                       |
|       | 鈴木 晶子  | 幼稚園長会長                       |

## 2 計画の概要について

### I 計画の策定にあたって (P 1～)

- ・ 計画期間：平成30年度～平成34年度の5年間
- ・ 計画の位置付け：地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画（教育基本法第17条第2項）、「おだわらTRYプラン（第5次小田原市総合計画）の個別計画、小田原市教育大綱を上位計画とした計画

### II 策定の背景 (P 3～)

- ・ 「少子化の進行」、「家庭・地域の教育力の低下」、「学力の状況」、「体力・運動能力の状況」など社会状況の変化や本市の教育をめぐる現状
- ・ 現計画を策定した平成25年度以降平成34年度までの計画期間の主な社会的状況の変化

### III 小田原市教育大綱・おだわらっ子の約束と本計画の関係 (P 15～)

- ・ 「教育大綱」と「おだわらっ子の約束」を本計画の理念として策定。これらの理念に基づき実行していく施策の最終目標として「小田原市のめざす子ども像」を設定

### IV 基本目標 (P 19～)

- ・ 「教育大綱」で定めた基本目標を本計画の基本目標とした。

### V 小田原市のめざす子ども像と子どもの育ちを支える姿勢 (P 21～)

(現計画)

(改定案)

「未来を拓くたくましい子ども」 → 「未来を創るたくましい子ども」

### VI 計画体系図 (P 23)

- ・ 「教育大綱」で設定した9の重点方針ごとに基本施策を整理
- ・ 他の重点方針に係る関連する基本施策を併載

### VII 施策の展開 (P 24～)

- ・ 教育大綱で設定した重点方針と重点方針に係る基本施策
- ・ 基本施策ごとの施策の方向性と主な取組

### VIII 計画の推進にあたって (P 57～)

- ・ 進行管理：地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく点検・評価を活用
- ・ 成果指標：小田原市のめざす子ども像の5つの側面の伸長等を把握するため、全国学力・学習状況調査等の設問から設定

## 3 今後の予定について

平成29年12月15日（金）～平成30年1月15日（月）意見公募

|       |      |                 |
|-------|------|-----------------|
| 平成30年 | 1月下旬 | 第5回有識者会議        |
|       | 2月中旬 | 総合教育会議          |
|       | 2月下旬 | 厚生文教常任委員会（報告）   |
|       | 3月下旬 | 教育委員会定例会（計画の議決） |
|       | 4月中旬 | 厚生文教常任委員会（報告）   |

**小田原市学校教育振興基本計画  
(素案)**

**小田原市教育委員会  
(平成29年11月改定素案)**





# 目 次

|                        |    |
|------------------------|----|
| I 計画の策定にあたって           | 1  |
| 1 計画策定の趣旨              | 1  |
| 2 計画の範囲                | 1  |
| 3 計画の対象期間              | 1  |
| 4 計画の位置付け              | 2  |
| II 策定の背景               | 3  |
| 1 社会状況の変化              | 3  |
| 2 教育をめぐる現状             | 8  |
| III 小田原市教育大綱とおだわらっ子の約束 | 15 |
| IV 基本目標                | 19 |
| V 小田原市の目指す子ども像         | 21 |
| VI 計画体系図               | 23 |
| VII 施策の展開              | 24 |
| おだわらっ子の約束の推進           | 24 |
| 重点方針1 学ぶ力              | 25 |
| 重点方針2 豊かな心             | 28 |
| 重点方針3 健やかな体            | 32 |
| 重点方針4 生活力              | 35 |
| 重点方針5 家庭教育             | 40 |
| 重点方針6 就学前教育            | 42 |
| 重点方針7 学校教育             | 44 |
| 重点方針8 コミュニティ・スクール      | 51 |
| 重点方針9 教育施設環境           | 54 |
| VIII 計画の推進にあたって        | 57 |
| 1 進行管理                 | 57 |
| 2 成果指標                 | 57 |

# I 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

平成 18 年 12 月の「教育基本法」の改正に伴い、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、国は、平成 20 年 7 月に「教育振興基本計画」を策定しました。それに伴い、地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参考にして地域の実情に応じた教育振興基本計画を策定することになりました。

本市では、平成 15 年 3 月に策定した「おだわらっこ教育プラン」（計画期間 10 年間）に基づき教育を推進してきましたが、急速に進む少子高齢化、グローバル化や高度情報化の進展、さらには生活様式の変化や地域のつながりの希薄化など、社会情勢の変化や教育に対する社会的要請の増大や多様化を踏まえ、平成 25 年 3 月に平成 25 年度からの 5 か年を計画期間とする「小田原市学校教育振興基本計画」を策定しました。この間、平成 28 年 3 月には、新たに設置した市長と教育委員による総合教育会議において本市の教育の根本となる方針として、平成 28 年度から 31 年度を対象期間とする「小田原市教育大綱」を策定しました。

国の教育振興基本計画は、平成 30 年度からの第 3 期計画の策定に向けて審議が進められていますが、その審議の方向性を参考にしながら、小田原市教育大綱を踏まえ、小田原市学校教育振興基本計画を策定します。

## 2 計画の範囲

教育委員会の所管する事務を中心に、学校教育に関わる計画とします。

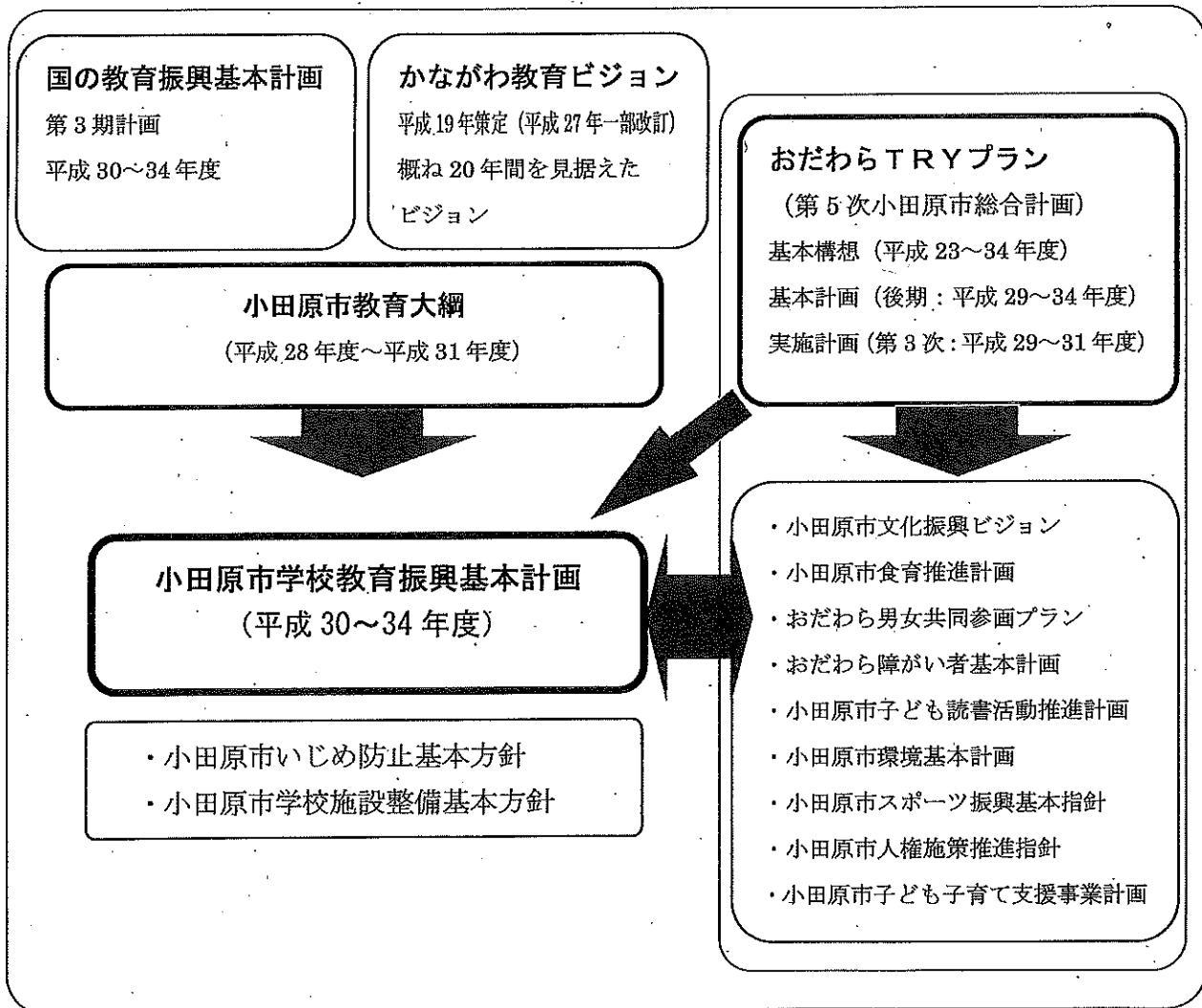
## 3 計画の対象期間

小田原市学校教育振興基本計画の計画期間は、平成 30 年度～平成 34 年度の 5 か年とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

## 4 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画」として策定します。
- この計画は、「おだわら TRY プラン」(第 5 次小田原市総合計画)の個別計画として位置付け、他の計画と連携を図りながら施策を推進します。
- この計画は、国の教育振興基本計画及び「かながわ教育ビジョン」を参考にしながら策定します。
- この計画は、小田原市教育大綱を踏まえた計画として策定します。



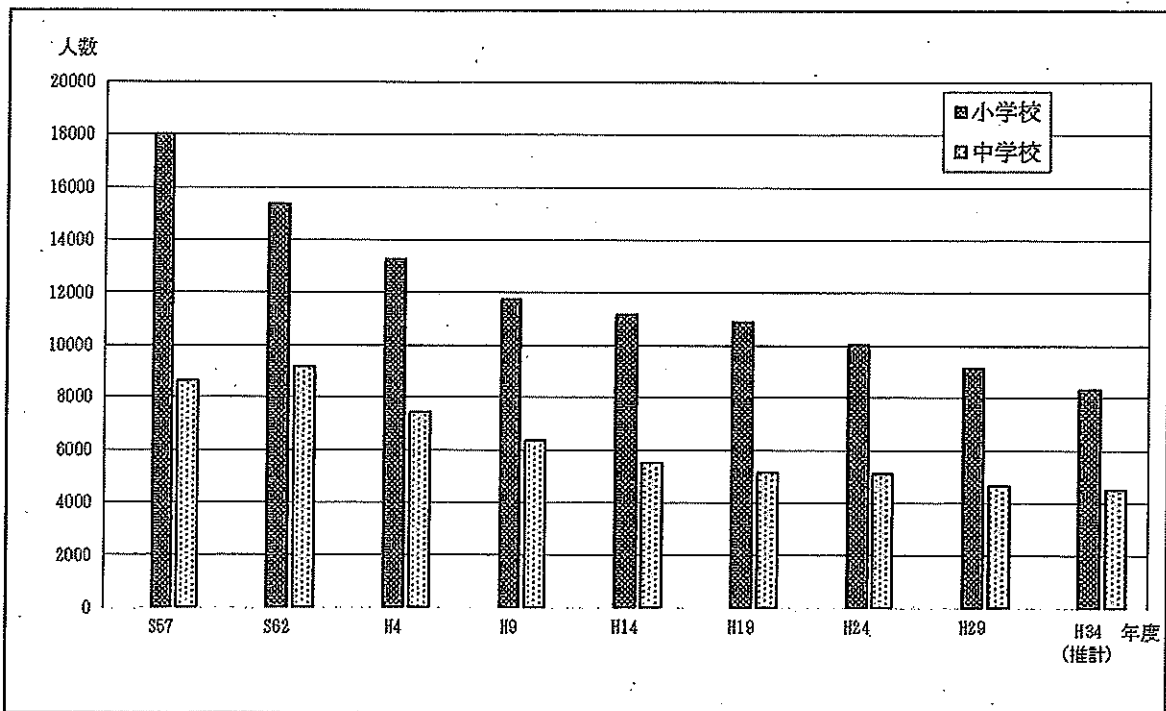
## Ⅱ 策定の背景

### 1 社会状況の変化

#### (1) 少子化の進行

本市の市立小中学校の児童生徒数は、昭和 57 年の 26,619 人をピークに減少を続け、平成 29 年度は 13,787 人と 35 年間で約 49%の減、この 10 年間の推移を見ても約 15%減少しており、少子化の傾向が顕著に表れています。また、学区別未就学児集計から推計する 5 年後の児童生徒数は 12,802 人で 7.1%減となる見込みで、今後も少子化が進行していくことが想定されます。

児童生徒数推移 (表 1)



(各年 5 月 1 日現在)

| 年度       | 小学校    |        |        |       | 中学校    |        |        |        | 合計     |  |  |  |
|----------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--|--|--|
|          | 児童数    | 5 年前比  |        | 生徒数   | 5 年前比  |        | 児童・生徒数 | 5 年前比  |        |  |  |  |
|          | 人      | 増減数    | 増減率    | 人     | 増減数    | 増減率    | 人      | 増減数    | 増減率    |  |  |  |
| S57      | 18,009 |        |        | 8,610 |        |        | 26,619 |        |        |  |  |  |
| S62      | 15,363 | -2,646 | -14.7% | 9,170 | 560    | 6.5%   | 24,533 | -2,086 | -7.8%  |  |  |  |
| H4       | 13,268 | -2,095 | -13.6% | 7,407 | -1,763 | -19.2% | 20,675 | -3,858 | -15.7% |  |  |  |
| H9       | 11,745 | -1,523 | -11.5% | 6,362 | -1,045 | -14.1% | 18,107 | -2,568 | -12.4% |  |  |  |
| H14      | 11,165 | -580   | -4.9%  | 5,509 | -853   | -13.4% | 16,674 | -1,433 | -7.9%  |  |  |  |
| H19      | 10,911 | -254   | -2.3%  | 5,151 | -358   | -6.6%  | 16,062 | -612   | -3.7%  |  |  |  |
| H24      | 10,048 | -863   | -7.9%  | 5,105 | -46    | -0.9%  | 15,153 | -909   | -5.7%  |  |  |  |
| H29      | 9,131  | -917   | -9.1%  | 4,656 | -449   | -8.8%  | 13,787 | -1,366 | -9.0%  |  |  |  |
| H34 (推計) | 8,297  | -834   | -9.1%  | 4,505 | -151   | -3.2%  | 12,802 | -985   | -7.1%  |  |  |  |

◆出典：学校基本調査

◆平成 34 年度 (推計) は平成 29 年 11 月 14 日付「学区別未就学児集計」からの推計値を仮置き

◆小学校児童数のピークは昭和 56 年度の 18,097 人、中学校生徒数のピークは昭和 61 年度の 9,207 人

## (2) 家庭・地域の教育力の低下

本市の1世帯あたりの人数は減少が続いており、平成27年度では2.46人となっています。総人口が減少する一方で世帯数は増加しており、核家族世帯が増加しています。また、0歳から14歳の年少人口も減少傾向にあり、18歳未満の世帯員がいる三世帯世帯も減少し続けています。

核家族化や少子化の進行により、子どもたちにとって祖父母の経験からの学びや兄弟姉妹で切磋琢磨する機会は著しく減少しています。また、親の子育ても手探り状態で行わざるを得ない状況も生じています。家庭はすべての教育の出発点として、日々の生活を通して子どもが基本的な生活習慣や規範意識を身に付ける場であることから、家庭での子育てや教育の在り方について見つめ直す必要があります。

また、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域との関わりを持たない暮らし方が増えています。人と人とのつながりの希薄化が懸念される中で、地域行事への積極的な参加や、一緒に遊び、勉強を教えてもらうなどの身近な遊びの場、子どもの居場所等が求められています。

小田原市の人口推移(表2)

(各年10月1日現在)

| 年度                | H2                  | H7                  | H12                 | H17                 | H22                 | H27                 |
|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 総人口               | 193,417人            | 200,103人            | 200,173人            | 198,741人            | 198,327人            | 194,086人            |
| 年少人口(0~14歳)       | 34,031人             | 31,138人             | 28,985人             | 27,116人             | 25,447人             | 23,061人             |
| 生産年齢人口(15~64歳)    | 136,927人            | 141,420人            | 137,655人            | 132,060人            | 126,244人            | 116,994人            |
| 老年人口(65歳~)        | 22,459人             | 27,545人             | 33,533人             | 39,565人             | 46,636人             | 54,031人             |
| 世帯数<br>(1世帯当たり人口) | 61,360世帯<br>(3.15人) | 67,916世帯<br>(2.95人) | 71,532世帯<br>(2.80人) | 74,291世帯<br>(2.68人) | 77,793世帯<br>(2.55人) | 79,007世帯<br>(2.46人) |
| 核家族世帯             | 37,753世帯            | 41,231世帯            | 43,512世帯            | 44,571世帯            | 45,721世帯            | 46,460世帯            |
| 18歳未満世帯員がいる核家族世帯  | 17,257世帯            | 15,907世帯            | 15,382世帯            | 14,820世帯            | 14,390世帯            | 13,959世帯            |
| 18歳未満世帯員がいる三世帯世帯  | 5,792世帯             | 4,932世帯             | 3,961世帯             | 3,202世帯             | 2,513世帯             | 1,824世帯             |

◆出典：国勢調査

◆年齢不詳人口は、年齢別の割合に応じて按分

地域での活動、交流の状況(表3)

(平成29年4月実施)

| 設問                                                                                   | 小学6年生 |       |       | 中学3年生 |       |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                                                                      | 小田原市  | 神奈川県  | 全国    | 小田原市  | 神奈川県  | 全国    |
| 「今住んでいる地域の行事に参加している。」の設問に対する「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」の合計の割合                            | 51.2% | 55.2% | 62.6% | 34.0% | 35.1% | 42.1% |
| 「地域の大人(学校や塾・習い事の先生を除く)に勉強やスポーツを教えてもらったか、一緒に遊んだりすることがありますか」の設問に対する「よくある」、「時々ある」の合計の割合 | 38.7% | 39.3% | 41.1% | 24.8% | 23.3% | 23.6% |
| 「地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか」の設問に対する「参加したことがある」の割合                                  | 27.6% | 30.4% | 35.4% | 56.8% | 46.5% | 49.7% |

◆出典：平成29年度全国学力・学習状況調査「児童生徒質問紙調査」

### (3) 進むグローバル化

本市の在住外国人は増加しており、平成29年3月時点では55か国・2,023人となっています。

社会や経済のグローバル化に伴い、国際的な視野を持ち、世界に通用する人材を育成し、多様な文化との相互交流、相互理解を深め、共生していくことが求められています。

外国籍の市民に対しては、子どもたちへの日本語指導等、幅広い就学支援が必要となっています。

国別在籍児童生徒数（表4）

（平成29年4月1日現在）

| 小学校   |    |         |     | 中学校   |    |       |     |
|-------|----|---------|-----|-------|----|-------|-----|
| 国籍    | 人数 | 国籍      | 人数  | 国籍    | 人数 | 国籍    | 人数  |
| フィリピン | 8人 | ボリビア    | 1人  | フィリピン | 7人 | スリランカ | 2人  |
| 中国    | 8人 | マレーシア   | 1人  | 中国    | 7人 | アメリカ  | 1人  |
| 韓国    | 7人 | ウズベキスタン | 1人  | ペルー   | 4人 | ベトナム  | 1人  |
| ペルー   | 7人 | ベトナム    | 1人  | ブラジル  | 3人 | タイ    | 1人  |
| ブラジル  | 2人 | 合計      | 36人 | ボリビア  | 3人 | 合計    | 29人 |

◆教育指導課調べ

### (4) 高度情報化

コンピュータをはじめとしたICT（情報通信技術）の普及と発達が飛躍的に進み、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになりました。情報収集やコミュニケーションの面で、社会全体の利便性が向上する一方で、これらを利用した犯罪などの問題も発生しています。

また、子どもたちが容易に情報を入手し、発信することが可能となり、携帯電話やインターネットを通じたコミュニケーションがさらに進む一方で、有害サイトや「インターネットを通じたいじめ」等への対応も課題となっています。

子どもたちには、得られた情報のみにとらわれることなく、情報の真偽を見極めて主体的に考え、正しく判断するためのリテラシー教育や、携帯電話等の利用マナーを身に付けるための家庭でのルールづくりや学校における情報モラル教育の充実が望まれています。

携帯電話やスマートフォンの使用状況（表5）

（平成29年4月実施）

| 設問                                                                                                     | 小学6年生 |       |       | 中学3年生 |       |       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                                                                                        | 小田原市  | 神奈川県  | 全国    | 小田原市  | 神奈川県  | 全国    |
| 「普段（月～金）、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますか（携帯電話やスマートフォンを使ってゲームをする時間は除く）」の設問に対する「3時間以上」の割合 | 8.7%  | 7.8%  | 7.0%  | 26.2% | 23.9% | 18.1% |
| 「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか」の設問に対する「きちんと守っている」、「大体守っている」の合計の割合                            | 50.1% | 54.8% | 48.7% | 55.2% | 57.8% | 50.6% |

◆出典：平成29年度全国学力・学習状況調査「児童生徒質問紙調査」

## (5) 環境問題の深刻化

地球温暖化をはじめ、これまでにない異常気象の多発、福島第一原発の事故を契機に問われるエネルギー問題など、現代を取り巻く様々な環境問題は、さらにその深刻さを増しています。

本市においては、地球温暖化対策として、低公害車や太陽光などの新エネルギーの普及開発や、資源のリサイクル促進のための、ごみの分別の細分化や指定ごみ袋制度の導入等に取り組んできました。平成 22 年度からは、可燃ごみの削減のために、生ごみ堆肥化の取組を進めており、学校での取組も行っています。さらに、生活環境の保全の取組の一つとして、市の魚に指定されている固有種の酒匂川水系メダカの保護活動を、市民や児童生徒の参加により進めています。平成 25 年度からは「太陽光発電屋根貸し事業」が開始され、富水小学校、下曾我小学校、町田小学校、片浦小学校で太陽光発電システムが稼働しています。また、平成 29 年度からは「エネルギーの地域自給の促進に係るモデル事業」も開始され、足柄小学校、芦子小学校、久野小学校、千代小学校、曾我小学校、東富水小学校、下中小学校で太陽光発電システムが稼働しています。

地域の環境保全と再生には、市民・事業者・市など様々な主体の取組が必要です。そのためには、家庭や地域、学校、事業所などにおいて、現場で実践的に体験できる環境教育、環境学習を推進し、環境に対する関心や理解を深め、行動に結び付けていく必要があります。

## (6) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定

障害者差別解消法は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月に施行されました。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる「共生社会」の実現を目指しています。

学校や教育現場でも、障がいのある子どもとない子どもが互いに理解しあい、障がいのある子どもが差別されることがないようにしなければなりません。また、障がいのある子どもが生活しづらい場面があれば、解消するために必要かつ合理的な配慮をしなければなりません。

## (7) 子どもの貧困への対応

平成 27 年版子ども・若者白書によると、子どもの相対的貧困率は平成 6 年頃からおおむね上昇傾向にあり、平成 24 年には 16.3%となっています。子どもがいる現役世帯の相対的貧困率は 15.1%であり、そのうち、大人が 1 人の世帯の相対的貧困率が 54.6%と、大人が 2 人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

このような子どもの貧困を背景に、「子供の貧困対策の推進に関する法律」が、議員立法により平成 25 年 6 月に可決・成立し、平成 26 年 1 月に施行されました。この法律の施行を受け、平成 26 年 4 月に「子供の貧困対策会議」が設置され、「子供の貧困対策に関する大綱」が 8 月に閣議決定されました。

経済的困窮は、子どもから教育を受ける権利を奪うことにつながります。また、保護者の長時間の就労等により放課後の居場所がない、適切な食事が摂れない、保健衛生や生活習慣の知識が身に付かない等の問題が生じています。

経済的に困窮する家庭に育った子どもは、十分な教育を受けられず、大人になっても所得の少ない職業に就かざる得なくなり、再び貧困家庭になるという、貧困の連鎖が生まれます。こういった、連鎖を断ち切るため、国の大綱や「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」にのっとり、国・県・市、企業・団体、市民が協力して取り組んでいく必要があります。

## (8) オリンピック・パラリンピックの開催

2020 年(平成 32 年)に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。世界各地から、アスリートや観戦に訪れる観光客が日本にやってきます。また、本市でも、事前キャンプが行われる予定になっています。

オリンピック・パラリンピックの開催は、子どもたちにとっても国際交流のまたとない機会となるとともに、世界トップレベルのアスリートを間近に感じ、障がい者スポーツに触れ合うなどの機会ともなります。

オリンピック・パラリンピックの開催という稀有な機会を捉えて、スポーツの振興や国際交流等に取り組む必要があります。

## (9) 学習指導要領の改訂

新しい学習指導要領が小学校で平成 32 年度から、中学校で平成 33 年度から全面实施されます。

これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし連携する「社会に開かれた教育課程」を重視し、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが求められています。

学習指導要領の改訂にあたっては、「言語能力の確実な育成」「理数教育の充実」「伝統や文化に関する教育の充実」「道徳教育の充実」「外国語教育の充実」が主な改善事項になっています。



## 2 教育をめぐる現状

### (1) 学力の状況

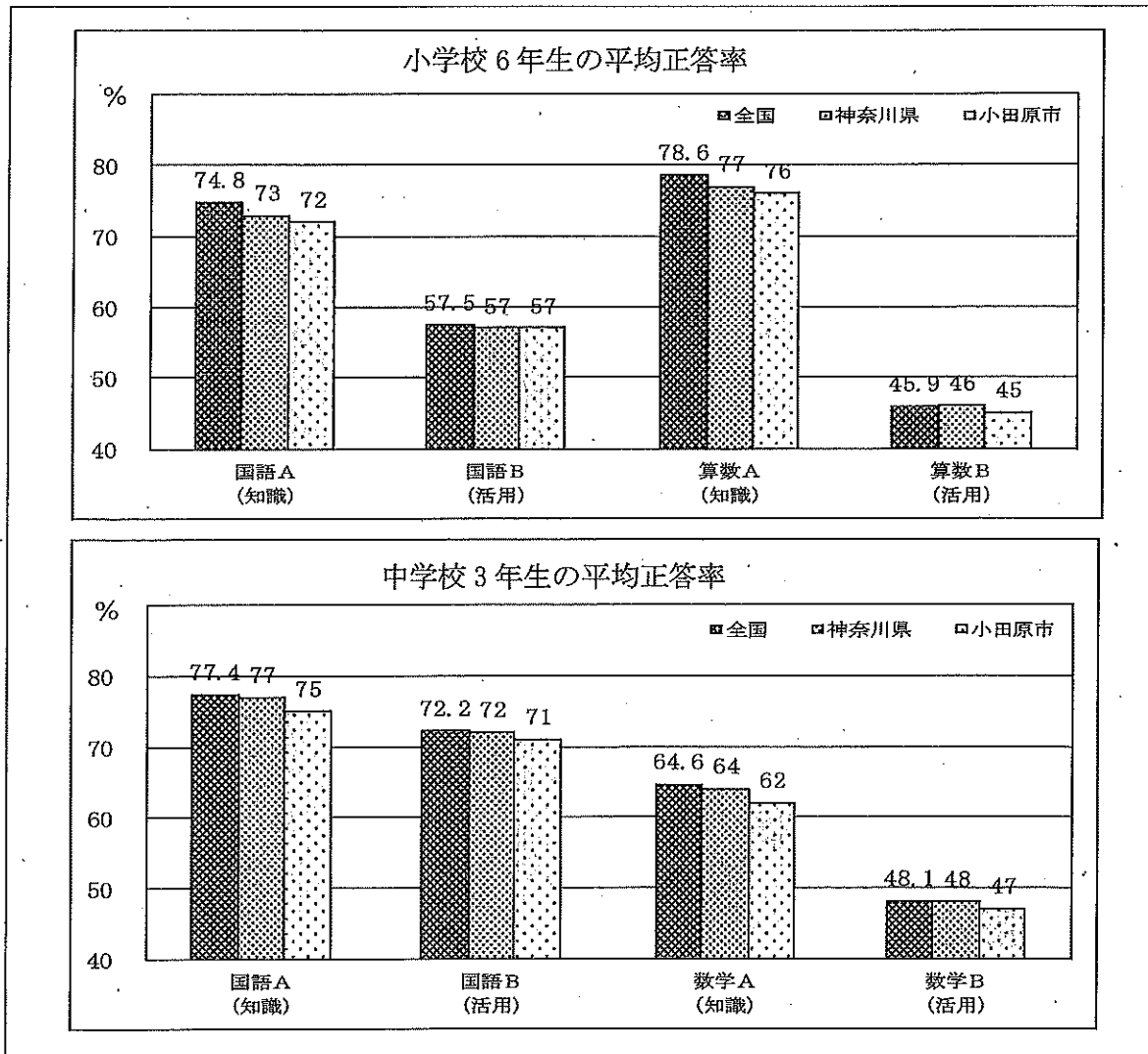
わが国の児童生徒の学力は、国際的な学力調査の結果で見ると、成績は上位に位置していますが、「学習が日常生活に役立つ」や「自分の将来に役立つ」と感じている割合が国際平均を下回っており、意欲の面で課題が指摘されています。

平成29年度全国学力・学習状況調査は、小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語と算数・数学で実施され、本市は小中学校共にすべての教科で全国平均との差が縮まり、ほぼ全国平均並みの数値であると言えます。

特徴としては、主として「知識」に関するA問題よりも、主として「活用」に関するB問題の方が全国平均に近く、各校の授業改善に関する研究の成果と考えられます。一方で計算や漢字などの基礎的基本的な学力の定着をより一層図っていくことが求められます。

全国学力学習状況調査(表6)

(平成29年4月実施)



- ◆ A問題→身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など
- ◆ B問題→知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など

## (2) 体力・運動能力の状況

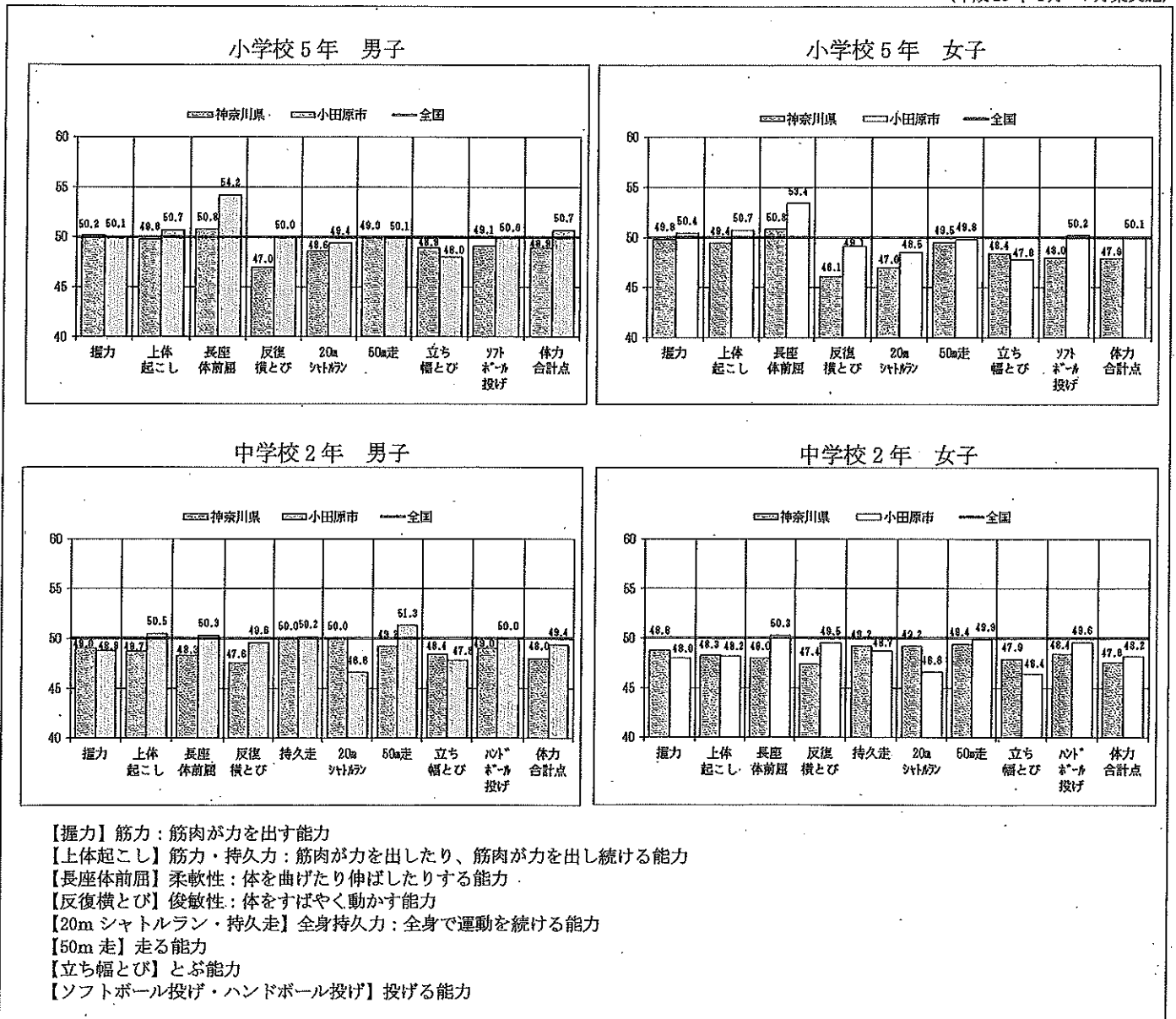
文部科学省では、児童生徒の体力・運動能力の状況を明らかにし、体育・スポーツ活動の指導等に活用するため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施しています。対象は小学校5年生及び中学校2年生ですが、本市では毎年、全校で調査対象学年に限らず積極的に実施しています。

平成28年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によると、体力合計点★の平均値が、小学校においては、男女とも全国平均を上回り、中学校においては、全国平均には至らないものの、男女とも県平均を上回る結果となっています。

★体力合計点とは：握力や反復横とび、50m走などの8種目の体力テストの成績を、1から10点に得点化し合計したもの

全国平均を50として比べた体力・運動能力偏差値（表7）

（平成28年4月～7月集実施）



◆出典：平成28年度全国体力・運動能力運動習慣等調査

### (3) 教育相談の状況

小中学校においては、不登校、いじめ、発達の課題、コミュニケーション能力の低下、基本的な生活習慣や規範意識の育成、家庭環境の問題についてなど、多様化・複雑化する悩みを抱える児童生徒、保護者、教職員等への相談体制の充実が求められています。

学校生活全般に関する教育相談では、「不登校」「不登校傾向」に関する相談が多くを占めています。特に、「不登校傾向」に関する相談が増加しており、児童生徒の変化に対して保護者がより関心を持つようになったためだと捉えられます。学校に行きしぶることがある、欠席が少しずつ増えてきたといった段階での相談が増えているのは、教職員だけではなく、保護者の意識も向上し、早期発見・早期対応に努めている表れだと考えられます。

学校生活における支援に関することを中心とした相談は、主に特別支援教育相談室「あおぞら」で対応しています。相談件数が年々増加しているのは、全般的な教育相談同様、子どもの発達課題について、学校や保護者の意識が向上していることが要因と考えられます。

教育相談の内容と延べ回数 (表 8)

| 年度  | 不登校   | 不登校傾向 | いじめ | 特別支援 | 学習 | しつけ・育て方 | その他 | 合計    |
|-----|-------|-------|-----|------|----|---------|-----|-------|
| H24 | 3,115 | 114   | 100 | 2    | 30 | 6       | 209 | 3,576 |
| H25 | 3,238 | 133   | 234 | 323  | 7  | 10      | 336 | 4,281 |
| H26 | 2,483 | 149   | 383 | 131  | 24 | 1       | 384 | 3,555 |
| H27 | 1,853 | 351   | 58  | 112  | 3  | 97      | 319 | 2,793 |
| H28 | 1,975 | 670   | 42  | 14   | 9  | 56      | 194 | 2,960 |

◆教育指導課調べ  
◆同一案件について、重複相談を含む

「あおぞら」相談件数 (表 9)

| 年度  | 相談件数  |
|-----|-------|
| H24 | 788   |
| H25 | 831   |
| H26 | 832   |
| H27 | 916   |
| H28 | 1,058 |

◆教育指導課調べ

就学前の子どもの発達に関わる相談についても増加が続いています。特に、平成 28 年度までの 10 年間で約 3 倍 (58→168 人) になっており、これは全入学児童数の 12%にあたります。特別支援教育相談室「あおぞら」への相談件数の増加同様、子どもの発達課題について、保育所・幼稚園や保護者の意識が向上していることも要因として考えられます。

保護者や児童生徒本人、教職員から寄せられる、しつけや子育て、いじめや人間関係での課題、学習のつまずき、発達相談や心理検査、学級や家庭での支援の工夫といった教育相談全般において、教育相談員と心理相談員が対応しています。

また、多様化・複雑化する問題に対して迅速かつ適切な対応を行うために、関係部局や県の相談機関等と連携を行いながら、教育相談を進めています。

就学相談数の推移 (人数) (表 10)

| 年度  | 新就学児 | 学齢児 |
|-----|------|-----|
| H18 | 58   | 27  |
| H19 | 66   | 36  |
| H20 | 54   | 40  |
| H21 | 57   | 54  |
| H22 | 60   | 47  |
| H23 | 64   | 58  |
| H24 | 77   | 63  |
| H25 | 113  | 65  |
| H26 | 132  | 51  |
| H27 | 148  | 51  |
| H28 | 168  | 63  |

◆教育指導課調べ

#### (4) いじめの状況

いじめ問題は、今日の著しい社会状況の変化の中で、多様化・複雑化しています。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、国は平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」を施行し、学校では、「いじめ防止基本方針」を策定しました。本市では、平成26年12月、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、本市の児童生徒をめぐる様々な状況を踏まえた「小田原市いじめ防止基本方針」を策定しました。

また、これを基に、本市におけるいじめの防止等に関し、学校、地域の関係諸機関が連携した取組を円滑に進めるため、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を、また、いじめの防止、早期発見及び対処のために講ずる対策の実効性の向上、重大事態が発生した場合の調査を行うため、「小田原市いじめ防止対策調査会」を設置しました。

本市では、小中学校において、定期的に行うアンケートや日々の生活ノート、面談等により、児童生徒のいじめの認知や実態把握、指導に努めています。平成27年度はいじめの認知件数は、小学校が46件、中学校が41件となっており、いずれも認知後の早期発見及び対処のため、重大事態には至っていない状況です。

いじめの態様としては、「冷やかしたりからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる」、「仲間はずれ・集団による無視」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が全体の約7割です。

また、全国的にもインターネットを通じたいじめが問題になっていますが、本市も同様と言えます。

小田原市はいじめの認知件数 (表11)

| 年度  | 小学校 | 中学校 | 合計 |
|-----|-----|-----|----|
| H23 | 21  | 42  | 63 |
| H24 | 27  | 60  | 87 |
| H25 | 32  | 57  | 89 |
| H26 | 40  | 39  | 79 |
| H27 | 46  | 41  | 87 |

◆教育指導課調べ

小田原市はいじめの態様 (表12)

(平成27年度)

| 区分                               | 小学校 | 中学校 | 合計  |
|----------------------------------|-----|-----|-----|
|                                  | 件数  | 件数  |     |
| 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる     | 31  | 22  | 53  |
| 仲間はずれ、集団による無視をされる                | 10  | 4   | 14  |
| 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする   | 5   | 11  | 16  |
| ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする         | 0   | 3   | 3   |
| 金品をたかられる                         | 0   | 1   | 1   |
| 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする    | 1   | 3   | 4   |
| 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする | 5   | 3   | 8   |
| パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる         | 2   | 5   | 7   |
| その他                              | 2   | 1   | 3   |
| 合計                               | 56  | 53  | 109 |

◆教育指導課調べ

◆様々な区分が複合して、1件のいじめとなる場合があるので、いじめの認知件数とは合致しない

### (5) 不登校の状況

文部科学省では、「不登校児童生徒」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義しています。

本市の不登校児童生徒の出現率は、国・県の平均値をほぼ毎年上回っており、平成24年度以降は小学校が増加傾向、中学校が横ばい傾向にあると言えます。

不登校児童生徒の中には、「保健室であれば友達と関わることができる」「校内支援室や教育相談指導学級であれば通うことができる」「不登校生徒訪問相談員の支援を受けている」など、様々な状況の児童生徒がいます。

不登校の理由としては、「登校の意思はあるが漠然とした不安を覚え登校しない」「無気力でなんとなく登校しない」というものが増加しています。

また、その背景として、学校における人間関係の課題や家庭環境等、様々な要因が複雑に絡み合うケースが増加しており、支援の難しさにつながっています。

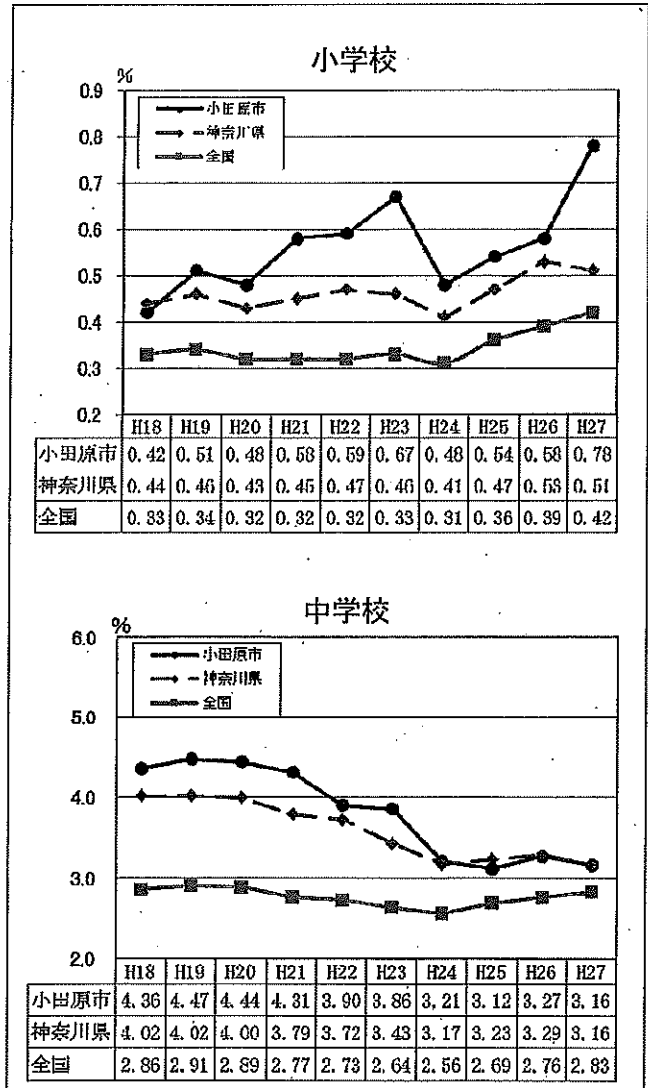
本市では、欠席した児童生徒に対して、不登校の心配があるのではないかと、学校に不適應を起こしているのではないかとといった視点を重視し、早い段階から登校支援の働きかけを行うよう心がけています。

教育相談指導学級通級者数(人数)(表14)

| 年度  | 小学校 | 中学校 | 合計 |
|-----|-----|-----|----|
| H23 | 2   | 12  | 14 |
| H24 | 2   | 13  | 15 |
| H25 | 3   | 24  | 27 |
| H26 | 4   | 21  | 25 |
| H27 | 4   | 17  | 21 |

◆教育指導課調べ

不登校児童生徒の出現率(表13)



◆出典：全国…「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」  
 神奈川県…「平成27年度神奈川県児童生徒の問題行動等調査」

不登校児童生徒数(人数)(表15)

| 年度  | 小学校 |       | 中学校 |       |
|-----|-----|-------|-----|-------|
|     | 児童数 | 出現率   | 生徒数 | 出現率   |
| H23 | 70  | 0.67% | 196 | 3.86% |
| H24 | 47  | 0.48% | 164 | 3.21% |
| H25 | 53  | 0.54% | 156 | 3.12% |
| H26 | 56  | 0.58% | 163 | 3.27% |
| H27 | 73  | 0.78% | 154 | 3.16% |

◆教育指導課調べ

## (6) 支援教育の状況

本市では、障害のあるなしに関わらず、子ども一人ひとりに対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うことにより、すべての子どもたちが自らの幸せを実感できるようにするという考えの下、支援教育に取り組んできました。

平成 28 年度からは、支援教育の充実とともに、インクルーシブ教育の理解を深めるための学校訪問を行っています。

特別支援学級在籍児童生徒数については、平成 29 年度までの 10 年間で約 2 倍 (185→359 人)、直近 5 年間で約 100 人増となっており、特別支援学級の障がい種別も多様化しています。

通常の学級に在籍しながらその子どもに合った個別の指導を行うことを目的とする通級指導教室については、言語障がい児通級指導教室「ことばの教室」を 2 校、情緒障がい児通級指導教室「コミュニケーションの教室 フレンド」を 3 校に設置しています。

特別支援学級や通級指導教室へのニーズの高まりは、乳幼児から発達相談に関わり支援を受けてきた子どもの保護者や、保育所及び幼稚園の意識が高まったことによって、早い段階で適切かつ専門的な支援を受けたいと願う保護者が増えてきたことが要因と考えられます。

本市では、多様化・複雑化したそれぞれの子どものニーズに対応できるよう、医師、作業療法士、理学療法士、巡回相談員、個別指導員等を派遣する支援教育相談支援チームにより、教員に心理・発達面を含めた専門的な助言をするなど、校内体制の整備に努めています。

また、医療的ケアの必要な児童生徒のために看護師の配置をしていますが、看護師の確保が非常に困難な状況が続いています。

通常の学級においては、個別の教育的ニーズのある児童生徒に十分対応できていないため、人的配置が必要です。

今後は、教職員等の指導力の向上とともに、校内支援体制の充実を図り、学校と関係諸機関との連携を密にし、これまで以上に幅広い視野にたった専門性や、より迅速で適切な指導・支援が可能な体制を確立していくことが求められています。

通級指導教室児童数の推移 (表 16)

| 年・月    | ことばの教室 |     | フレンド |    |    |
|--------|--------|-----|------|----|----|
|        | 新玉     | 下府中 | 酒匂   | 足柄 | 千代 |
| H27・4月 | 35     | 32  | 20   | 35 | 23 |
| H28・4月 | 34     | 36  | 20   | 33 | 32 |
| H29・4月 | 35     | 30  | 20   | 26 | 33 |

◆教育指導課調べ

特別支援学級児童生徒数の推移 (表 17) (各年 5 月 1 現在)

| 年度  | 児童生徒数 |     |     | 学級数 |     |    |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----|----|
|     | 小学校   | 中学校 | 合計  | 小学校 | 中学校 | 合計 |
| H19 | 127   | 58  | 185 | 47  | 20  | 67 |
| H20 | 144   | 63  | 207 | 50  | 22  | 72 |
| H21 | 154   | 67  | 221 | 51  | 23  | 74 |
| H22 | 160   | 75  | 235 | 51  | 23  | 74 |
| H23 | 145   | 80  | 225 | 48  | 22  | 70 |
| H24 | 149   | 84  | 233 | 49  | 24  | 73 |
| H25 | 165   | 89  | 254 | 51  | 26  | 77 |
| H26 | 177   | 95  | 272 | 51  | 24  | 75 |
| H27 | 203   | 91  | 294 | 53  | 26  | 79 |
| H28 | 233   | 90  | 323 | 64  | 24  | 88 |
| H29 | 263   | 96  | 359 | 70  | 26  | 96 |

◆教育指導課調べ

## (7) 学校施設の状況

本市では、児童生徒の数が急増した昭和40年代から50年代にかけて、小中学校の新設や校舎の増築、老朽化した木造校舎の鉄筋化が進められました。当時の整備から30～50年を経た今、施設本体をはじめ付帯設備の老朽化が進行しており、厳しい財政状況の中で、今後の施設の長寿命化改修や建替えが、大きな課題となっています。

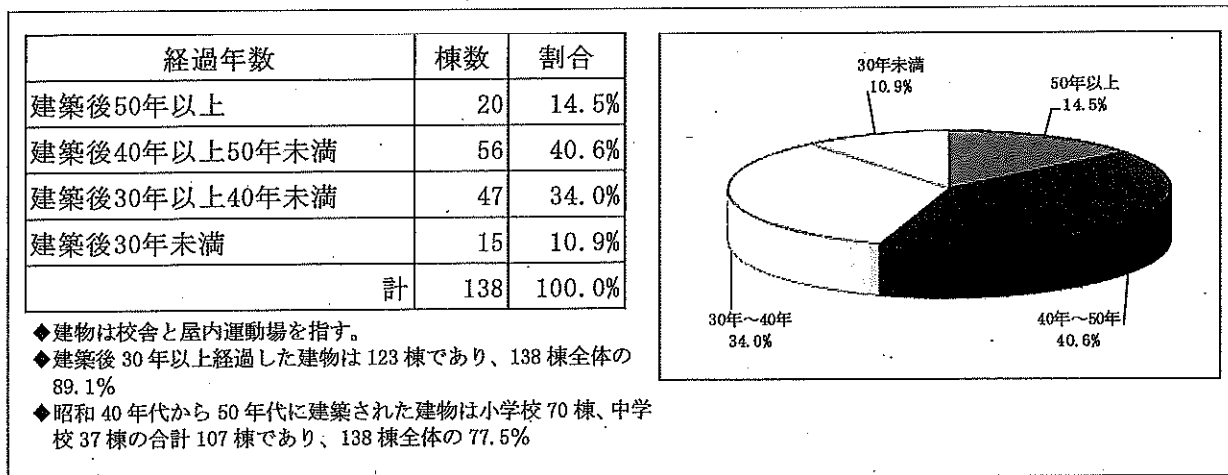
校舎や屋内運動場の主要構造部の耐震化については、神奈川県西部地震などが懸念されることから、本市では、平成21年度までにすべて完了しています。しかし、主要構造部以外の外壁、防水改修やトイレの洋式化改修、空調設備設置等については、順次改修を行っていますが手の届いていないところもあります。学校は児童生徒の学習の場であるとともに、毎日の生活の場でもあるため、安全・安心で快適に過ごせる環境を確保することが課題となっています。

また、学校は、地域コミュニティの核として、開かれた学校づくり推進の環境整備が求められるとともに、地域防災の拠点として、地震等災害時には広域避難所になるため、災害時への対応について一層の強化が求められています。

なお、本市では、公共施設全体の適正配置に取り組むため、平成29年度から2年間かけて、「公共施設再編基本計画」の策定作業を行っていることから、学校施設の中長期に渡る整備計画については、公共施設再編基本計画と整合を図ることが求められます。

小中学校建物の築年数 (表 18)

(平成28年12月時点)



◆学校安全課調べ

小中学校のトイレの洋式化の状況 (表 19)

(平成29年8月末)

|            | 適正便器数 | 洋式便器数 | 洋式化率  |
|------------|-------|-------|-------|
| 小学校 (全25校) | 931   | 573   | 61.5% |
| 中学校 (全11校) | 478   | 376   | 78.7% |
| 合計         | 1,409 | 949   | 67.4% |

- ◆ 学校安全課調べ
- ◆ 対象は校舎内のみ
- ◆ 適正便器数とは、児童生徒数に応じた適正な便器の数のこと
- ◆ 車椅子対応型トイレは、従前、日常使用する児童生徒の身体的理由により必要な場合や、大規模なトイレ改修の際に整備

### Ⅲ 小田原市教育大綱とおだわらっ子の約束

#### 小田原市教育大綱・おだわらっ子の約束と本計画の関係

本計画は、「教育大綱」と「おだわらっ子の約束」を理念として策定しています。これらの理念に基づき実行していく施策の最終目標として「小田原市の目指す子ども像」を描いています。

#### 小田原市教育大綱

本市では、平成28年3月に「小田原市教育大綱」を策定しました。

本市の教育のあり方を「みんなで育てよう教育の木」と表現し、本市の教育の目標や施策の根本的な方針として、3つの基本目標と9の重点方針を定めました。

学校教育振興基本計画においては、教育大綱で掲げた基本目標を実現していくため、重点方針に沿って施策を展開していきます。



※P17、P18 掲載の「教育の木」は小田原市教育大綱の概念をイメージ化したものです。また、P19、P20 は小田原市教育大綱に掲げた3つの基本目標の内容です。



## おだわらっ子の約束

本市では、平成 16 年 4 月に、小田原市と小田原市教育委員会の教育や青少年健全育成に対する基本的な取組姿勢として、「小田原市教育都市宣言」を掲げています。

その理念を具体化し、その実現を図るものとして、子どもたちに守ってもらいたいルールや身に付けて欲しいことなどを公募し、平成 19 年 1 月に、「おだわらっ子の約束」として 10 の約束にまとめました。

学校教育振興基本計画においては、子どもたちの健やかな育ちを実現していくため、おだわらっ子の約束の普及と実践を進めていきます。

### おだわらっ子の約束

- 一 早寝 早起きして 朝ご飯を食べます
- 二 明るく笑顔であいさつします
- 三 「ありがとう」「めんなさい」を言います
- 四 人の話をきちんと聞きます
- 五 もったいないことをしません
- 六 どんな命でも大切にします
- 七 決まり、約束を守ります
- 八 人に迷惑をかけません
- 九 優しい心でみんなと仲良くします
- 十 「悪いことは悪い」と言える  
悪気を持ちません

おだわらっ子は、「この約束を守って、幸せになります。」  
おだわらっ子は、「この約束を、自ら守り、  
校内外でいろいろな場面で実践します。」

## 基本目標

### 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します。

### 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくり出します。

### 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確立します。

#### 【重点方針】学校教育

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を拓くたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します。

#### 【重点方針】学ぶ力

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます。

#### 【重点方針】豊かな心

文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます。

#### 【重点方針】生活力

子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとびとの様々な交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

#### 地域とともにある学校

#### 学校を支える様々なコミュニティ 地域拠点としての学校

#### 【重点方針】コミュニティ・スクール

家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます。

#### 【重点方針】就学前教育

子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の習得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます。

# なで育てよう 教育の木

## 新しい風

新たな視点からの  
まちづくり活動

豊かで輝かしい未来へ

### 【重点方針】 健やかな体

様々なスポーツ活動や食育を通して、  
社会を生き抜く体づくりを行うとともに、  
スポーツマンシップやフェアプレイの  
精神を学び、相手を尊重する心を養います。

徳

豊かな心

生き抜く力

個性 百百

体

健やかな体

### 【重点方針】 教育施設環境

誰もが安心して学べる豊かな教育  
施設環境の整備を進めます。

安心安全な教育環境の整備

コミュニティスクール  
(学校運営協議会)

小田原の豊かな自然・歴史・文化

家庭

学校関連コミュニティ  
・PTA  
・スクールボランティア  
・放課後子供教室等

地域

文化スポーツコミュニティ  
・芸術文化団体等  
・スポーツ団体、クラブ活動等

行政

### 【重点方針】 家庭教育

家庭教育は、教育の土台となる生活力を  
養います。地域と連携しながら家庭教育  
への支援を行います。

地縁コミュニティ

・単位自治会/連合自治会  
・おとなりさん等

福祉コミュニティ

・スクールソーシャルワーカー、民生委員児童委員  
・放課後児童クラブ  
・生活困難世帯学習支援等

社会

## IV 基本目標

本計画は、小田原市教育大綱で掲げた基本目標を基本目標としました。

### 1 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり

それぞれが持って生まれた命を尊重し、その資質を伸ばし、輝かしく花開き、実を付けるためのひとづくりを目指します。

- 教育施策の目標は、ひとそれぞれの命を尊重した上で、持って生まれた資質を伸ばすことにあります。教育を通じ、市民一人ひとりが喜びを持って生き、それぞれが輝けるための指導や支援を行います。
- 家庭教育は育ちの基本です。しっかりとした社会生活が送れるよう、規範意識を育てるとともに、生活習慣・礼儀作法をはじめとする生活力を身に付ける家庭教育を大切にします。
- 義務教育だけでなく、生涯学習を通じて、変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」と、次の社会を支え、新しい社会を創り出す力を持ったひとを育てます。
- それぞれの成長発展の段階に合わせ、家庭・地域・学校・行政がそれぞれ何をすべきか、何が実現できるのか、時宜を得た対応ができるよう、今後も継続的に検討し、教育施策として反映させていきます。

### 2 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり

教育は未来を拓きます。豊かで輝かしい未来をつくるため、多くの市民が社会の構成員として責任を持って教育に関わることができる環境をつくりま

- 教育を取り巻く諸課題は、現代社会を映す鏡であり、学校教育だけで解決できるものではありません。教育に関わるひとたちだけでなく、様々なひとが、子どもの育ち、学びの場のあり方、求める人間像、教育を支える社会のあり方などについて、多様な視点から総ぐるみ議論し、小田原の教育について考え、実現させていきます。
- すべての児童生徒が楽しく生き生きと学べる学習環境の実現に向け、市民が総ぐるみで取り組んでいける地域の姿を確立していきます。

### 3 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

ひとや地域が持つ多様性を認め、伸ばし、活かしていくことが大切です。豊かな歴史・文化・自然に恵まれた小田原の資源を教育に活かし、小田原の地ならではの教育スタイルを確認します。

- ひとそれぞれがもつ個性や多様性を認め、それを伸ばし、活かしていくことで、ひとやまちの可能性を拓けます。
- 障害のある者となない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育）の実現を目指し、児童生徒それぞれの教育的ニーズに対し、自立と社会参加を見据えながら、最適な指導を行うための多様で柔軟な仕組みづくりを進めます。
- 豊穡の森、豊穡の海を持つ小田原という土地に、しっかりと根を張る教育を行うことで、たくましい心と体、郷土を愛し大切に作る心を育みます。
- 小田原には、それぞれの地域に歴史・伝統・文化があり、街並み、産業構造、住民の気質も少しずつ異なります。こうした地域の差を「多様性」として捉え直し、それぞれの学校・地域同士が交流し、互いを学ぶことにより、小田原ならではの多様な育ちの場として教育に活かしていきます。
- 二宮尊徳など地域の偉人から学ぶなど、小田原の地域性や歴史を活かした教育を行います。

## V 小田原市の目指す子ども像

### 「未来を創るたくましい子ども」

これからの変化の激しく、先の見通しが不透明な社会を生きていく子どもたちは、それぞれが持つ可能性を最大限に発揮し、自分たちの社会を自ら創っていくたくましさを身に付けることが必要です。

そのため、次の5つの側面を重視し、その成長が図られるように教育環境を整えます。

◆ 自ら考え表現する力

◆ 命を大切にできる心

◆ 健やかな心と体

◆ ふるさとへの愛

◆ 夢への挑戦

#### ◆ 自ら考え表現する力

変化の激しい社会をたくましく生き抜くためには、学ぶことの楽しさを実感し、自ら進んで学習に取り組む習慣を身に付けることが必要です。また、基礎的基本的な知識・技能等を活用し、見出した課題を解決していくことが必要です。

そのため、必要な情報を選択し、結論を導き出すために自ら思考し、判断し、表現する力を育みます。

#### ◆ 命を大切にできる心

共生社会の中で、みんなが幸せに生きていくためには、多様性を認め、互いに信頼しあい、自他の命や人権を尊重することが必要です。

そのため、共感したり感動したりする体験を重ね、命を大切にできる心を育みます。

◆ **健やかな心と体**

困難に直面しても、自分らしく乗り越えていくためには、心身ともに健康であることが必要です。

そのため、自分にとって望ましい食習慣と運動習慣を身に付け、健やかな心と体を育みます。

◆ **ふるさとへの愛**

これからのグローバルな社会で、多くの人と関わり活躍していくためには、まずは身近な地域で多様な人々と主体的に関わりあう経験をする必要があります。

そのため、郷土の自然・歴史・文化や人々の営みに触れ、自己形成の土台となるふるさとへの愛を育みます。

◆ **夢への挑戦**

人間が成長していくためには、夢や目標を持ち、その実現に向けて粘り強く努力しつづけることが必要です。

そのため、自分の可能性を信じ、夢へ向かって挑戦する態度を育みます。

**子どもの育ちを支える姿勢**

**命**

**地域**

**信頼**

小田原市では、〈命・地域・信頼〉をキーワードに、子どもを取り巻く学校・家庭・地域社会・行政が、子どもの育ちを支える姿勢を大切にしています。

☆ **子どもの命を最優先に守ります。**

☆ **地域ぐるみで、子どもを育てます。**

☆ **互いに信頼しあえる関係を築きます。**

# VI 計画体系図

## 教育大綱

### 基本目標

- 一人ひとりの命を尊重し、豊かに伸ばすひとづくり
- 地域ぐるみで取り組む教育環境づくり
- 多様性を認め、活かしていく教育のまちづくり

## おだわらっ子の約束

### 小田原市のめざす子ども像

未来を創るたくましい子ども

自ら考え表現する力

健やかな心と体

命を大切にする心

ふるさとへの愛

夢への挑戦

### 子どもの育ちを支える姿勢

#### 「命・地域・信頼」

- 子どもの命を最優先に守ります。
- 地域ぐるみで、子どもを育てます。
- 互いに信頼しあえる関係を築きます。

## 施策の展開

| おだわらっ子の約束の推進   | ①おだわらっ子の約束の普及と実践                                                                                                                                                              |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 重点方針           | 基本施策                                                                                                                                                                          |
| 1. 学ぶ力         | ①学力向上の推進<br>②学習指導の充実<br>*読書活動の充実<br>*情報教育の充実<br>*共に学び共に育つための教育の推進                                                                                                             |
| 2. 豊かな心        | ①情操教育の充実<br>②道徳教育の充実<br>③人権教育の充実<br>④読書活動の充実<br>⑤児童生徒指導の充実<br>*共に学び共に育つための教育の推進                                                                                               |
| 3. 健やかな体       | ①学校体育・部活動の充実<br>②食育の推進、学校給食の充実<br>③学校保健の充実                                                                                                                                    |
| 4. 生活力         | ①子育て支援の充実<br>②キャリア教育の充実<br>③環境教育の充実<br>④情報教育の充実<br>⑤防災教育の充実<br>⑥安全教育の充実<br>*子どもの居場所づくりの推進                                                                                     |
| 5. 家庭教育        | ①家庭教育への支援<br>②家庭学習の推進<br>*おだわらっ子の約束の普及と実践                                                                                                                                     |
| 6. 就学前教育       | ①幼児教育の充実<br>②幼保一体化の検討                                                                                                                                                         |
| 7. 学校教育        | ①教職員の資質の向上<br>②子どもと向き合う時間の確保<br>③教育課題を明らかにする調査・研究の推進<br>④教育課程の改善・充実<br>⑤共に学び共に育つための教育の推進<br>⑥家庭への支援<br>⑦教育委員会の機能の充実<br>⑧情報提供の充実<br>⑨市長部局との連携強化<br>*子育て支援の充実<br>*子どもの居場所づくりの推進 |
| 8. コミュニティ・スクール | ①地域とともにある学校づくりの推進<br>②小田原のよさ(特性)を生かした学習の推進<br>③子どもの居場所づくりの推進<br>*子育て支援の充実<br>*防災教育の充実                                                                                         |
| 9. 教育施設環境      | ①教育環境の整備<br>②学校ICT化の推進<br>③学校安全の充実<br>④災害対策の強化                                                                                                                                |

\*は関連施策としての掲載



## VII 施策の展開

### ◆おだわらっ子の約束の推進

自立した人間として、社会の中で人と関わりあって生きていく上で、子どもたちに身に付けて欲しい生活規範やルール、決まり事の普及と実践に取り組みます。

#### おだわらっ子の約束の普及と実践

○基本的な生活習慣の定着を図り、規範意識を育みます。

子どもの基本的な生活習慣の定着を図り、規範意識や公共の精神を育むため、「おだわらっ子の約束」の家庭や地域への一層の普及を図るとともに、園・学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちが「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育む取組を進めます。

## ◆重点方針1 学ぶ力

身に付けた知識や技能を使い、対話や体験を取り入れた学習を推進することで、学ぶ力を育みます。

- ・知識や技能の習得に止まらず、対話的な学びや主体的な学びを重視し、体験学習や教員の一方的な講義形式の授業とは異なり、児童生徒の能動的な参加を取り入れた授業（アクティブラーニング）等を通じて、自然環境、実社会や実生活、地域と関わる学習を取り入れ、子どもたちの学習意欲を引き出します。
- ・情報化やグローバル化が急速に進む社会に対応できるひとを育てるため、地域社会と連携しながら、子どもたちの学びを育み、社会参画への意識を高めます。

### 基本施策1-① 学力向上の推進

○各校の実態や特色を生かした学力向上プランを推進します。

各校で行う児童生徒の学力向上策の一つとして、全国学力・学習状況調査の結果や児童生徒の学習意欲・学習習慣等の意識調査、児童生徒による授業評価や日常的な学習評価などを基に、児童生徒の学習面における課題と成果を明確にします。そして、その後の学習活動の重点と具体的な取組目標を定めた「学力向上プラン」を作成します。

また、このプランをスタートに、PDCAサイクルを活用し、次年度の新たな学力向上プランを作成します。

○全国学力・学習状況調査の結果を分析し、児童生徒の学力向上に生かします。

児童生徒の全国学力・学習状況調査の結果を分析し、その教科正答率やアンケートなどから見える成果や課題等を、市ホームページに公開します。

また、教育委員会は、「全国学力・学習状況調査の結果分析に係る学校訪問」を中学校区ごとに実施し、教員全体の教科指導への意識を高めます。

さらに、各校においては全国学力・学習状況調査の結果について独自に分析を行い、校内研究の一部に位置付けるほか、中学校区での連携した学力向上に取り組むなど、日頃の学習活動に役立てます。

○授業研究の充実を図ります。

学習指導要領に基づき、児童生徒が「主体的・対話的で深い学び」を育む授業、互

いに学び合い、高め合う授業づくりを進めます。そのために、指導と評価の一体化や児童生徒の学ぶ意欲を高める授業の在り方などについて研究し、指導の工夫改善に努めるとともに、各校の研究成果を他の学校や市民に広く公開できるよう取り組んでいきます。

○市推薦研究事業に取り組み、成果を各校に還元します。

教育現場における教科等の教育内容及びその指導に関する諸問題について校内研究に取り組む学校を推薦研究校に指定し、その研究の推進を図ります。

そして、推薦研究校は、授業研究や外部講師を招いた研究会等を積極的に市内の学校に公開し、教員の資質向上に努めます。

#### <主な取組>

- ・各校の実態や特色を生かした学力向上プランの推進（各校）
- ・全国学力・学習状況調査の結果の分析と活用（教育指導課）
- ・授業研究の充実（各校）
- ・市推薦研究事業（各校、教育指導課）

## 基本施策 1-② 学習指導の充実

○多文化理解教育と外国語教育の充実を図ります。

世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてのグローバルな視野とコミュニケーション能力を育成するために、外国語指導助手（ALT）を配置し、ALTを活用した多文化理解教育や外国語教育の内容の充実を図ります。

小学校には、平成 32 年度の高学年の外国語科・中学年の外国語活動全面実施に伴い、専門知識を持った英語専科臨時職員の配置を目指します。学級（担当）職員の外国語指導力の向上を図り、児童が英語を使って主体的にコミュニケーション能力を育成することで、小学校外国語教育を推進します。

中学校では、生徒を対象としたイングリッシュ・キャンプを開催し、ALTとの対話的な活動を通して外国の文化や言語に親しむ学習を効果的に進めます。

また、伝統文化の学習に必要な教材や教具の整備の推進、小中学校が連携して取り組める効果的な外国語学習に関する教材の開発に努めます。

○個に応じたきめ細かい指導の充実を図ります。

子どもの学力を向上させるため、少人数指導やチーム・ティーチングなどの指導体制をとり、児童生徒にきめ細かな指導を行います。教職員の配置は、国・県の定める教職員定数に沿って行いますが、小学校では少人数指導スタッフを配置します。

また、中学校では、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専門性を保つため、専門的な教科指導ができるよう、人員を配置します。

<主な取組>

- ・外国語教育推進事業（教育指導課）
- ・外国語教材等の作成（教育指導課）
- ・少人数学級指導スタッフの配置（教育指導課）
- ・免許教科外教科教員（中学校）の配置（教育指導課）
- ・教科指導充実非常勤（中学校）の配置（教育指導課）

<関連施策>

- ・読書活動の充実・・・基本施策2－④
- ・情報教育の充実・・・基本施策4－④
- ・共に学び共に育つための教育の推進・・・基本施策7－⑤

## ◆重点方針2 豊かな心

文化や芸術に触れ、本物に出会い、体験することで、多様な価値を認め、共感できる心を育てます。

- ・芸術文化に関するアウトリーチやワークショップ等での感動体験を通じて、創造力や表現力、豊かな感性やコミュニケーション能力を養うとともに、新たな文化の担い手を育てます。
- ・多様性を主体的に受け止め、異なる考えや価値観を尊重することができる心を養うなど、多文化共生社会やグローバル化に対応できるひとを育てます。

### 基本施策2-① 情操教育の充実

○質の高い芸術や豊かな自然に触れる体験の充実を図ります。

児童生徒が芸術文化に触れ、体験することで豊かな感性や感覚、表現力を育てます。

「おだわらっ子ドリームシアター」や芸術家の小中学校訪問（学校へのアウトリーチ事業）など、質の高い芸術・文化作品に触れ、体感する取組を推進します。

また、市内小中学校音楽会や美術展等の児童生徒の豊かな感性を育てる行事や部活動、豊かな自然に触れる集団宿泊体験を支援します。

#### <主な取組>

- ・おだわらっ子ドリームシアターの開催（教育指導課）
- ・小学校音楽会、中学校音楽会、中学校美術展の開催（各校、教育指導課）
- ・自然観察会の開催（教育指導課）
- ・宿泊体験学習の実施（各校）

#### <市長部局の関連事業>

- ・文化創造活動担い手育成事業・・・【文化政策課】
- ・指導者養成研修・派遣事業・・・【青少年課】

### 基本施策2-② 道徳教育の充実

○特別の教科 道徳の教育活動の充実を図ります。

小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から、特別の教科 道徳が全面実施となります。各校では、発達の段階に応じ答えが一つではない道徳的な課題を、一

人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合える授業となるよう、「考える道徳」「議論する道徳」へと質的転換を図ります。

また、学校における道徳教育では、特別の教科 道徳を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間や特別活動のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて、意図的・計画的に道徳教育を推進します。その中で、児童生徒に思いやりの心や規範意識、地域の中で夢を持って生きていく力などを育むため、積極的に外部指導者の活用を図るとともに、社会、自然、環境、地域の中での体験活動を充実させます。

<主な取組>

- ・道徳教育の充実（各校）

### 基本施策 2-③ 人権教育の充実

○人権意識を高める教育活動の充実を図ります。

「小田原市人権施策推進指針」を踏まえ、子どもたちの「自らを律しつつ、他者とともに協調し、他者を思いやる心」や「命や人権を尊重する心」の育成を目指し、人権教育の推進を図ります。

また、学校における人権教育では、各校ごとに人権教育推進計画を作成し、各教科での授業をはじめ、総合的な学習の時間や特別活動など、教育活動全体を通じて行います。

○人権の啓発活動の充実を図ります。

児童生徒や保護者を対象に「人権教育移動教室」を開催するなど、人権尊重の精神を育む取組を推進します。

また、人権教育の諸問題について、教職員の資質と実践力の向上を図るとともに、児童生徒への人権教育推進に役立てるために、「人権教育研修会」を開催します。

○いじめ防止のための対策を図ります。

いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、小田原市いじめ防止基本方針に基づき、小田原市いじめ問題対策連絡会及び小田原市いじめ防止対策調査会を設置しています。

また、これらの組織により、いじめ防止対策に係る学校・地域の関係諸機関の情報共有や協議等のほか、教育委員会におけるいじめ防止対策についての研究をするとともに、重大事態が発生した場合の調査などを行うこととしています。

さらに、小中学校においては、「学校いじめ防止基本方針」の下に、いじめの初期段階から積極的に認知し、未然防止に取り組みます。

<主な取組>

- ・人権教育の充実（各校）
- ・人権教育移動教室の開催（教育指導課）
- ・人権教育研修会の開催（教育指導課）
- ・小田原市いじめ問題対策連絡会の開催（教育指導課）
- ・小田原市いじめ防止対策調査会の開催（教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・平和事業（学校訪問講話会）の開催・・・【総務課】

## 基本施策2-④ 読書活動の充実

### ○読書習慣の定着を図ります。

「小田原市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校・家庭・図書館等が連携し、児童生徒の発達段階に応じた読書活動を推進します。学校司書や図書ボランティアと連携した読み聞かせや朝読書、ブックトークなど図書の紹介等により、児童生徒の読書に対する意欲と関心を高めます。

### ○学校図書館の充実を図ります。

よりよい学校図書館を目指し、学校司書を配置します。また、学校図書の充実を図ります。

学校司書は、教職員や図書ボランティアなどと連携を図りながら、図書の紹介や学習と関連させた図書の配置、蔵書の管理など学校図書館環境の充実に努め、児童生徒や教職員の授業支援、学習支援に取り組みます。

<主な取組>

- ・学校司書や図書ボランティア、図書館との連携の推進（教育指導課、図書館）
- ・学校司書の配置（教育指導課）
- ・学校図書の整備（各校、教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・図書館学習イベント開催事業・・・【図書館】
- ・子ども読書活動推進事業・・・【図書館】

## 基本施策 2-⑤ 児童生徒指導の充実

○生徒指導体制の充実を図ります。

生徒指導に関する専門的・実践的研修の実施等により教職員の指導力の向上を図るとともに、各校では個々の教職員が計画的・組織的に役割を発揮し、生徒指導体制の充実を図ります。

また、問題発生時には臨機応変に対応・指導をするほか、子どもの心に十分に寄り添い、思いを受け止めながら、よりよい学校生活について生徒が前向きに考えられるような支援をするため、必要に応じて中学校へ生徒指導員を派遣します。

○関係諸機関との連携を図ります。

児童生徒の「健全育成」「非行防止」「犯罪被害防止」を目的に、様々な問題の未然防止や早期解決を図るため、学校と警察署、少年相談・保護センター、青少年相談センター、児童相談所などの関係諸機関と連携して、児童生徒の支援・指導をしていきます。

### <主な取組>

- ・生徒指導員の派遣（教育指導課）
- ・学校警察連携制度の運用（各校、教育指導課）

### <関連施策>

- ・共に学び共に育つための教育の推進・・・基本施策 7-⑤



### ◆重点方針3 健やかな体

様々なスポーツ活動や食育を通じて、社会を生き抜く体づくりを行うとともに、スポーツマンシップやフェアプレイの精神を学び、相手を尊重する心を養います。

- ・子どもから高齢者まで、スポーツに親しむことで、体力や運動能力の向上を目指すとともに、活力ある地域社会をつくります。
- ・豊かな自然を活かした野外学習等を通じて、勘(感)を養うとともに、体力の向上を図ります。
- ・食は、健康で豊かな生活を送るための基本であることから、種まきから収穫までの体験も踏まえた食育等を通じ、社会を生き抜く体づくりに取り組みます。

#### 基本施策3-① 学校体育・部活動の充実

○学校体育の充実を図ります。

全小中学校で実施する新体力テストの効果的な実施や、小学校体育大会等の体育的行事、日常における体育授業の充実等を図ります。

また、大学等と連携した体力・運動能力向上指導員の派遣や、著名なアスリートの小中学校派遣などを通して、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。

さらに、運動・スポーツへの興味関心の向上及び親しむ態度の育成を目指します。

○部活動を支援します。

中学校の部活動においては、学校の実情に合わせ、より専門性を生かした指導ができるよう、教職員の指導をサポートする地域指導者を派遣するとともに、部活動指導員の配置を検討するなど、質的な向上に努めます。

また、生徒が自主的・自発的に参加できる部活動となるよう、顧問や指導者向けの研修会の実施等、部活動の適正化を促す取組を進めます。

#### <主な取組>

- ・新体力テストの実施（各校、教育指導課）
- ・小学校体育大会の開催（各校、教育指導課）
- ・部活動地域指導者の派遣（教育指導課）

### 基本施策3-② 食育の推進、学校給食の充実

#### ○学校給食の充実を図ります。

地場産物を活用した献立や米飯給食の実施を継続し、栄養バランスのとれた魅力ある学校給食を目指します。

また、郷土食や伝統料理などの食文化を継承した、小田原ならではの献立づくりを推進します。

さらに、学校給食に係る事務の透明性の向上や学校の事務負担の軽減等を考慮し、給食費の公会計化の検討を進めます。

#### ○食に関する指導の充実を図ります。

各校の食育年間指導計画をもとに、栄養教諭や学校栄養職員の専門性を生かした、食に関する授業の充実を図ります。

また、食に対する意識を高める効果のある「弁当の日」について、各中学校において引き続き実施します。

さらに、親子料理教室、学校給食展などを開催し、成長期の子どもに望ましい食習慣を身に付けることの大切さを啓発します。

#### ○安全・安心な学校給食を提供します。

学校給食の一層の安全・安心を確保するため、学校給食用食材について、放射性物質検査を実施します。

また、衛生管理の徹底を図るため、給食室の施設・設備の適正な管理を行います。

さらに、給食業務における事故防止及び衛生管理の徹底を図るため、給食調理員や学校給食関係者を対象とした研修を充実します。

#### <主な取組>

- ・地場産品の利用促進（学校安全課）
- ・給食費公会計化の検討（学校安全課）
- ・食育啓発事業の推進（学校安全課）
- ・弁当の日の実施（各中学校、学校安全課、教育指導課）
- ・学校給食用食材等の放射性物質検査の実施（学校安全課）
- ・学校給食調理業務の委託化の推進（学校安全課）

### 基本施策 3-③ 学校保健の充実

#### ○健康管理体制の充実を図ります。

日常の健康観察、定期健康診断を実施するとともに、早期発見・早期治療が特に必要とされる腎疾患・心疾患・脊柱側弯症については、精密検査と専門医による判定会を開催し、健康管理体制の充実に努めます。

また、子どもの基本的な生活習慣の確立に向けた保健指導に努めます。

#### ○保健教育を推進します。

不確かな性情報の氾濫などにより、性に対する関心や性衝動の発現が早期化の傾向にあるため、専門医や学校医、養護教諭等による性教育検討委員会において、学校現場、医療現場の実際を踏まえた指導の在り方等について協議します。

また、生徒、保護者を対象に医師や助産師などの専門職による講演会を開催し、性に関する正しい知識や感染症に関する知識の普及を図り、他人への思いやりや命の大切さを思う心を育みます。

さらに、健全な身体づくりのため、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、がん教育などを推進するとともに、感染症やアレルギー疾患、メンタルヘルス、インターネット依存など多様化・深刻化する児童生徒の現代的健康問題に対しては、家庭への講演会を行うなど意識啓発を図ります。

#### ○口腔衛生の向上に努めます。

う歯（むし歯）・歯肉炎等、歯科疾患対策の一環として、全国小学生歯みがき大会への参加や、歯科医師会と取り組む歯磨き指導など、口腔衛生の向上に努めます。

また、よい歯の学校・図画ポスター・標語コンクールを開催するなど、歯科保健の意識啓発を図ります。

#### <主な取組>

- ・定期健康診断事業（各校・園、学校安全課）
- ・腎疾患・心疾患・脊柱側弯症の精密検査の実施と判定会の開催（学校安全課）
- ・性教育講演会の開催（中学校・学校安全課）
- ・歯科保健事業の推進（各校、学校安全課）
- ・よい歯の学校・図画ポスター・標語コンクールの開催（学校安全課・関係諸機関）

## ◆重点方針4 生活力

子どもの育ちを社会の中で支え、地域のひとびとの様々な交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

- ・地域や様々な市民の協力を得て、交流や体験活動など、健やかでのびやかな根をしっかりと張れるような教育環境づくりを進めます。
- ・放課後子ども教室や地域活動等への参加を促し、体験プログラムや交流プログラム、地域づくり体験や職業体験等を通じ、子どもの育ちにつながる能動的な力や生活力を育みます。

### 基本施策4-① 子育て支援の充実

○就園前の幼児と保護者の交流を推進します。

核家族化の進展や近隣関係の希薄化により子育てについて安心して相談できる人や場所が減少しているため、未就園児を含む地域の保護者の相談の場として幼稚園を活用します。

また、園庭開放に合わせて子育てに関する相談を受けるなど、地域の保護者とのコミュニケーションを図ります。

さらに、子どもたちのそれぞれの発達の段階に応じた適切な保護者の関わりを促すなど、質の高い支援を進めます。

○地域との交流を推進します。

子どもの健やかな育ちにおける地域の役割はますます重要となっています。園児が地域に出かけていくとともに、保護者や地域の方々にも積極的に幼稚園活動に参加していただくことで、地域全体で取り組む教育環境づくりを進めていきます。

また、ボランティアを積極的に受け入れ、様々な人との交流や体験を通じて、子どもたちの生活力を育みます。

○体験学習の充実を図ります。

学校農園などを活用した栽培活動や収穫体験等を通して、収穫の喜びや食べ物に対する感謝の心を育むとともに、地域の方々の協力や教育ファーム推進事業等の積極的な導入により、生産者の知恵と工夫を学び、生産の苦労や喜び、地域のよさや自然の持つ力への気付きを育む取組を推進します。

○児童に適切な遊びと生活の場を提供します。

価値観の多様化や、社会環境・経済環境の変化に伴う共働きの就労世帯の増加等により、放課後の児童の安全な居場所が必要となっています。

また、就労以外にも、就学、出産、長期の疾病、親族の介護等の事情により、家庭において放課後の適切な見守りができない場合があります。

こうした児童を対象にした安全・安心な生活や遊びの場として、放課後児童クラブを運営します。

<主な取組>

- ・子育て広場支援事業（各園、教育指導課）
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進（各校、教育総務課、教育指導課）
- ・体験学習の充実（各校）
- ・教育ファーム推進事業（教育指導課）
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・指導者養成研修・派遣事業・・・【青少年課】
- ・体験学習事業・・・【青少年課】

## 基本施策4-② キャリア教育の充実

○職業観や勤労観を養う教育活動の充実を図ります。

未来を創る子どもたちが、現在や将来の生き方を考え行動する態度や能力と、望ましい職業観や勤労観を備えた社会人、職業人として自立できる資質や能力を育成するために、各校で取り組む職業体験などのキャリア教育を支援します。

○地域人材・企業・大学との連携を図ります。

地域産業界や大学等と連携・協力を図り、多くの児童生徒がその知見に触れ、実務を体験する機会を持てるように、各校の取組を支援します。

<主な取組>

- ・小中学校が連携したキャリア教育の推進（各校）
- ・地域企業・産業・大学との連携の推進（各校、関係諸機関）
- ・地域、スクールボランティアとの連携の推進（各校、教育総務課、教育指導課）

### 基本施策 4-③ 環境教育の充実

○環境問題への理解を深めます。

「小田原市環境基本計画」を踏まえ、地域の実態や児童生徒の発達の段階に応じて、各教科や領域など、学校の教育活動全体を通して、本市の特性を十分に活用し、環境問題への理解を深める学習を推進します。

また、児童生徒が生涯を通して、単に知識を習得するだけでなく、省資源・省エネルギーなど、環境を守るための具体的な行動に取り組むことができるよう、関係諸団体や行政機関等が連携した学習機会の提供をします。

○環境保全活動の充実を図ります。

学校現場での生ごみ堆肥化を推進し、花壇や学校農園で活用するとともに、夏の暑さ対策としてのグリーンカーテンづくり等、身近な環境改善に努めます。

また、菜の花栽培から菜種油を作ることや、それらの廃食用油を軽油の代替燃料にすること、間伐体験やその材の利用などを通して、資源の循環や森・里・川・海の連環について考える機会を提供します。

さらに、地域清掃、エコキャップ回収等のリサイクル活動など、実践的な環境保全活動に取り組み、児童生徒が環境を守ろうとする意欲や実践的な態度を育てます。

#### <主な取組>

- ・地域、諸機関と連携した環境教育、環境保全活動の推進（各校、関係諸機関）

#### <市長部局の関連事業>

- ・おだわらっこ☆エコアワード・・・【環境政策課】

### 基本施策 4-④ 情報教育の充実

○情報活用能力を育成します。

将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力が求められます。アクティブ・ラーニングの視点に立った様々な教科の学習活動において、ICT機器を効果的に活用した学習を実践する中で、情報機器や情報技術を主体的に使いこなす力を育成します。

一方、社会の急速な情報化の進展に伴い、ソーシャル・ネットワーキング・サービスが普及し、これらの利用を巡るトラブルなども増大しています。児童生徒に正しい情報の扱いや情報を扱うことへの責任など情報モラル教育を推進していくことは必

要不可欠であり、学校だけでなく、家庭や地域と連携して推進します。

また、児童生徒だけでなく、教職員の情報活用能力の向上のため情報教育研修を充実します。

#### ○プログラミング教育を推進します。

児童生徒にコンピュータに意図した処理を行うよう指示する体験を通し、自分の意図した動きをさせるためにはどのような命令の組合せが必要であるかなどを論理的に考える力である「プログラミング的思考力」を育成します。

#### <主な取組>

- ・携帯電話・インターネットに関する安全・安心教室（各校、関係諸機関）
- ・家庭への啓発活動（各校、教育指導課）
- ・情報教育研修会の開催（教育指導課）

### 基本施策 4-⑤ 防災教育の充実

#### ○発達の段階に応じた防災教育の充実を図ります。

地震、火災、津波、風水害など、災害時の判断力や行動力を児童生徒の発達の段階に応じて育むため、防災教育の充実を図ります。

また、児童生徒へ市独自の防災教育用パンフレットを配付するほか、各校・園の防災計画や避難訓練がより実効的なものとなるよう、学校防災アドバイザーを派遣します。

さらに、地域の実情に応じた災害発生時の行動や心構えなど、地域と協調した実践的な指導を行います。

#### <主な取組>

- ・防災教育パンフレットの活用（教育指導課）
- ・防災教育、避難訓練の内容の改善・充実（各校、防災対策課）

## 基本施策 4-⑥ 安全教育の充実

○安全・防犯教育の充実を図ります。

学校生活や登下校時、学校行事等において、安全に行動するための適切な態度や行動がとれる児童生徒を育成する取組を充実します。

また、安全教育研修会の開催等により教職員の意識の向上を図り、児童生徒の安全確保に努めるとともに、交通安全教室の開催等により学校関係者や保護者、児童生徒に対して交通安全に対する意識の向上を図ります。

### <主な取組>

- ・安全教育研修会の開催（教育指導課）

### <市長部局の関連事業>

- ・交通安全教室の開催・・・【地域安全課】

### <関連施策>

- ・子どもの居場所づくりの推進・・・基本施策 8-③



## ◆重点方針5 家庭教育

家庭教育は、教育の土台となる生活力を養います。地域と連携しながら家庭教育への支援を行います。

- ・家庭における教育は、すべての教育の基礎となる生活習慣や食習慣、規範意識、基礎体力等の育成につながるものであることから、その力を高めることが求められています。
- ・家庭教育の重要性を見直し、「おだわらっ子の約束」の普及啓発をさらに進めるとともに、核家族化等により孤立しがちな子育て環境に広がりを持つことができるよう、地域等と連携しながら、家庭教育への支援を行います。

### 基本施策5-① 家庭教育への支援

○家庭の教育力向上に向けた支援に努めます。

学校・家庭・地域それぞれの責任と役割において、互いに連携・協力して社会全体で子どもたちの健やかな成長を育むために、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

特に、子ども一人ひとりが基本的な生活習慣を身に付けていくことや、子どもの自己肯定感や豊かな情操、知的好奇心を育むことなどを家庭の役割と捉え、市長部局と連携して保護者や教職員を対象とした研修会を開催し、啓発に努めます。

#### <主な取組>

- ・家庭の教育力向上に向けた取組（各校）

#### <市長部局の関連事業>

- ・PTA研修事業・・・【生涯学習課】
- ・家庭教育学級事業・・・【生涯学習課】

### 基本施策5-② 家庭学習の推進

○家庭学習を支援し、子どもの学習習慣を育む取組を推進します。

全国学力・学習状況調査からも、家庭において児童生徒が自ら計画を立てて学習に取り組むことが課題となっています。そこで、児童生徒の学習習慣の定着を図るため、家庭学習の充実を図る取組について保護者と共に考え実践していくことに努めます。

<主な取組>

- ・家庭学習の手引きの作成（各校、教育指導課）
- ・「おだわらっ子ドリル」の作成（教育指導課）

<市長部局の関連事業>

- ・小田原市子ども読書活動推進計画・・・【図書館】

<関連施策>

- ・おだわらっ子の約束の普及と実践

## ◆重点方針6 就学前教育

子どもたちの自己肯定感を育み、社会性の基礎の取得及び基礎体力の向上を図るなど、就学前教育の充実に努めます。

- ・就学前教育は、学習や労働への意欲の向上、努力や忍耐力の育成等に有効とされています。子どもたちの貧困化率が高まる中、就学前教育の重要性を踏まえ、遊びや運動、スポーツ等を通じて子どもたちの基礎体力の向上に取り組むとともに、家庭と協力し、基本的な生活習慣や食習慣、自己尊重感を育みます。
- ・就学前における就学相談や就学支援を図るなど、就学前から、すべての家庭が安心して子育てできる環境を整備します。

### 基本施策6-① 幼児教育の充実

○教育内容と教育環境の充実に努めます。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、生活習慣の基礎や規範意識が培われるよう支援するとともに、幼児一人ひとりの成長や発達に応じた教育内容の充実に努めます。

○早期発達支援の充実に努めます。

幼少期から個性や多様性を認め、伸ばす教育を推進するため、関係諸機関と連携を図り、各園に臨床心理士等の専門家を派遣し、幼稚園教諭に助言・指導を行います。

また、市立幼稚園においては、支援を必要とする園児に対し介助教諭等を配置するなど、園児が安全・安心に生活できる教育環境を整えます。

○市立幼稚園と私立幼稚園、保育所との連携を推進します。

公立幼稚園が取り組んできた、幼児教育の内容の充実や課題の改善に向けた研究の成果を生かし、質の高い幼児教育の実現に向け、私立幼稚園や保育所と連携を図ります。

○小学校への円滑な接続を推進します。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を明確化し、小学校教師とその共有、連携を図り、小学校教育へスムーズに適応できるよう、幼稚園・保育所と小学校の交流の機会を設け、幼保・小の一層の連携を図ります。

<主な取組>

- ・教職員研修（教育指導課）
- ・預かり保育の拡充（教育指導課）
- ・市立幼稚園での3歳児保育の検討（教育指導課）
- ・早期発達支援事業（教育指導課、子育て政策課）
- ・市幼稚園教育研究会の開催（各園）
- ・幼保小連携推進事業（教育指導課）

基本施策6-② 幼保一体化の検討

○認定こども園の設置について検討します。

幼児教育施設の配置は、社会状況の変化に伴う子育て世帯の保育ニーズや地域バランス等を考慮することが必要です。このため、認定こども園の設置について検討します。

○幼稚園と保育所の連携を推進します。

保育の実践内容の交流や情報交換などを行う合同研修会や公開保育の開催、合同（交流）保育等の取組を通して、幼稚園と保育所の連携を推進します。

<主な取組>

- ・認定こども園の設置の検討（教育指導課、保育課）

## ◆重点方針7 学校教育

変化の激しい社会を乗り越える「生き抜く力」を身に付けた「未来を創るたくましい子ども」を、目指す子どもの姿として、本市の学校教育を推進します。

- ・本市の目指す「未来を創るたくましい子ども」の実現を図るため、学校教育において、生きる土台としての「学ぶ力」、様々なひととの関わりや体験活動などを通して得られる「豊かな心」、生涯を通して運動やスポーツに親しむことができる「健やかな体」の育成に努めます。
- ・連携教育の成果や課題を踏まえ、地域一体教育、幼保・小・中一体教育のさらなる充実に向けた調査研究を行うとともに、質の高い教育活動を行うため、教職員への研修等の充実を図り、授業力や教師力の向上を目指します。

### 基本施策7-① 教職員の資質の向上

○教職員研修の充実を図ります。

○J Tの取組として、各校に指導主事を派遣し校内研修を充実させるほか、研修相談員によるパワーアップ研修を充実させるなどして、教職員が職場を離れることなく、一人ひとりの資質を高める研修体制づくりを推進します。

また、教育研究所による教育情報の提供や、教材の収集、教職員からの相談に対する助言等により、学校、教職員を支援します。

さらに、教師としての専門性と人間性を高める場として、「おだわら未来学舎」を開催し、教職員が自主的に学ぶ機会を提供します。

○教職員の健康対策を推進します。

学校保健安全法に基づく教職員の定期健康診断を行うとともに、健康診断に代わる人間ドックへの助成及びメンタルヘルスチェック受診への助成を行います。

また、教職員の多忙化解消に向け、夏季休業期間の閉庁日の導入など働き方改革に向けた取組を検討します。

さらに、教職員の超過勤務調査を実施し、健康に不安のある場合には医師による面接指導を実施するなど、教職員が心身共に健康に勤務できる体制を整備します。

○教職員の不祥事防止に努めます。

各校で日ごろからヒヤリ・ハットの事例を意識し「報告・連絡・相談」を確実に実践するとともに、毎月の不祥事防止チェックリストによる自己点検と啓発を行います。

<主な取組>

- ・職員研修支援事業の充実（教育指導課）
- ・教職員研修の工夫・改善（教育指導課）
- ・「おだわら未来学舎」の開催（教育指導課）
- ・定期健康診断、産業医の派遣、教職員衛生委員会の開催（教育指導課）
- ・不祥事防止会議の開催、不祥事防止マニュアルの作成（各校）

目指す教師像

- 愛情と情熱を持った、子どもありきの教師
- 指導することをあきらめず、子どもを信じ抜く教師

基本施策 7-② 子どもと向き合う時間の確保

○ICTの活用を図ります。

平成25年に導入した校務支援システムをさらに充実させ、授業準備・教材研究等の時間を確保するとともに、より一層、教職員が子どもと向き合う時間の確保に努めます。

○会議や研修会等の効果的な運営に努めます。

教育委員会で主催する会議や研修会、諸調査の実施は、その内容を精査し、教職員の負担軽減を踏まえて計画します。

また、その趣旨を各種調査や研修等を主催する他団体に対しても働きかけます。

<主な取組>

- ・保存文書の共有化（各校、教育指導課）
- ・研修会や諸調査の精選（教育指導課）
- ・会議の効果的な運営（各校）

### 基本施策 7-③ 教育課題を明らかにする調査・研究の推進

○今日的な教育課題を研究します。

学校教育における教科指導や児童生徒の生活に関する諸課題の調査・研究を継続的に行い、研究成果を教職員の指導力向上や資質向上につなげ、学校教育の充実に努めます。

#### <主な取組>

- ・教育研究所機能の充実（教育指導課）

### 基本施策 7-④ 教育課程の改善・充実

○学校運営の改善に努めます。

保護者や地域の方による学校評価や自己評価を定期的を実施し、学校運営の組織的・継続的な改善を図るとともに評価結果を公表することで、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めます。

○社会に開かれた教育課程を実現します。

教科横断的な視点や家庭や地域等との連携を重視し、各校の実態に応じたカリキュラム・マネジメントを実施することにより、社会に開かれた教育課程を実現します。

#### <主な取組>

- ・学校評価の実施（各校）
- ・カリキュラム・マネジメント推進の研究（各校、教育指導課）

### 基本施策 7-⑤ 共に学び共に育つための教育の推進

○個別の教育的ニーズに応じた人的配置に努めます。

特別支援学級、通常の学級及び校内支援室等において、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、教員の補助として適切な支援を行う個別支援員や指導員、スタディ・サポート・スタッフを配置するとともに、医療的ケアの必要な児童生徒のために、

看護師資格のある支援員を配置します。

また、家から外に出ることが難しい児童生徒の家庭を対象に、家庭訪問による本人や保護者への支援を行う不登校生徒訪問相談員を中学校に配置します。

さらに、日本語指導を必要とする、外国につながるのある児童生徒に対して、学習面や生活面における支援を行う協力者を学校に派遣します。

○個に応じた学びの場の設定による指導の充実を図ります。

共に学び共に育つことを前提とし、その時々<sup>の</sup>教育的ニーズに応じた適切な学びの場を設定するとともに、個別教育計画に基づき長期的な見通しの下、個々の成長が実感できるよう指導の充実に努めます。

また、特別支援学級、通級指導教室（言語障がい児通級指導教室「ことばの教室」、情緒障がい児通級指導教室「コミュニケーションの教室フレンド」）、教育相談指導学級（しろやま教室、マロニエ教室）、校内支援室それぞれの指導者の専門性を高めます。

○就学相談の充実に努めます。

就学前の幼児や、小中学校に在籍する児童生徒の学校生活上の支援や環境について、教育的ニーズに応じて保護者と相談を進めます。

また、成人まで切れ目のない支援を意識し、一人ひとりの個性や能力が十分発揮できるよう、学校職員のほか医師や児童相談所職員等により構成された就学支援委員会で協議をするなど、関係部局や関係諸機関と連携等を図ります。

○交流及び共同学習を推進します。

在籍する学級に関わらず、すべての児童生徒ができるだけ同じ場で学ぶ環境を目指します。机・ロッカー等の設置、名簿や座席の並び順等、行事における支援体制の構築と授業のユニバーサル化等に努めます。

○相談機能の整理・統合を推進します。

学校や家庭、社会生活において、様々な課題や悩みを持つ子どもや保護者、幼稚園や学校の相談を、より総合的・効率的に行えるように、関連諸機関との連携を一層図るとともに、特別支援教育相談室、教育相談指導学級、いじめや不登校に対する教育相談窓口等を整理統合した教育相談センターの設立を検討します。

○関係諸機関と連携した相談体制の充実に努めます。

小中学校に、医師、理学療法士、作業療法士、巡回相談員や個別指導員等による支援教育相談支援チームを派遣し、心理・発達面を含めた専門的な助言を行い、相談体



制の充実を図ります。

○登校支援を推進します。

教育相談員等が学校を訪問し、各校の不登校の現状や取組、校内支援室の活用状況等について聞き取り、不登校または不登校傾向のある児童生徒本人や家庭への働きかけについて、指導助言を行います。

○インクルーシブ教育推進のため、校内体制の充実を図ります。

インクルーシブ教育担当教育相談員等が学校を訪問し、インクルーシブ教育の推進にかかる市の方針を伝えるほか、各校の状況の聞き取りなどをします。

また、本市の基礎的環境整備を踏まえた日々の授業や多様な学びの設定、できるだけ同じ場で学ぶ仕組みづくりについて、研修や指導助言を行います。

○支援教育に関する教職員の専門性と指導技術の向上を図ります。

教員が児童生徒の個別の教育的ニーズに対して理解を深め、適切な指導や支援が行えるよう、支援教育に関する専門性や指導力の向上を図るための研究・研修の充実に取り組めます。

また、すべての児童生徒にとってわかりやすい授業づくりを目指します。

<主な取組>

- ・ 個別支援員の配置（教育指導課）
- ・ 個別指導員の派遣（教育指導課）
- ・ スタディ・サポート・スタッフの配置（教育指導課）
- ・ 不登校生徒訪問相談員の派遣（教育指導課）
- ・ 日本語指導協力者の派遣（教育指導課）
- ・ ニーズに応じた通級指導教室の設置（教育指導課）
- ・ 適正な就学相談・指導の実施（各校、教育指導課）
- ・ 教育相談センターの設立の検討（教育指導課）
- ・ 支援教育相談支援チームの派遣（教育指導課）
- ・ 登校支援強化事業（教育指導課）
- ・ 校内支援室の設置（各中学校）
- ・ 校内支援室指導員の配置（教育指導課）
- ・ 学習の困難さに対応した支援に関する研究（教育指導課）

## 基本施策7 - ⑥ 家庭への支援

○子育て家庭の負担の軽減を図ります。

保護者の就労・経済的状況や生活環境に左右されず、子どもが教育の機会を等しく受けることができるよう、関係部局との連携を図りながら、子育て家庭への経済的支援に引き続き取り組みます。

○様々な悩みを持つ子どもや家庭への支援に取り組みます。

学校だけでは対応が難しい児童生徒及び家庭への支援のため、県が配置するスクールソーシャルワーカーの活用やケース会議等の開催など、関係諸機関との連携を推進します。

### <主な取組>

- ・ 就学支援事業（教育指導課）
- ・ 高等学校等奨学金事業（教育指導課）
- ・ 県のスクールソーシャルワーカーの活用（教育指導課）

## 基本施策7 - ⑦ 教育委員会機能の充実

○教育行政事務の管理執行状況について点検・評価します。

教育行政事務の実施状況について検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくため、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用して、教育委員会の事務事業の点検・評価を行います。

また、その結果を市議会に報告するとともに、報告書をホームページ等で公開します。

○危機管理体制を強化します。

学校現場において、事件・事故等が発生した場合、事件・事故等対応マニュアルに基づき、教育委員会が学校と協調して問題に対応します。

○教育委員の教育現場訪問を行います。

教育委員が本市の学校の状況や教育の現状について理解を深め、その知見を教育行政の向上に活用できるよう、教育現場訪問を実施します。

○教育現場の課題の把握に努めます。

教育現場の課題を把握するため、教育委員と教職員との意見交換の場を設けます。

<主な取組>

- ・教育委員会事務の点検・評価事業（教育総務課）
- ・事件・事故等対応マニュアルの運用（教育部）
- ・教育委員の教育現場訪問（教育総務課）

基本施策 7-⑧ 情報提供の充実

○教育委員会の広報活動の充実を図ります。

教育委員会の活動状況や教育長の教育行政に関する考え方などを市民や保護者、学校関係者に伝えるため、本市ホームページ等を活用し、広報活動の充実を図ります。

<主な取組>

- ・教育研究所所報の発行（教育指導課）
- ・まごころ通信の発行（教育総務課）

基本施策 7-⑨ 市長部局との連携強化

○総合教育会議を開催します。

総合教育会議を開催することにより、教育委員会だけでなく、市長部局も含めた広い視野から、総合的に教育政策について協議・調整を進めます。

<主な取組>

- ・総合教育会議の開催（教育総務課）

<関連施策>

- ・子育て支援の充実・・・基本施策 4-①
- ・子どもの居場所づくりの推進・・・基本施策 8-③

## ◆重点方針8 コミュニティ・スクール

家庭・地域・学校が対等な立場で知恵を出し合い、諸課題を解決していくことで、地域とともにある学校づくりを進めます。

- ・学校運営協議会等を通じて、家庭・地域・学校が対等な関係で連携・協働して、防犯や防災、いじめ防止、地域の諸課題を共有し、解決していくことにより、学校と地域がともに活気を帯び、豊かになるような学校運営を進めます。
- ・学校を地域コミュニティの拠点として位置付け、地域の様々な活動が統合される場、世代を超え、ひととひとを繋ぐ場となるような仕組みづくりに取り組んでいきます。
- ・災害に強いまちをつくるため、学校においても、自らの命を守るとともに、地域のために自分たちができることを考え、行動できる防災教育を推進します。

### 基本施策8-① 地域とともにある学校づくりの推進

○地域とともにある学校づくりを推進します。

保護者や地域の方の多様な意見や協力を幅広く求め、学校運営の状況を周知するために設置された学校評議員制度の充実を図るとともに、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する学校運営協議会を設置します。平成31年度末までに市内すべての小学校で設置し、中学校への導入を検討します。

また、学校教育のより一層の活性化を図るため、学校に地域コーディネーターを配置し、地域コミュニティ組織との連携・協働を推進します。

さらに、学校の教育活動や児童生徒の状況を保護者や地域の方に広く知らせ、理解と協力を得るために、授業参観週間（学校へ行こう週間）を設定して学校での活動を公開することや、緊急情報発信システムを活用した情報発信や各校のホームページの定期的な更新等により、学校から積極的に情報発信を行います。

○地域の教育力の活用を図ります。

子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支える体制として、学校の応援団となる「小田原市学校支援地域本部」を設置し、中学校区で学校を支援する教育活動を推進します。

具体的には、中学校区ごとに計画的・継続的に部会を開催し、園・学校、コーディネーター、地域のスクールボランティアが連携し、学校支援活動の充実や学生を含めたボランティアの拡充を図ります。

<主な取組>

- ・学校評議員制度の運用（教育指導課）
- ・学校運営協議会の設置（教育指導課）
- ・情報公開の推進（各校）
- ・学校支援地域本部の設置（教育指導課）

**基本施策 8-② 小田原のよさ（特性）を生かした学習の推進**

○それぞれの学校の特色を生かします。

園・学校のグランド・デザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを取り入れ、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく園・学校づくりを推進します。

また、各中学校区においては、幼保・小・中が連携して合同研究会を実施するなど、地域の特性に合った共通の目標や指導方針を設定し、学習指導や生活指導の充実を図ります。

○郷土の偉人の学習に努めます。

小田原にゆかりのある数多くの偉人や文化人の事績等について、社会教育施設等を活用しながら学習することで、児童生徒が自己の生き方を考えるきっかけとなるようにし、郷土に対する関心や愛情を育てます。

また、二宮尊徳翁学習については、市内のすべての小学校において、その学習の成果を市役所ロビーや尊徳記念館に展示発表するなど、広く市民に知らせていきます。

○郷土学習の充実に努めます。

子どもたちが小田原の自然や産業、伝統文化に関心を持ち、社会に主体的に参画しようとする態度や郷土を愛する心情を養います。

そのため、地域に関する学習内容を発達段階に応じて系統化した「おだわら・はあと」を活用し、学校における郷土学習が継続的・意図的に取り組めるよう充実を図ります。

○小田原のよさ（特性）をまとめた教材の活用に努めます。

児童生徒が小田原を身近に感じ、学ぶきっかけとなるための社会科副読本や理科副読本、郷土読本の内容の充実を図るとともに、小田原に関する写真や統計資料、授業展開例等をまとめ、各校に提供します。

<主な取組>

- ・ 未来へつながる学校づくり推進事業（教育指導課）
- ・ 「幼保・小・中連携、地域連携デー（仮称）」の設定（各校・教育指導課、教育総務課）
- ・ 副読本の作成（教育指導課）

<市長部局の関連事業>

- ・ 尊徳学習推進事業・・・【生涯学習課】

基本施策 8-③ 子どもの居場所づくりの推進

○児童に学習支援と体験活動を提供します。

児童が地域社会の中で心豊かで健やかに育まれることを目的に、放課後の安全・安心な児童の居場所として、放課後子ども教室を設置します。

また、教員経験のあるスタッフ等により学習支援を行うほか、地域の方々やボランティアと連携し体験活動やスポーツ活動、文化活動等を実施します。

さらに、生活困窮世帯の中学生等を対象に学習支援を行うなど、その居場所として社会性や協調性を育む支援を実施します。

<主な取組>

- ・ 放課後子ども教室推進事業（教育総務課）

<市長部局の関連事業>

- ・ 地域の見守り拠点づくり事業・・・【青少年課】
- ・ 情報発信支援事業・・・【青少年課】
- ・ 学習支援事業・・・【生活支援課】

<関連施策>

- ・ 子育て支援の充実・・・基本施策 4-①
- ・ 防災教育の充実・・・基本施策 4-⑤

## ◆重点方針 9 教育施設環境

誰もが安心して学べる豊かな教育施設環境の整備を進めます。

- ・学校施設は、児童生徒が安全で快適に学習し、生活する場としての機能が求められることはもとより、災害時の広域避難所や今後の地域コミュニティの拠点としても活用されるものであることから、必要な改修等を計画的に推進するとともに、良好な教育環境の創出についても取り組んでいきます。

### 基本施策 9-① 教育環境の整備

○学校施設の計画的な整備に取り組みます。

子どもたちに安全・安心で質の高い教育の場を提供するため、学校施設や教材の整備を進めます。

平成 26 年 2 月に策定した「小田原市学校施設整備基本方針」に基づき、老朽化による雨漏りや外壁の落下等、緊急度の高い修繕を早期に実施するとともに、学校施設の維持管理を行います。

また、複合化や統廃合を含めた公共施設全体の適正配置に取り組む公共施設再編基本計画の策定と整合を図りながら、学校施設の「中長期整備計画」を検討・策定を行います。

さらに、子どもたちを地震による落下物や転倒物から守り、災害時の避難場所として使用するため、天井材や内装材、照明器具等の非構造部材の耐震化を進めます。

○学校施設の有効な利活用や複合化について検討します。

児童生徒の減少に伴う空き教室を地域コミュニティ組織における地域拠点として利用するなど、学校施設の複合化を考慮した利活用について検討します。

○空調設備の整備に取り組みます。

学校施設への空調設備の整備については、平成 25 年度をもって全小学校・中学校の保健室及び管理諸室（職員室・校長室・事務室）へのエアコン設置及び普通教室への扇風機の設置が完了しました。今後はパソコン教室等、特別教室へのエアコン設置を進めます。

○学校トイレの改善に取り組みます。

子どもたちが気持ちよくトイレを使用できるとともに、災害時における学校施設の役割を考慮しながら、便器の洋式化など、トイレの環境改善を進めます。

○給食調理施設・設備の整備に取り組みます。

老朽化した給食調理場の維持修繕を行うとともに、学校給食センターの整備に取り組みます。また、給食用機械・設備等の更新を行い、安全・安心でおいしい学校給食を提供します。

○校庭の改善に取り組みます。

グラウンドの改修など、校庭の改善を進めます。また、小田原ならではの教育環境を創出するため、学校や地域と共に小学校の校庭や幼稚園の園庭の芝生化を進めます。

<主な取組>

- ・学校教材整備・管理事業（教育総務課）
- ・中長期整備計画の検討・策定（学校安全課）
- ・学校施設の有効な利活用の検討（学校安全課）
- ・非構造部材の耐震化（学校安全課）
- ・特別教室への空調設置（学校安全課）
- ・トイレの環境改善（学校安全課）
- ・学校給食センターの整備（学校安全課）
- ・校庭の整備・芝生化（学校安全課）

**基本施策 9-② 学校 ICT 化の推進**

○教育ネットワークの整備に取り組みます。

校務の ICT 化による教員の業務負担の軽減及び教育の質の向上を図るため、学校の ICT 環境整備の促進に取り組みます。

<主な取組>

- ・教育ネットワークシステム整備事業（学校安全課）



### 基本施策 9-③ 学校安全の充実

○児童生徒の安全の確保に努めます。

日常の安全確保、不審者等の侵入防止、侵入された場合の児童生徒の安全確保などについて、日ごろから対策を検討し、保護者、警察署等の関係諸機関、地域の関係団体等との連携を図ります。

また、不審者情報等の最新情報を発信することにより注意喚起を行うとともに、日ごろから来校者へのあいさつや声かけをするなど、教職員の危機管理意識の向上を図り、児童生徒の安全確保に努めます。

さらに、各校でマニュアルを作成し、教職員の共通理解と組織的な指導の確立を図るとともに、万が一の事故が発生した場合の体制を整えます。

○通学路の安全対策に取り組みます。

平成 28 年度に小田原市通学路交通安全推進会議を設置し、通学路の安全確保に向けた取組方針等となる小田原市通学路交通安全プログラムを策定しました。

このプログラムに基づき、PTAや自治会、警察署等との連携により各校に設置している交通安全対策協議会で、通学路の危険箇所の点検等を行い、その改善について道路管理者等に要望していきます。

また、地域の方々の協力により登下校時の見守り活動を実施します。

#### <主な取組>

- ・安全・防犯マニュアルの作成（各校）
- ・小田原市通学路交通安全プログラムの運用（各校、学校安全課、関係部局）
- ・学校災害給付事業（学校安全課）

### 基本施策 9-④ 災害対策の強化

○広域避難所開設に協力します。

地震、台風、大雨等の災害時に学校が避難所となった場合は、避難所の運営について協力します。

#### <主な取組>

- ・広域避難所の開設と運営（各校、教育部、関係部局）

## VIII 計画の推進にあたって

本計画を実現していくためには、教育委員会のみならず、各学校・園と計画の趣旨や方向性を共有し、具体的な取組に結び付けていくことが必要です。各学校や各園で作成する経営計画等に計画が目指す目的を反映し、現場の教職員や地域の方々と共有できるように周知を図ります。また、市長部局の関連する事業との連携も十分に図っていきます。

### 1 進行管理

「小田原市学校教育振興基本計画」の進行管理のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、事業の実施状況や内容の確認・改善を図ります。

### 2 成果指標

本計画の期間において達成すべき具体的指標として、評価指標を設定します。

この指標は、小田原市の目指す子ども像「未来を創るたくましい子ども」で重視する5つの側面の伸長と「おだわらっ子の約束」の取組状況を把握することを念頭に設定しました。

#### (1) 自ら考え表現する力

| 指標（全国学力・学習状況調査より）                            | 基準値（平成29年度）            | 目標値（平成34年度） |
|----------------------------------------------|------------------------|-------------|
| 友達と話し合う時、友達の考えを受け止めて、自分の考えを持つことができている児童生徒の割合 | 小学校 83.0%<br>中学校 88.9% | 90%以上       |
| 授業で学んだことを、他の学習や生活に生かしている児童生徒の割合              | 小学校 83.8%<br>中学校 70.5% | 85%以上       |

#### (2) 命を大切にすること

| 指標（全国学力・学習状況調査より）                     | 基準値（平成29年度）            | 目標値（平成34年度） |
|---------------------------------------|------------------------|-------------|
| 自分には、よいところがあると感じている児童生徒の割合            | 小学校 79.2%<br>中学校 71.6% | 85%以上       |
| いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うと感じている児童生徒の割合 | 小学校 96.0%<br>中学校 91.8% | 100%        |

### (3) 健やかな心と体

| 指標                                         | 基準値(平成29年度)              | 目標値(平成34年度) |
|--------------------------------------------|--------------------------|-------------|
| 朝食を毎日食べている児童生徒の割合<br>(全国学力・学習状況調査より)       | 小学校 93.9%<br>中学校 91.0%   | 95%以上       |
| 運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合(全国体力・運動能力、運動習慣等調査) | 小学校 90.2%*<br>中学校 84.6%* | 95%以上       |

\*平成28年度の数値(現時点での最新値)

### (4) ふるさとへの愛

| 指標(全国学力・学習状況調査より)                   | 基準値(平成29年度)            | 目標値(平成34年度) |
|-------------------------------------|------------------------|-------------|
| 地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合 | 小学校 37.8%<br>中学校 29.8% | 50%以上       |
| 今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合           | 小学校 51.2%<br>中学校 34.0% | 60%以上       |

### (5) 夢への挑戦

| 指標(全国学力・学習状況調査より)                 | 基準値(平成29年度)            | 目標値(平成34年度) |
|-----------------------------------|------------------------|-------------|
| ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがある児童生徒の割合 | 小学校 95.7%<br>中学校 95.2% | 95%以上       |
| 将来の夢や目的を持っている児童生徒の割合              | 小学校 83.4%<br>中学校 71.8% | 90%以上       |

### (6) おだわらっ子の約束

| 指標(全国学力・学習状況調査より)                     | 基準値(平成29年度)            | 目標値(平成34年度) |
|---------------------------------------|------------------------|-------------|
| 毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合               | 小学校 78.3%<br>中学校 72.7% | 85%以上       |
| 友達と話し合うとき、友達の話や意見を最後まで聞くことができる児童生徒の割合 | 小学校 94.1%<br>中学校 95.4% | 95%以上       |
| 学校のきまりを守っている児童生徒の割合                   | 小学校 92.8%<br>中学校 92.2% | 95%以上       |

## (参考) 総合計画「おだわらTRYプランにおける成果指標

平成 29 年 3 月に策定した小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」(第 5 次小田原市総合計画)においては、学校教育の充実について 3 つの項目を成果指標として設定しました。

### 1. 確かな学力

#### 【目標値の設定】

全国学力・学習状況調査において、「国語の授業の内容はよく分かる／算数(数学)の授業の内容はよく分かる」の設問に「どちらかといえば当てはまらない」「当てはまらない」と回答した児童生徒の割合を平成 34 年度までに半減させる。

| 指標(全国学力・学習状況調査より)              | 基準値(平成 27 年度)       | 目標値(平成 34 年度)       |
|--------------------------------|---------------------|---------------------|
| 国語や算数・数学の授業がわからないと感じている児童生徒の割合 | 国語 21%<br>算数・数学 23% | 国語 10%<br>算数・数学 11% |

### 2. 豊かな心

#### 【目標値の設定】

全国学力・学習状況調査において、不登校児童生徒の出現率を、平成 34 年度までに全国平均値にまで引き下げる。(この数値には、国立、私立が含まれる。中学校には、中等学校の前期課程が含まれる。)

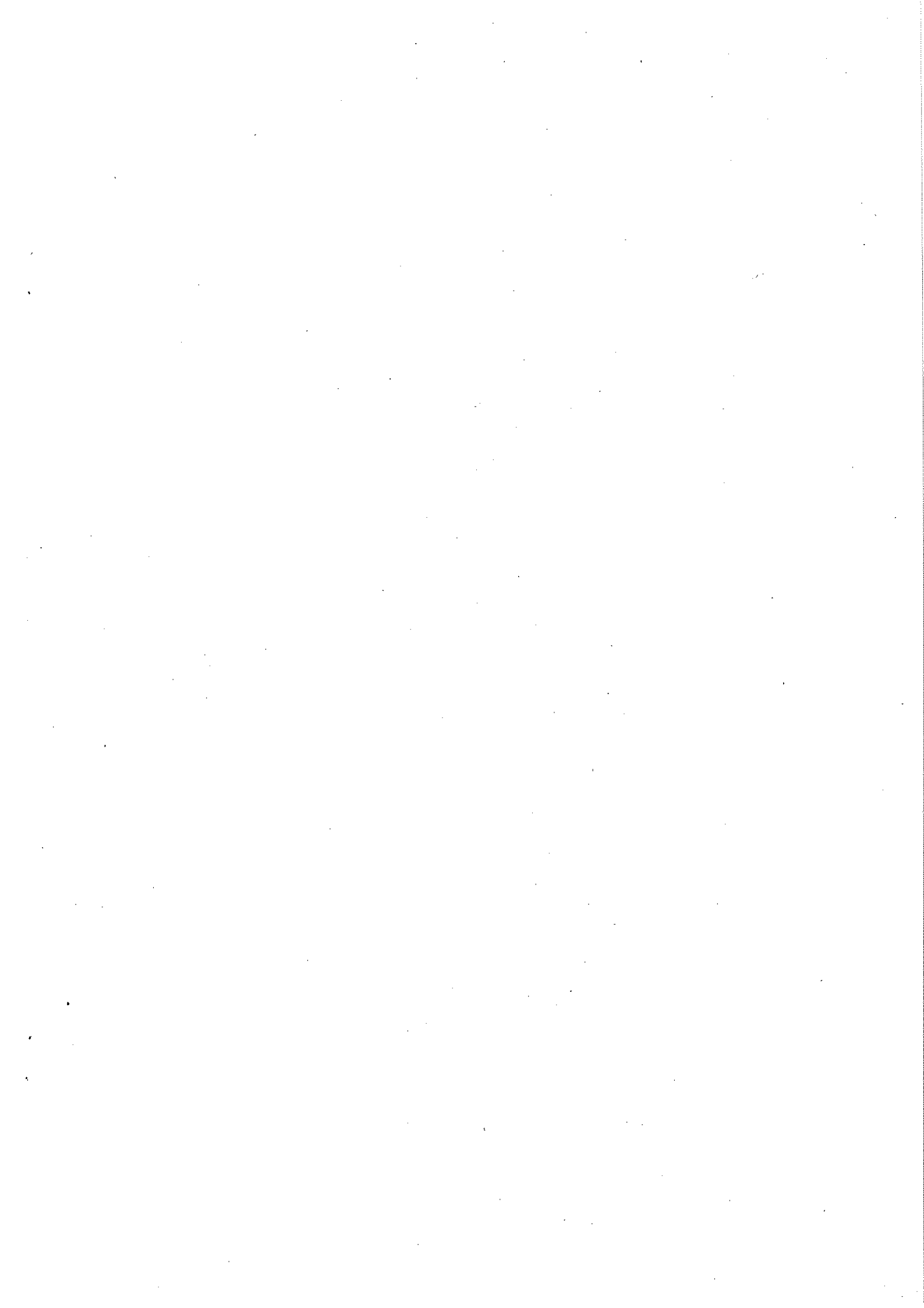
| 指標(全国学力・学習状況調査より) | 基準値(平成 27 年度)          | 目標値(平成 34 年度)          |
|-------------------|------------------------|------------------------|
| 不登校児童生徒の出現率       | 小学校 0.78%<br>中学校 3.16% | 小学校 0.42%<br>中学校 2.83% |

### 3. 健やかな体

#### 【目標値の設定】

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の児童生徒質問紙調査において、8 種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20m シャトルラン、50m 走、立ち幅とび、ボール投げ)すべてを実施した場合の体力テスト合計得点(80 点満点)の良いほうから、ABCDE の 5 段階で評定した体力の総合評価において、小学校 5 年生の D 層(42~49 点)・E 層(41 点以下)、中学校 2 年生の D 層(27~36 点)・E 層(26 点以下)の児童生徒の割合を平成 27 年度の全国平均値まで引き下げる。

| 指標(全国学力・学習状況調査より)              | 基準値(平成 27 年度)      | 目標値(平成 34 年度)      |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|
| 新体力テストの総合評価 下位層(D・E 層)の児童生徒の割合 | 小学校 35%<br>中学校 27% | 小学校 27%<br>中学校 21% |





## 小田原市いじめ防止基本方針の改定について

### 1 経緯

小田原市では、平成26年12月『小田原市いじめ防止基本方針』を策定した。今般、法の施行から4年が経過し、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や、県の『神奈川県いじめ防止基本方針』が改定されたことから、その内容を反映させるため、市の基本方針も改定することとした。

### 2 改定のポイント

#### (1) いじめの理解の促進（P4, 5, 12）

- ・ けんかやふざけ合いであっても子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・ 「いじめ」という言葉を使わない指導など柔軟な対応も可とする。
- ・ いじめ「解消」の定義を明確化し、解消までの継続的な支援を徹底する。

#### (2) 学校の組織的対応の強化（P9, 10, 13, 19, 20）

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となることを明確化する。
- ・ いじめ防止の取組を学校評価の項目に位置づけ取組の改善に努める。
- ・ いじめ防止に関する実践的な教職員研修を実施する。

#### (3) 教職員がいじめ防止に取り組める環境の整備（P7, 8）

- ・ 教員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の充実を図る。

#### (4) 児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底（P10）

- ・ 学校として特に配慮が必要な児童・生徒について、該当児童・生徒への適切な支援や保護者との連携、周囲の児童・生徒への指導の必要性を示す。

#### (5) 家庭・地域との連携強化（P13）

- ・ いじめに係る情報や対策について、家庭への情報提供の充実に努めるとともに、学校運営協議会や学校評議員会などを通じて、学校から地域に対して情報提供を行う。

#### (6) 重大事態への対応強化（P14, 16）

- ・ 重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向を踏まえて、特段の支障がなければ公表を行う。

### 3 今後の予定

平成29年12月15日（金）～平成30年1月15日（月）意見公募  
 2月 9日（金）小田原市いじめ問題対策連絡会  
 2月 下旬 厚生文教常任委員会（報告）  
 3月 下旬 教育委員会定例会（報告）  
 4月 中旬 厚生文教常任委員会（報告）





# 小田原市いじめ防止基本方針 (素案)

小田原市

(平成29年11月改定素案)



# 小田原市いじめ防止基本方針

## 〈目 次〉

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| はじめに                           | 1 |
| I 基本的な考え方                      | 2 |
| 1 いじめの定義                       |   |
| 2 いじめに対する基本認識                  |   |
| 3 いじめ対策の基本理念                   |   |
| 4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方         |   |
| (1) いじめの未然防止                   |   |
| (2) いじめの早期発見                   |   |
| (3) いじめの早期対応・早期解決              |   |
| (4) <u>いじめの解消</u>              |   |
| (5) 家庭との連携                     |   |
| (6) 関係機関との連携                   |   |
| (7) 地域との連携                     |   |
| II 基本的施策・措置                    | 7 |
| 1 市が実施する施策・措置                  |   |
| (1) いじめの未然防止のための措置             |   |
| (2) いじめの早期発見のための措置             |   |
| (3) <u>いじめに対する</u> の早期解決のための措置 |   |
| (4) 家庭・関係機関・地域との連携             |   |
| (5) <u>学校評価における留意事項</u>        |   |
| (6) その他                        |   |
| 2 学校が実施する措置                    |   |
| (1) 学校いじめ防止基本方針の策定             |   |
| (2) いじめの未然防止のための措置             |   |
| (3) いじめの早期発見のための措置             |   |
| (4) <u>いじめに対する</u> の早期解決のための措置 |   |
| (5) 家庭との連携                     |   |
| (6) 関係機関との連携                   |   |
| (7) 地域との連携                     |   |
| (8) <u>学校評価における留意事項</u>        |   |

### Ⅲ 重大事態への対処

14

#### 1 いじめの重大事態

#### 2 市教育委員会又は学校による対処

- (1) 重大事態発生<sup>の</sup>報告
- (2) 事実関係を明確にするための調査
- (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告
- (5) 調査結果の公表

#### 3 地方公共団体の長による再調査等

- (1) 再調査の実施
- (2) 調査結果の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

### Ⅳ いじめ防止等を推進する体制

19

#### 1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

#### 2 小田原市いじめ問題対策連絡会

#### 3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

#### 4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

## はじめに

「いじめ問題」は、今日の著しい社会状況の変化の中で、複雑化・多様化しています。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第11条では国が、法第13条では学校が、いじめ防止基本方針の策定を義務付けられています。法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

本市では、平成16年4月に制定した『小田原市教育都市宣言』において、「一人ひとりが尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。」と宣言し、その理念を具体化し実現を図るべく平成19年1月に『おだわらっ子の約束』を制定いたしました。この約束では「どんな命でも大切にします」「優しい心でみんなと仲良くします」等を掲げ、学校、家庭、地域・社会が一体となった子どもの健全育成を推進しています。

また、第5次総合計画では、「いのちを大切に作る小田原」をまちづくりの目標に掲げ、平成23年2月には小田原市人権施策推進指針を策定し、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」をめざしています。

そして、これらをふまえ、市内各学校においては、いじめ問題を含めた児童・生徒指導について様々な取組を進めてきています。

今回、小田原市では、平成26年12月、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、小田原の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえた『小田原市いじめ防止基本方針』（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

今般、法の施行から4年が経過し、国の『いじめ防止等のための基本的な方針』（以下「国の基本方針」という。）や、県の『神奈川県いじめ防止基本方針』（以下「県の基本方針」という。）が改定されたことから、その内容を反映させるため、市の基本方針も改定することとしました。

# I 基本的な考え方

## 1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

## 2 いじめに対する基本認識

いじめは、すべての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子どもも大人も次のような基本認識をもって問題に向き合う必要があります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題です。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃より多くの大人が目子どもを見守ることが必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

## 3 いじめ対策の基本理念

本市では、「いのちを大切にす小田原」の実現をめざし、未来を担う子どもが地域で見守られながら健やかに成長できる環境づくりに努めます。

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通の認識をもち、子どもと大人がともに当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むため、次の6項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての子どもがいじ

めを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。

- 大人は、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子どもたちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、子どもに関わる全ての大人がいじめを正しく理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組みます。
- 学校は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながるような集団づくりを進めていきます。
- 家庭は、いじめの防止等に向け円滑な人間関係を築くための基盤として、子どもたちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育むことが大切です。

#### 4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

市や市教育委員会、学校は、「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」、「解消」に向け適切に取り組むことが必要です。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のために、市や学校、家庭、地域、関係機関とが連携して取り組むことが必要です。

##### (1) いじめの未然防止

- 家庭や学校では、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識等を伝え、て、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、「いのちを大切にす  
る心」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力気持ち」を育むことが重要です。
- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切に必要とされている  
ことを意識できることが重要大切です。そのために、家庭や地域では、家族や大人とふれあう機会を充実させるとともに、大人は子どもの育ちに関心を持ち、支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 学校は、教育活動全体を通して、子どもたち一人ひとりに、豊かな情操や道徳心と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子どもたちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。
- 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相

手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取り組むことが必要です。

## (2) いじめの早期発見

- 教職員は、日頃から、児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるよう資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性\*1に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に児童・生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め子どもからの相談に真摯に対応することが重要です。
- 市は、家庭や地域と連携し、社会全体で子どもをいじめから守り、子どものいのちを守る意識をもっていじめ問題に取り組むよう、家庭や地域に対して、いじめに関する啓発を行う必要があります。

\*1 いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合がありますため、注意深く状況を把握する必要があります。

## (3) いじめの早期対応・早期解決

- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりするものがないよう、管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、速やかに組織的に対応していくことが必要です。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- 学校は、いじめがあることを確認した場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。

## (4) いじめの解消

- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導するとともに、します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導する\*2 こともあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。



- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、すべての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっかり指導します。
- 学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態\*3と判断とすることはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察します。

\*2 例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

\*3 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

① いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(5) **家庭との連携**

- 家庭は、子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションをとることが大切です。
- 学校と家庭は、児童・生徒一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、「いのちを大切に作る心」や「他者を思いやる気持ち」を育むために連携して取り組むことが重要です。
- 学校は、いじめを受けた児童・生徒に対し、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに子どもに寄り添い、安心して安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関との連携

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉等の専門機関と協力して対応する必要があります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対応する必要があります。
- 学校や市教育委員会においては、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等により、日頃から情報を共有する体制を整えます。

(7) 地域との連携

- いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- いじめを未然に防止していくため、日頃から子どもたちが、多様な価値観を持つ大人たちと様々な機会を通じて接し、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような地域での体験活動等の推進も重要です。
- 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促していくことが必要です。

## II 基本的施策・措置

法第 12 条では、地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることが求められています。それを受け、本市では、国が策定した「いじめ防止国の基本方針」及び神奈川県が策定した「神奈川県のいじめ防止基本方針」を参考として、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組や小田原市学校教育振興基本計画等を踏まえ、地域の様々な関係機関・団体、市民の意見を取り入れ、市の基本方針を策定しました。

今後、この市の基本方針に基づき、次の取組を進めます。

### 1 市が実施する施策・措置

#### (1) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条、第 19 条第 1 項、法第 21 条関係）

- いじめを未然に防ぐには、継続的、系統的な指導を行うとともに、地域一体となって児童・生徒を見守る体制をつくることが大切であることから、幼保・小・中一体教育、地域一体教育を基盤とした「未来へつながる学校づくり」\*4 を推進します。
- 人間の生命がかけがえのないものであることを伝え、いのちを大切にすする心や、他人を思いやる心を育むため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実に努めます。
- あらゆる偏見や差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、学校における人権教育の充実に努めます。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校づくりを支援します。
- 「インターネット上のいじめ」を防止し、効果的に対処することができるよう、学校や家庭に対し、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」等を、学校や地域の実態に応じて実施します。
- 児童会・生徒会活動でのいじめ防止啓発や、異学年交流の活性化等、各学校における児童・生徒が主体となったいじめ防止の取組を支援します。
- いじめ問題は社会全体の課題であるという意識を、子どもに関わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報します。
- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図る。

\*4. 未来へつながる学校づくり：「幼保・小・中一体教育」と「地域一体教育」を基盤とし、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える、小田原のよさを生かした特色ある学校づくり

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条、法第 18 条、法第 21 条関係）

- いじめの実態把握、早期発見のため、学校に定期的な報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- いじめに関する相談や通報を受ける相談電話の設置や、スクールカウンセラー\*5、スクールソーシャルワーカー\*6、ハートカウンセラーの学校への配置等により、児童・生徒及び保護者への相談体制の整備を図ります。
- 市及び関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、相互の連携が円滑に進むよう努めます。
- 教職員が、いじめを始めとする児童・生徒指導上の問題に対する認識を深め、指導力を高めることができるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

(3) いじめに対するの早期解決のための措置（法第 18 条、法第 23 条、法第 24 条、法第 26 条、法第 27 条関係）

- 学校からいじめ（いじめの疑いがあるものを含む）の報告を受けたときは、適切な対応がなされるよう状況に応じて指導・助言を行います。
- 市教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、学校相互間の連絡・調整を図るとともに、自らも各学校と情報を共有し対応にあたります。
- 学校だけでは対応が困難な事案については、学校警察連携制度\*7を活用したり、県警少年相談・保護センターへ相談したりする等、関係機関と連携して対応にあたります。また、学校からの要請により、「児童・生徒指導支援チーム」を派遣したり、県教育委員会の「学校緊急支援チーム」と連携したりして、早期解決を図ります。
- いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童・生徒の出席停止を命じる等の措置を講じます。また、出席停止とした場合にあっては児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援します。
- 生徒指導関連の会議での情報提供や校内研修の資料の提供等により、教職員がいじめへの認識を深めることができるよう支援します。

\*5 スクールカウンセラー：いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的とし、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、県が各中学校区に配置する臨床心理士等。

\*6 スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、該当児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。

ハートカウンセラー：児童や保護者の心の悩みの相談相手として、市が小学校に派遣する相談員

\*7 学校警察連携制度：児童・生徒や学校・保護者が悩んでいる事例において、警察と学校が情報を共有することで、解決につながりやすいと判断された場合、学校・家庭・警察が連携して指導・支援するための制度。平成 23 年 10 月 11 日から運用開始。

(4) 家庭・関係機関・地域との連携（法第 17 条関係）

- 地域全体で学校の教育活動を支援する学校支援地域本部事業\*8 や地域総ぐるみで子どもを見守り育てるスクールコミュニティ\*9 を活用し、いじめ防止に学校と地域が連携し協力して取り組む体制づくりを推進します。
- 児童・生徒の規範意識や公共の精神を育むため、「おだわらっ子の約束」\*10 の家庭や地域への一層の啓発を図るとともに、学校と家庭・地域が一体となつて児童・生徒の「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育てる取組を推進します。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域にある自治会、民生委員、児童委員等諸機関との連携を進める取組を行います。
- いじめ防止の対策が、関係機関、団体等との連携の下に適切に行われるよう「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置し、情報交換等を行うとともに地域で児童・生徒を見守る体制づくりを推進します。

(5) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

(6) その他（法第 10 条、法第 34 条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 市の基本方針に位置付けた施策、措置等の取組状況について、「小田原市いじめ問題対策連絡会」にて年度ごとに点検し、国の基本方針が改訂された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

\*8 学校支援地域本部事業：地域全体で学校活動全体を支援するため、学校と地域の連携を図ろうとする取組で、学校を支援するボランティア活動を組織的なものにするこゝで、より効果的に学校の支援を図ろうとする取組。

\*9 スクールコミュニティ：地域総ぐるみで子どもを見守り育てようという考えのもとに行われる事業で、PTA や子ども会、自治会等地域の活動情報を集約し情報誌を発信する「地域の子ども活動情報発信支援事業」、昔遊びやいろいろな体験を通じて異世代間の交流を図る「地域の見守り拠点づくり事業」がある。

\*10 おだわらっ子の約束：市民の方々から寄せられた標語をもとに、子どもたちに身につけてほしいしつけや生活規範を 10 の項目にまとめたもの。平成 19 年 1 月制定。

## 2 学校が実施する措置

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第 13 条では、全ての学校に対し、国のいじめ防止基本方針、県や市の基本方針を参考として、「学校いじめ防止基本方針」を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について取組内容等を定めます。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
  - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
  - ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えらるとともに、いじめを行う行為の抑止につながります。
  - ・いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。
- いじめの防止等には地域ぐるみで取り組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針は、保護者や地域の方々、児童・生徒の意見を取り入れて策定し、見直します。すとともに、また、策定した基本方針については、学校のホームページや学校だより等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取り組みます。
- 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、次の取組を進めます。

### (2) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童・生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみます。
- 児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- 児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないため、自分たちにできることを考えて議論し、行動できるよう指導・支援に努めます。
- 学校は児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒\*11 に係るいじめについては、当該児童・生徒への適切な支援を行なうとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行なうことが必要です。
- 他の児童・生徒や大人との関わり合いを通して、児童・生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。

- スクールボランティア\*12の方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間・異校種間の交流の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- 「インターネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し、児童・生徒の意識向上を図るとともに、講演会の開催等保護者への啓発に努めます。

\*11 発達障害を含む、障がいのある児童・生徒、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、外国につながる児童・生徒、性同一障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒を含む。

\*12 スクールボランティア：知識や技能、経験、時間等を生かし、学校の教育活動を支援するボランティア。

### (3) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談\*13の実施等により、児童・生徒が日頃から相談しやすく、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応します。
- 児童・生徒の小さな変化も見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために、校内研修等を実施します。
- アンケート調査にインターネット上のいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- 教育相談等で得た児童・生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

\*13 アンケート調査や教育相談において、児童・生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、該当児童・生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければなりません。

(4) いじめに対する の早期解決のための措置（法第 22 条及び法第 23 条関係）

- いじめの疑いがあるときや、発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まず、法第 22 条の規定に基づく「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況については市教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒の安全確保を、いじめが解消するまで図るとともに、いじめを受けた児童・生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解決に向けた対応や心のケア等の支援を行います。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導します。
- いじめが解決したと思われた場合も、加害・被害の児童・生徒及びそのいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の保護者への継続的な指導・支援等を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対応します。
- これらいじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合の対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取り組みます。
- インターネット上の不適切な書き込み等による「インターネット上のいじめ」について、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行います。
- いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、児童・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対応します。

(5) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- PTAとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、児童・生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発を行います。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡をとりあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- 子どもがいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。



- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条及び第 19 条関係）

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取組みます。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取組みます。
- 「インターネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「インターネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取組みます。

(7) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 青少年育成関係団体や学校運営協議会・学校評議員会\*14、スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。
- 地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、学校運営協議会・学校評議員会での議題としたり、学校評価の項目として設定したりする等、その改善に努めます。

(8) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置づけるよう努めます。

\*14 学校運営協議会・学校評議員会：市立学校の運営について、保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れ、開かれた学校づくりを推進するため各学校で開かれる会議。各校の学校評議員は市教育委員会が委嘱する。

### Ⅲ 重大事態への対処

#### 1 いじめの重大事態

---

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適正に対応します。

重大事態の定義（法第28条第1項）

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

（例）

- ・ 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合                    等

- ② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間30日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）

- 児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じられて重大事態に至ったという申し立て\*15があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

\*15 児童・生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要があります。

#### 2 市教育委員会又は学校による対処

---

##### (1) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに市教育委員会へ報告します。市教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえで、速やかに市長に報告します。

また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告します。

## (2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

### ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、外部から必要な人材の参加を求める等、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

### イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、後述する「小田原市いじめ防止対策調査会」において実施します。

なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

## (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。

これらの情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

## (4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめ

を受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておきます。

(5) 調査結果の公表

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

### 3 地方公共団体の長による再調査等

---

#### (1) 再調査の実施

重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

本市では、法第 28 条に基づき学校又は市教育委員会が実施した調査について当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合、後述する「小田原市いじめ問題再調査会」において再調査を実施します。

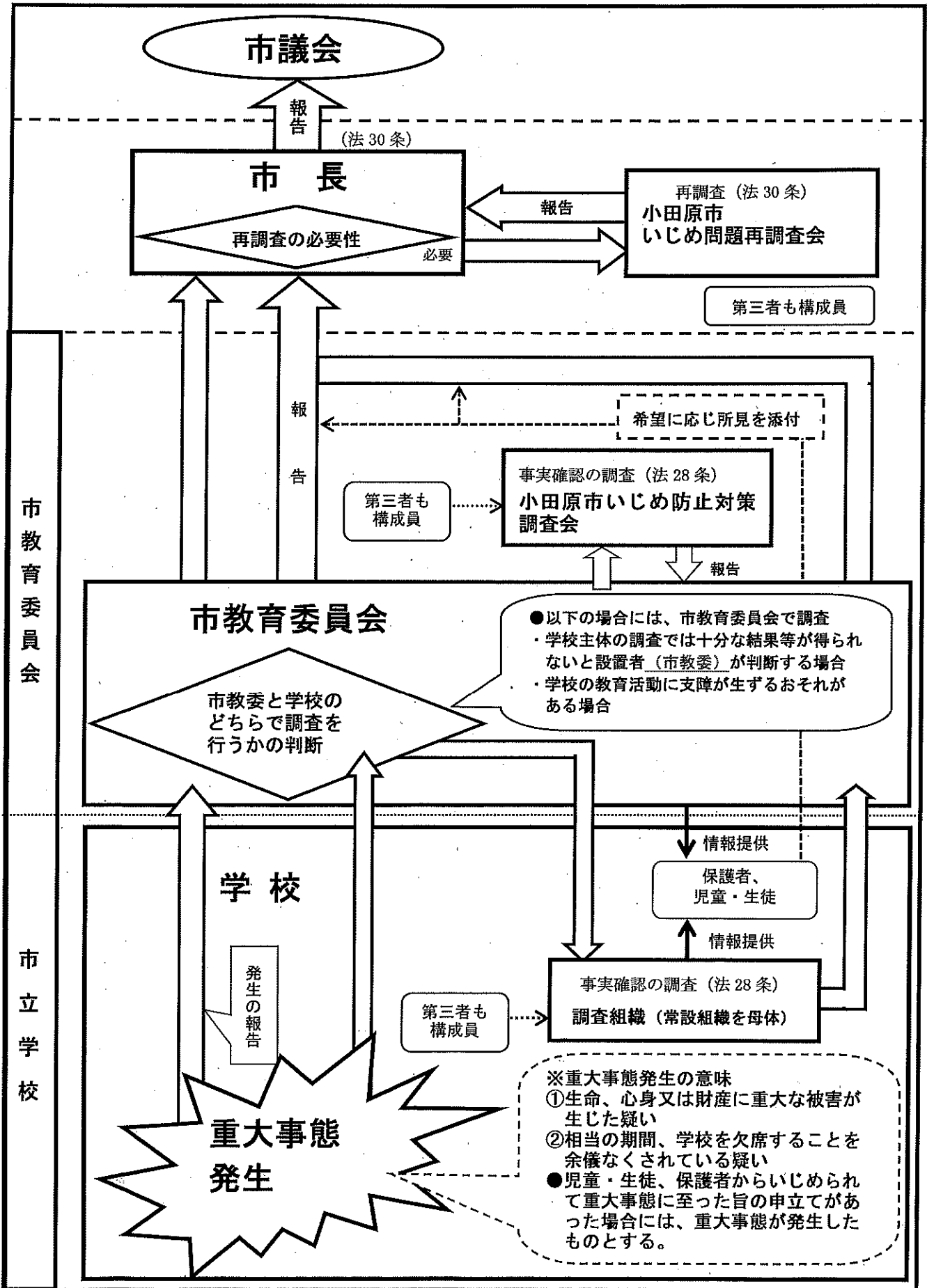
#### (2) 調査結果の報告

学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、法第 30 条第 3 項の規定により市議会に報告します。

#### (3) 再調査の結果を踏まえた措置

市長および市教育委員会は、市長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、県教育委員会と連携し、必要な措置を講じます。

重大事態発生時の対応について



市議会

報告 (法 30 条)

市長

再調査の必要性

必要

再調査 (法 30 条)

小田原市  
いじめ問題再調査会

報告

第三者も構成員

報告

希望に応じ所見を添付

事実確認の調査 (法 28 条)

小田原市いじめ防止対策  
調査会

第三者も  
構成員

報告

市教育委員会

市教委と学校の  
どちらで調査を  
行うかの判断

- 以下の場合には、市教育委員会で調査
  - ・ 学校主体の調査では十分な結果等が得られないと設置者（市教委）が判断する場合
  - ・ 学校の教育活動に支障が生ずるおそれがある場合

情報提供

保護者、  
児童・生徒

情報提供

事実確認の調査 (法 28 条)

調査組織（常設組織を母体）

第三者も  
構成員

学校

発生の報告

重大事態  
発生

※重大事態発生の意味

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- 児童・生徒、保護者からいじめられて重大事態に至った旨の申立てがあった場合には、重大事態が発生したものとする。

市教育委員会

市立学校

## IV いじめ防止等を推進する体制

### 1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

#### (1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用する場合があります。その際、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加する等、各学校において配慮することとします。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにします。

市教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行います。

#### (2) 組織の構成員

この組織の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター\*16、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成します。

また、対応する事案に応じて学級担任や教科担任、第三者等も構成員に追加する等、柔軟な組織運営を図ります。

なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを児童・生徒及び保護者等に積極的に伝える取組を行うものとします。

#### (3) 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

##### 【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

##### 【早期発見・事案対処】

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集

- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

\*16 教育相談コーディネーター：各学校で児童生徒への支援に取り組む際に、組織的な課題解決に向けた推進役となる教員のこと。



## 2 小田原市いじめ問題対策連絡会

---

### (1) 連絡会の設置

いじめの防止等に向けて、市、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることができるよう、いじめの防止等に関する機関及び団体の代表者等で構成する「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置します。

### (2) 連絡会の構成員

連絡会は、市立小・中学校、市教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係機関・団体の代表者等で構成します。

### (3) 連絡会の役割

連絡会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

## 3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

---

### (1) 調査会の設置

法第14条第3項の規定により、いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究を行うため、市教育委員会の附属機関として「小田原市いじめ防止対策調査会」を設置します。

また、本調査会は法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態に対処するため必要に応じて市長の下に設ける組織とします。の規定により、市立学校で発生したいじめの重大事態の調査を行う際には、必要に応じて本調査会を開設します。

### (2) 調査会の構成員

いじめ防止対策調査会は、市立小・中学校、市教育委員会、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成する全体会議と、その下に、重大事態の調査を専門的に行うための部会を設置します。この部会は、全体会議の構成員のうち、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

### (3) 調査会の役割

- ・ 市の基本方針に基づくいじめ防止のための対策のあり方及び対策の実効性を高めるための調査研究
- ・ 市立学校で発生したいじめの重大事態の事実関係を明確にするための調査

#### 4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

---

(1) 再調査会の設置

学校又は市教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が再調査を行う必要があると認めた場合、法第30条第2項の規定に基づく再調査を行うための附属機関を市長部局に設置します。

(2) 再調査会の構成員

小田原市いじめ問題再調査会は、弁護士、精神科医医師、臨床心理士、学識経験者等で構成します。